

君津市地域防災計画
【資料編】

【資料編】目次

1	各種資料等	資料編1-1-1
	(1) 災害危険箇所等	資料編1-1-1
	○地震被害想定図	資料編 1-1-1
	○急傾斜地崩壊危険区域一覧	資料編 1-1-5
	○土砂災害（特別）警戒区域一覧	資料編 1-1-5
	○市道及び橋梁の整備状況	資料編 1-1-17
	○河川一覧	資料編 1-1-17
	○都市計画公園一覧	資料編 1-1-18
	(2) 情報伝達	資料編1-2-1
	○千葉県防災行政無線衛星系回線構成図	資料編 1-2-1
	○千葉県防災行政無線地上系回線構成図	資料編 1-2-2
	○君津市防災行政無線施設回線システム図	資料編 1-2-3
	○被害認定の基準	資料編 1-2-4
	(3) 消防・医療	資料編1-3-1
	○危険物製造所等調	資料編 1-3-1
	○医療機関一覧	資料編 1-3-2
	(4) 避難・生活救援	資料編1-4-1
	○指定緊急避難場所一覧	資料編 1-4-1
	○指定避難所一覧	資料編 1-4-4
	○福祉避難所一覧	資料編 1-4-6
	○浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧	資料編 1-4-6
	○土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設一覧	資料編 1-4-6
	○指定緊急避難場所・指定避難所位置図	資料編 1-4-7
	○防災備蓄倉庫及び備蓄品	資料編 1-4-8
	(5) その他	資料編1-5-1
	○ヘリコプター発着場適地一覧	資料編 1-5-1
	○自衛隊の航空機の能力及び支援範囲の基準	資料編 1-5-1
	○通行規制区間	資料編 1-5-2
	○自衛隊災害派遣要請依頼書の様式	資料編 1-5-3
	○自衛隊災害派遣撤収依頼書の様式	資料編 1-5-3
	○災害応援協定一覧	資料編 1-5-4
2	条例・規程・協定	資料編2-1-1
	(1) 条例	資料編2-1-1
	○君津市防災会議条例	資料編 2-1-1
	○君津市防災会議運営要領	資料編 2-1-2
	○君津市防災会議委員名簿	資料編 2-1-3
	○君津市災害対策本部条例	資料編 2-1-4
	○君津市水防協議会条例	資料編 2-1-5
	○君津市自主防災組織に係る資機材等交付要領	資料編 2-1-6

(2) 規定	資料編2-2-1
○君津市防災行政用無線局管理運用規程	資料編 2-2-1
○亀山ダム放流通知規定	資料編 2-2-3
(3) 協定	資料編2-3-1
1. 千葉県広域消防相互応援協定書	資料編 2-3-1
2. 千葉県水道災害相互応援協定	資料編 2-3-7
3. 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	資料編 2-3-10
4. 館山自動車道消防相互応援協定書	資料編 2-3-12
5. 災害時における物資の供給に関する協定書	資料編 2-3-14
6. 地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書	資料編 2-3-15
7. 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	資料編 2-3-16
8. 君津市、草津市災害支援・友好交流基本協定書	資料編 2-3-18
9. 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	資料編 2-3-20
10. 公益社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定	資料編 2-3-21
11. 災害時における燃料等の供給に関する協定書	資料編 2-3-26
12. 君津市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	資料編 2-3-27
13. 災害時における飲料水確保のための応急作業に関する協定書	資料編 2-3-31
14. 災害時の救護支援活動に関する協定書	資料編 2-3-32
15. 災害時における燃料等の供給に関する協定書	資料編 2-3-36
16. 地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書	資料編 2-3-37
17. 災害時における物資の供給に関する協定書	資料編 2-3-39
18. 地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書	資料編 2-3-40
19. 災害時における災害情報の放送に関する協定書	資料編 2-3-41
20. 災害時の情報交換に関する協定	資料編 2-3-42
21. 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	資料編 2-3-43
22. 災害時相互応援協定書	資料編 2-3-44
23. 広告付避難場所等電柱看板に関する協定書	資料編 2-3-46
24. 災害に係る情報発信等に関する協定書	資料編 2-3-48
25. 災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書	資料編 2-3-50
26. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	資料編 2-3-52
27. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	資料編 2-3-54
28. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	資料編 2-3-56
29. 君津市地域防災計画に基づく災害時歯科医療救護活動に関する協定書	資料編 2-3-58
30. 地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書	資料編 2-3-60
31. 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	資料編 2-3-61
32. 災害時における物資の供給に関する協定書	資料編 2-3-63
33. 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書	資料編 2-3-65
34. 災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書	資料編 2-3-67
35. 災害時における防災活動協力に関する協定書	資料編 2-3-69
36. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	資料編 2-3-70
37. 災害時における避難所の設置運営等に関する協定	資料編 2-3-72
38. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	資料編 2-3-74

39. 災害時等における無人航空機による協力に関する協定書	資料編 2-3-76
40. 災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定書	資料編 2-3-78
41. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	資料編 2-3-80
42. 浸水時における一時避難施設としての使用に関する協定書	資料編 2-3-82
43. 災害時相互応援協定書	資料編 2-3-84
44. 災害時における防災活動協力に関する協定書	資料編 2-3-86
45. 福祉避難所としての指定及び設置運営に関する協定書	資料編 2-3-88
46. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	資料編 2-3-90
47. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	資料編 2-3-92
48. 災害時における無人航空機による調査・協力に関する協定書	資料編 2-3-94
49. 災害時における飲料水等の供給に関する協定書	資料編 2-3-96
50. 災害時における電動車両等の支援に関する協定	資料編 2-3-97
51. 応急給水等に係る確認書	資料編 2-3-99
52. 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	資料編 2-3-101
53. 災害時における段ボール製品の調達に関する協定	資料編 2-3-107
54. 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	資料編 2-3-110
55. 災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定書	資料編 2-3-111
56. 千葉県君津市と日本郵便株式会社との包括連携協定書	資料編 2-3-113
57. 災害時における放送等に関する協定書	資料編 2-3-116
58. 災害時等における施設及び機材等の提供協力に関する協定	資料編 2-3-117
59. 「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書	資料編 2-3-118
60. 災害時における車両貸与に関する覚書	資料編 2-3-119
61. 災害時等におけるレンタル資機材の提供等に関する覚書	資料編 2-3-122
62. 旧坂畑小学校及び旧亀山中学校の災害時における指定避難所 及び指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	資料編 2-3-124
63. 君津市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	資料編 2-3-126
64. 災害時等における施設利用の協力に関する協定	資料編 2-3-128
65. 旧松丘小学校及び旧松丘中学校の災害時における指定避難所 及び指定緊急避難場所としての使用に関する協定	資料編 2-3-131
66. 災害時における応急対策の協力に関する協定書	資料編 2-3-133
3 市関係様式	資料編3-1-1
○君津市様式 1 災害即報票	資料編 3-1-1
○君津市様式 2 職員動員報告	資料編 3-1-2
○君津市様式 3	資料編 3-1-6
○君津市様式 4	資料編 3-1-7
○君津市様式 5	資料編 3-1-8
○君津市様式 6	資料編 3-1-9
4 災害救助法様式	資料編4-1-1
○災害救助法による救助の内容等	資料編 4-1-1
○災害救助法様式	資料編 4-1-7
様式 1 救助の種類別実施状況	資料編 4-1-7

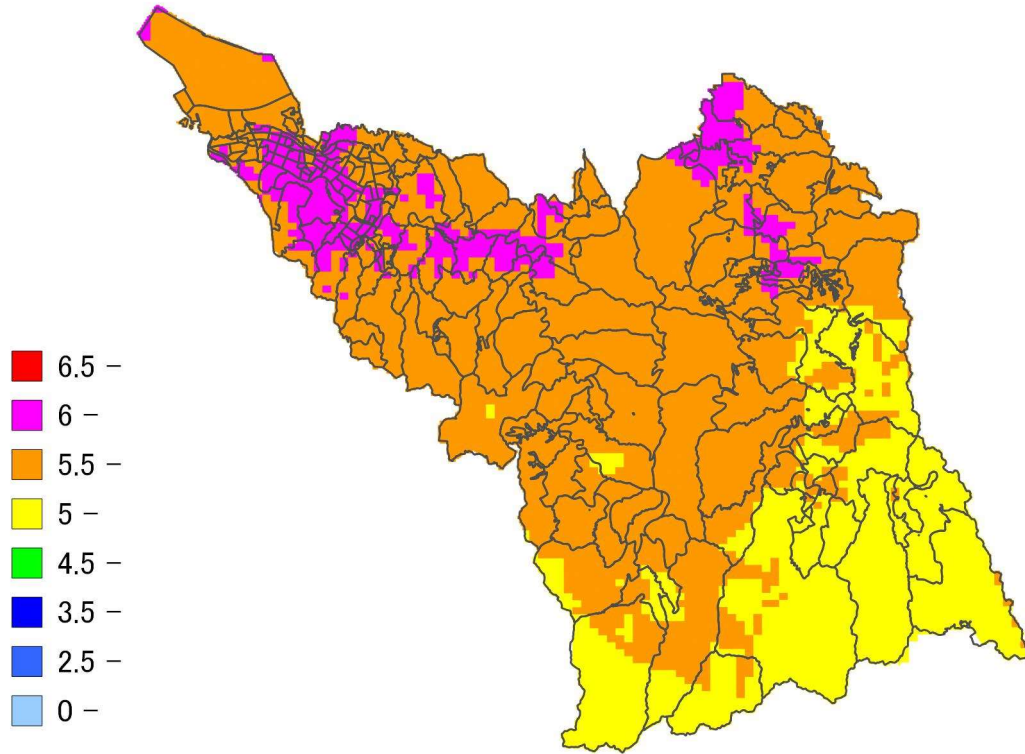
様式 2	救助の種目別物資受払状況	資料編 4-1-8
様式 3	避難所設置及び避難生活状況	資料編 4-1-9
様式 4-1	応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）	資料編 4-1-10
様式 4-2	応急仮設住宅台帳（借上型仮設住宅）	資料編 4-1-11
様式 5	炊き出し給与状況	資料編 4-1-11
様式 6	飲料水の供給簿	資料編 4-1-13
様式 7	被服、寝具その他生活必需品の給与状況	資料編 4-1-14
様式 8-1	救護班活動状況（総括表）	資料編 4-1-15
様式 8-2	救護班活動状況	資料編 4-1-16
様式 8-3	DMAT 活動時間調査票	資料編 4-1-17
様式 9	病院診療所医療実施状況	資料編 4-1-18
様式 10	助産台帳	資料編 4-1-19
様式 11	被災者救出状況記録簿	資料編 4-1-20
様式 12	住宅応急修理記録簿	資料編 4-1-20
様式 13	生業資金貸付台帳	資料編 4-1-22
様式 14	学用品の給与状況	資料編 4-1-23
様式 15	埋葬台帳	資料編 4-1-24
様式 16	死体処理台帳	資料編 4-1-25
様式 17	障害物除去の状況	資料編 4-1-26
様式 18	輸送記録簿	資料編 4-1-27
様式 19	（1）令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況	資料編 4-1-28
様式 20	（2）令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者の従事状況	資料編 4-1-29
様式 21	（3）扶助金の支給状況	資料編 4-1-30
様式 22	（4）損失補償費の状況	資料編 4-1-31
様式 23	救助事務費対象経費支弁内訳	資料編 4-1-32

1 各種資料等

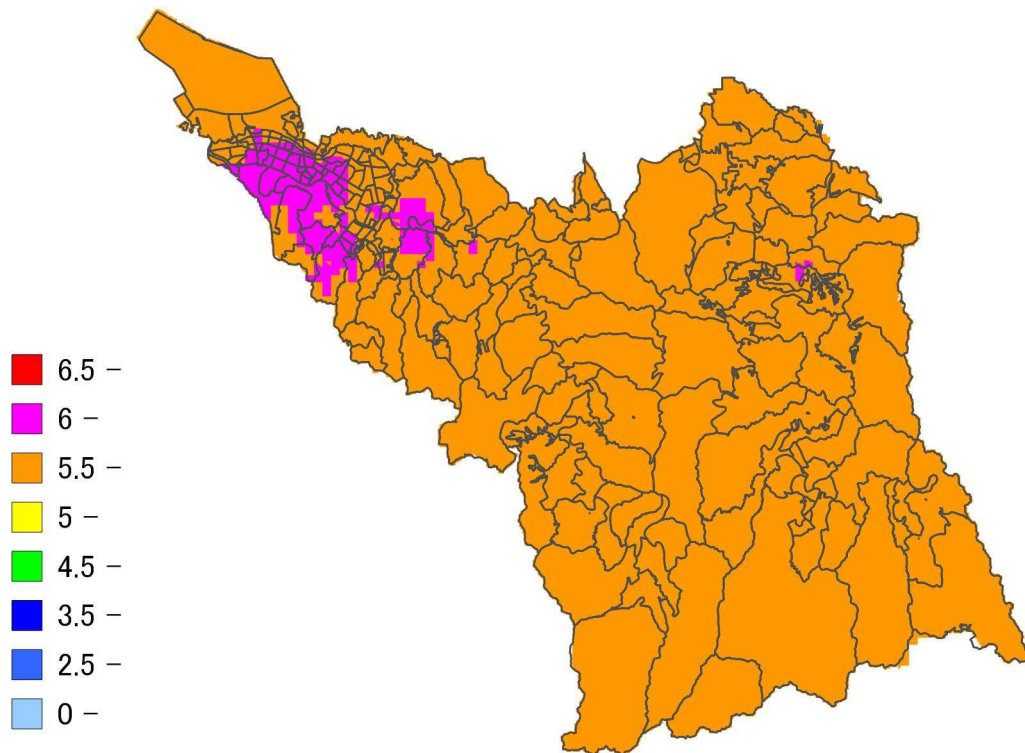
(1) 災害危険箇所等

○地震被害想定図

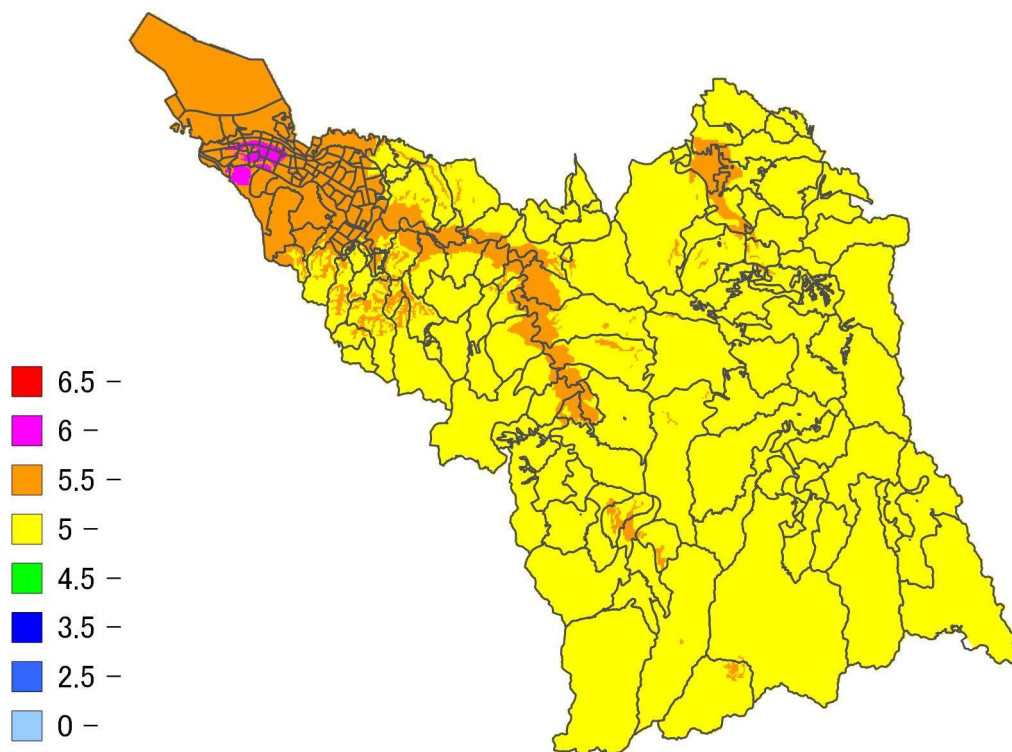
・震度分布図（君津市直下の地震）



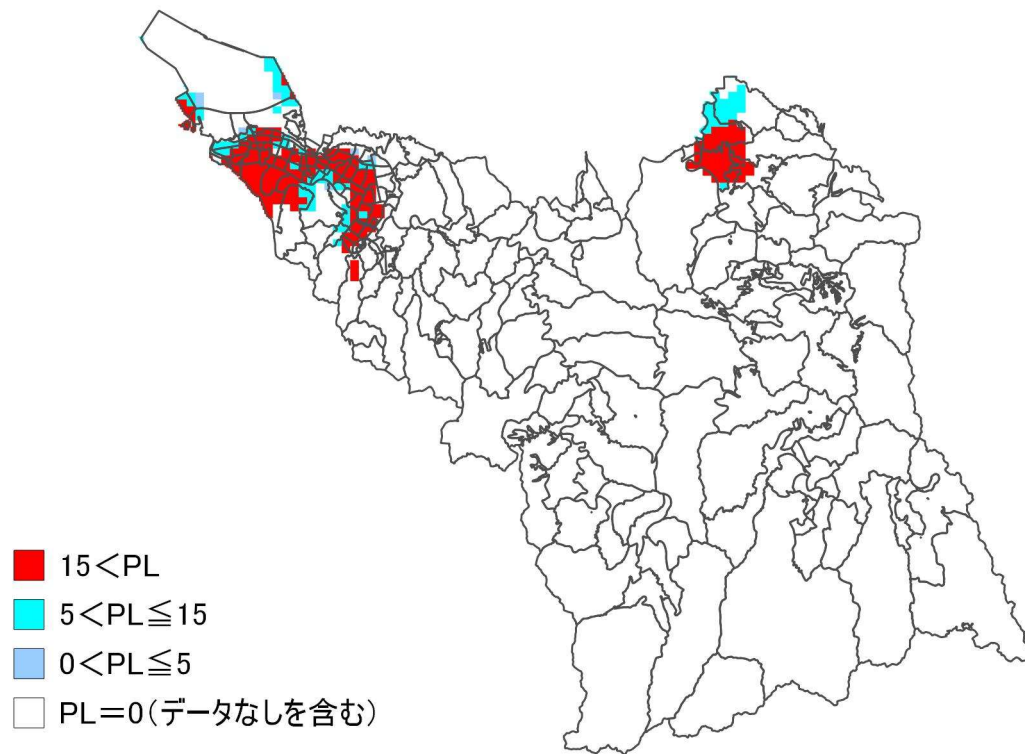
・震度分布図（東京湾北部地震）



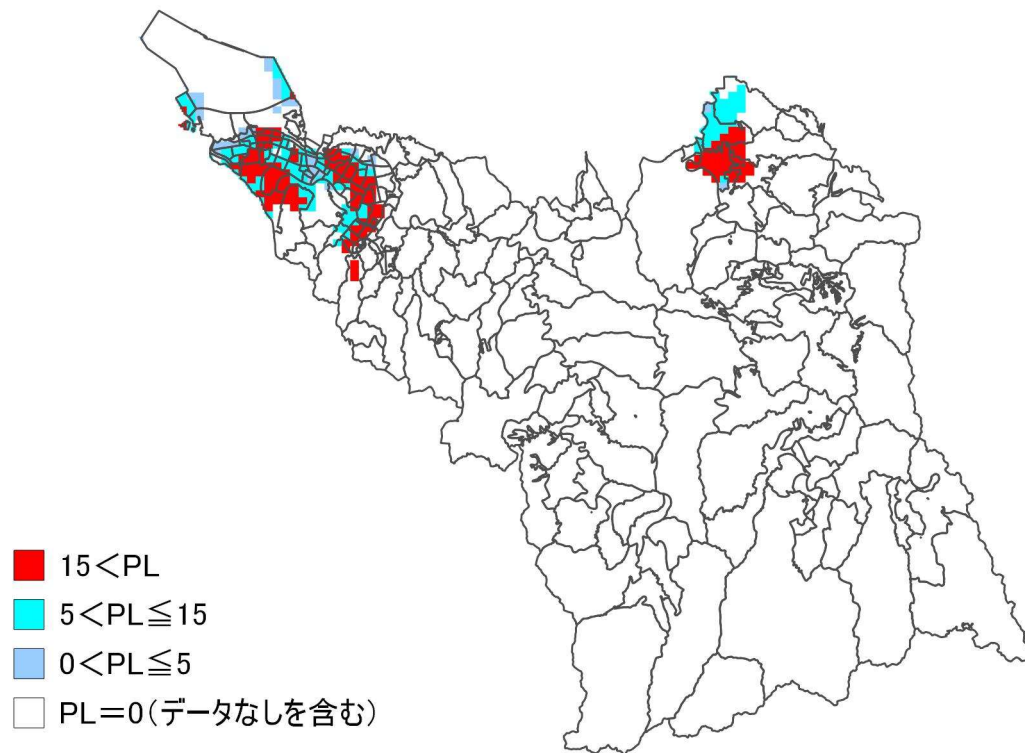
・震度分布図（千葉県北西部直下地震）



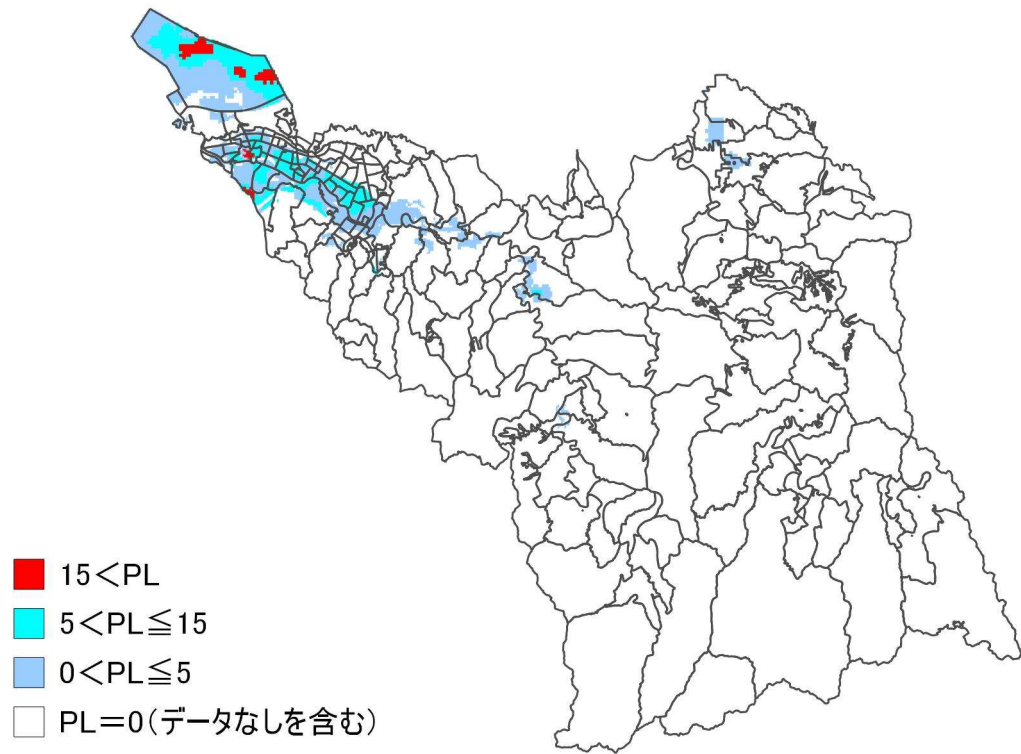
・液状化危険度分布図（君津市直下の地震）



・液状化危険度分布図（東京湾北部地震）



・液状化危険度分布図（千葉県北西部直下地震）



○急傾斜地崩壊危険区域一覧

No	番号	地区名	指定年月日	告示番号
1	34	坂田	昭和50年9月19日	千葉県告示第746号
2	37	長谷川	昭和51年12月14日	千葉県告示第777号
3	46	大井戸	昭和53年1月27日	千葉県告示第79号
4	57	釜生	昭和53年9月5日	千葉県告示第712号
5	68	原	昭和55年6月17日	千葉県告示第553号
6	100	大戸見	昭和58年5月4日	千葉県告示第388号
7	137	山本の1	昭和59年6月1日	千葉県告示第586号
8	138	山本の2	昭和59年6月1日	千葉県告示第586号
9	206	怒田	昭和62年4月28日	千葉県告示第418号
10	282	大井戸2	平成4年2月21日	千葉県告示第89号
11	283	糸川	平成4年2月21日	千葉県告示第89号
12	311	人見	平成5年12月17日	千葉県告示第1045号
			平成12年4月21日	千葉県告示第409号
13	351	怒田2	平成8年1月9日	千葉県告示第11号
14	373	久留里市場	平成10年3月31日	千葉県告示第371号

○土砂災害（特別）警戒区域一覧

No	箇所名 (溪流名)	箇所番号 (溪流番号)	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
1	久留里2	I-1180	急傾斜地の崩壊	H22.5.14	千第400号	千第402号
2	小市部	I-1186-a I-1186-b I-1186-c	急傾斜地の崩壊	H22.5.14	千第400号	千第402号
3	小市部2	II-6120	急傾斜地の崩壊	H22.5.14	千第400号	千第402号
4	浦田1	II-6124	急傾斜地の崩壊	H22.5.14	千第400号	千第402号
5	浦田3	II-6126	急傾斜地の崩壊	H22.5.14	千第400号	千第402号
6	大井戸	I-1190-a I-1190-b I-1190-c	急傾斜地の崩壊	H22.12.17	千第874号	千第875号
7	大和田1	I-1194	急傾斜地の崩壊	H22.12.17	千第874号	千第875号
8	大和田3	II-5947	急傾斜地の崩壊	H22.12.17	千第874号	千第875号
9	人見1	II-5946	急傾斜地の崩壊	H22.12.17	千第874号	千第875号
10	人見3	II-5949	急傾斜地の崩壊	H22.12.17	千第874号	千第875号
11	福岡	II-6052	急傾斜地の崩壊	H22.12.17	千第874号	千第875号
12	根本4	II-6069	急傾斜地の崩壊	H22.12.17	千第874号	千第875号
13	鎌滝1	II-6914	急傾斜地の崩壊	H22.12.17	千第874号	千第875号
14	大野台4	III-0658	急傾斜地の崩壊	H22.12.17	千第874号	千第875号
15	人見	I-1187-a I-1187-b	急傾斜地の崩壊	H23.11.22	千第780号	千第783号
16	大井下根本	I-1189-a I-1189-b I-1189-c	急傾斜地の崩壊	H23.11.22	千第780号	千第783号
17	中島2	I-1197	急傾斜地の崩壊	H23.11.22	千第780号	千第783号
18	法木	I-1202	急傾斜地の崩壊	H23.11.22	千第780号	千第783号

No	箇所名 (溪流名)	箇所番号 (溪流番号)	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
19	中島 5	Ⅱ-6028	急傾斜地の崩壊	H23. 11. 22	千第 780 号	千第 783 号
20	鎌滝	Ⅱ-6056	急傾斜地の崩壊	H23. 11. 22	千第 780 号	千第 783 号
21	石塚 6	Ⅱ-0952	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 10	千第 190 号	千第 191 号
22	小市部沢 1	I -22501601	土石流	R2. 2. 18	千第 62 号	千第 63 号
23	法木沢	I -22504101	土石流	R2. 2. 18	千第 62 号	特別警戒 区域なし
24	八木沢	Ⅱ-22504002	土石流	R2. 2. 18	千第 62 号	千第 63 号
25	練木沢 1	Ⅱ-22505202	土石流	R2. 3. 31	千第 204 号	特別警戒 区域なし
26	練木沢 2	I -22505101	土石流	R2. 3. 31	千第 204 号	千第 215 号
27	大鷲沢 1	Ⅱ-22505002	土石流	R2. 3. 31	千第 204 号	特別警戒 区域なし
28	大鷲沢 2	Ⅱ-22504902	土石流	R2. 3. 31	千第 204 号	特別警戒 区域なし
29	大鷲沢 3	Ⅱ-22504802	土石流	R2. 3. 31	千第 204 号	千第 215 号
30	天王台沢 2	Ⅱ-22505502	土石流	R2. 3. 31	千第 204 号	特別警戒 区域なし
31	天王台沢 3	Ⅱ-22505302	土石流	R2. 3. 31	千第 204 号	特別警戒 区域なし
32	天王台沢 4	Ⅱ-22505402	土石流	R2. 3. 31	千第 204 号	特別警戒 区域なし
33	熊竹沢	I -22502301	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
34	平沢沢	I -22502701	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
35	清水沢	I -22502801	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
36	鳥居戸沢 1	I -22503001	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
37	鳥居戸沢 2	I -22502901	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
38	市ノ沢 1	Ⅱ-22503102	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
39	市ノ沢 2	I -22503201	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
40	清和沢 1	I -22503801	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
41	清和沢 2	I -22503901	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
42	西谷沢 2	I -22504501	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
43	西谷沢 3	Ⅱ-22504602	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
44	西谷沢 4	Ⅱ-22504702	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
45	白駒沢 1	Ⅱ-22505602	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
46	白駒沢 2	I -22505701	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
47	峰岸沢	Ⅱ-22500602	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
48	平山沢 2	Ⅱ-22500802	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
49	砂押沢 2	Ⅱ-22500902	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
50	砂押沢 3	Ⅱ-22501002	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号

No	箇所名 (溪流名)	箇所番号 (溪流番号)	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
51	砂押沢 4	Ⅱ-22501102	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
52	砂押沢 5	Ⅱ-22501202	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
53	小市部沢 2	Ⅱ-22501502	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
54	小市部沢 3	Ⅱ-22501402	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
55	川谷沢 1	Ⅱ-22501702	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
56	川谷沢 2	Ⅱ-22501802	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
57	大谷沢 1	Ⅱ-22502002	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
58	大谷沢 2	Ⅱ-22501902	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
59	長谷川谷 1	Ⅱ-22502202	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
60	長谷川谷 2	Ⅱ-22502102	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
61	追湯沢	Ⅱ-22502402	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
62	出戸沢 1	Ⅱ-22502602	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
63	出戸沢 2	Ⅱ-22502502	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
64	長石沢 2	Ⅱ-22504202	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
65	長石沢 3	Ⅱ-22504402	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
66	池の谷沢	Ⅱ-22505802	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
67	馬登沢 1	Ⅱ-22506002	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
68	馬登沢 2	Ⅱ-22506102	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
69	馬登沢 3	Ⅲ-22505903	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	千第 608 号
70	大山野沢 1	Ⅲ-22506402	土石流	R2. 11. 10	千第 607 号	特別警戒 区域なし
71	黄和田畑 1	Ⅲ-0675	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
72	黄和田畑 2	I-1176	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
73	黄和田畑 3	Ⅱ-6178	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
74	釜生 1	I-1177	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
75	釜生 2	Ⅱ-6152	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
76	久留里 1	I-1179	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
77	久留里 3	I-2050	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
78	久留里 4	Ⅱ-6123	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
79	坂田 1	Ⅲ-1256	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
80	坂田 2	Ⅲ-1257	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
81	坂田 4	Ⅲ-0624	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
82	坂田 5	Ⅲ-1258	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
83	坂田 6	I-1182	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
84	坂田 7	I-150015	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号

No	箇所名 (溪流名)	箇所番号 (溪流番号)	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
85	坂田 8	I-1181	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
86	山本 1	I-1183	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
87	山本 2	I-1396	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
88	山本 3	I-1184	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
89	山本 4	II-6095	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
90	山本 5	III-0625	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
91	西原	I-1188	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
92	大戸見	I-1191	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
93	大戸見 1	II-6094	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
94	大戸見 2	II-6103	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
95	大戸見 3	II-6104	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
96	大戸見 4	II-6109	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
97	大戸見 5	II-6134	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
98	大野台 2	I-1193	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
99	大和田 2	I-1195	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
100	大和田 4	I-150014	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
101	大和田 5	III-1259	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
102	中島 1	I-1196	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
103	中島 3	II-6026	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
104	中島 4	II-6027	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
105	長石 1	II-6067	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
106	長石 2	I-1198	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
107	長石 3	II-150038	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
108	長石 4	III-0628	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
109	長谷川 1	I-150010	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
110	長谷川 2	II-6111	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
111	長谷川 3	II-6113	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
112	長谷川 4	II-6112	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
113	長谷川 5	II-6114	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
114	長谷川 6	II-6115	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
115	長谷川 7	I-1199	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
116	長谷川 8	II-6110	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
117	怒田 1	II-6127	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
118	怒田 2	I-1397	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
119	怒田 3	I-150009	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
120	怒田 4	II-6130	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
121	怒田 5	II-6131	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
122	怒田 6	II-6132	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
123	怒田 7	II-6133	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号

No	箇所名 (溪流名)	箇所番号 (溪流番号)	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
124	怒田 8	Ⅱ-6146	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
125	怒田 9	Ⅱ-6147	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
126	怒田 1 0	Ⅱ-6153	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
127	怒田 1 1	Ⅱ-6154	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
128	怒田 1 2	I -1200	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
129	怒田 1 3	Ⅱ-6128	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
130	怒田 1 4	Ⅱ-6129	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
131	怒田 1 5	Ⅱ-7121	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
132	人見 2	Ⅱ-5948	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
133	人見 4	I -1201	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
134	大井戸 2	I -1203	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
135	高坂 1	I -2047	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
136	小香	I -2049	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
137	久留里市場	Ⅱ-6122	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
138	久留里市場 1	I -150007	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
139	久留里市場 2	I -150008	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
140	北子安 1	I -150016	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
141	北子安 2	Ⅲ-1260	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
142	法木作	I -150017	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
143	法木作 1	Ⅱ-5971	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
144	法木作 2	Ⅱ-5972	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
145	法木作 3	Ⅱ-5973	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
146	糠田 1	I -150018	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
147	糠田 2	Ⅱ-150037	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
148	糠田 3	Ⅱ-6051	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
149	奥米 1	I -150019	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
150	奥米 2	Ⅱ-6176	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
151	小山野 1	Ⅱ-5965	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
152	小山野 2	Ⅱ-5966	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
153	小山野 3	Ⅱ-5967	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
154	小山野 4	Ⅱ-5968	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
155	小山野 5	Ⅲ-0635	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
156	小山野 7	Ⅲ-1262	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
157	小山野 8	Ⅱ-150073	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
158	小山野 9	I -150022	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
159	小山野 1 0	Ⅱ-5970	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
160	山高原 1	Ⅱ-5969	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
161	山高原 3	Ⅱ-6001	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
162	山高原 4	Ⅱ-6002	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号

No	箇所名 (溪流名)	箇所番号 (溪流番号)	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
163	山高原 5	Ⅱ-6003	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
164	山高原 6	Ⅱ-6004	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
165	山高原 7	Ⅱ-6005	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
166	山高原 8	Ⅱ-6006	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
167	山高原 9	Ⅱ-6007	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
168	山高原 1 0	I -150023	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
169	大山野 1	Ⅱ-5990	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
170	大山野 2	Ⅱ-5991	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
171	大山野 3	Ⅱ-5992	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
172	大山野 4	Ⅱ-5993	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
173	大山野 5	Ⅱ-6008	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
174	大山野 6	Ⅱ-6009	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
175	大山野 7	Ⅱ-6011	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
176	大山野 8	Ⅱ-6012	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
177	大山野 9	Ⅱ-6013	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
178	大山野 1 0	Ⅱ-6014	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
179	大山野 1 1	Ⅱ-6015	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
180	大山野 1 2	Ⅱ-6019	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
181	大山野 1 3	Ⅲ-0636	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
182	大山野 1 4	Ⅲ-0637	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
183	大山野 1 5	Ⅲ-0632	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
184	大山野 1 6	Ⅲ-0640	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
185	大山野 1 8	Ⅲ-0642	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
186	大山野 1 9	Ⅲ-0643	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
187	大山野 2 1	I -150024	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
188	上湯江	Ⅱ-5950	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
189	陽光台 1	Ⅱ-5951	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
190	杉谷 1	Ⅱ-5955	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
191	杉谷 2	Ⅱ-5956	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
192	郡 1	Ⅱ-5957	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
193	郡 2	Ⅱ-5958	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
194	郡 3	Ⅱ-5959	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
195	郡 4	Ⅱ-5960	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
196	郡 5	Ⅱ-5961	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
197	郡 6	Ⅱ-5962	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
198	郡 7	Ⅱ-5963	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
199	郡 8	Ⅱ-5964	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
200	郡 9	Ⅱ-5976	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
201	常代 1	Ⅱ-5975	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号

No	箇所名 (溪流名)	箇所番号 (溪流番号)	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
202	常代 2	Ⅱ-5979	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
203	常代 3	Ⅱ-5980	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	特別警戒 区域なし
204	浜子 1	Ⅱ-5977	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
205	浜子 2	Ⅱ-5978	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
206	六手 1	Ⅱ-5982	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
207	六手 2	Ⅱ-5983	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
208	六手 3	Ⅱ-5984	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
209	六手 4	Ⅱ-5985	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
210	六手 5	Ⅱ-5986	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
211	六手 6	Ⅱ-5987	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
212	六手 7	Ⅱ-5988	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
213	六手 8	Ⅱ-5998	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
214	六手 9	Ⅱ-150082	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
215	六手 1 0	Ⅱ-150083	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
216	六手 1 1	Ⅱ-5997	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
217	宮下	Ⅱ-5989	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
218	皿引 1	Ⅱ-5994	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
219	皿引 2	Ⅱ-5995	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
220	皿引 3	Ⅱ-5996	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
221	馬登 1	Ⅱ-5999	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
222	馬登 2	Ⅱ-6000	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
223	馬登 3	Ⅱ-6018	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
224	馬登 4	Ⅱ-6031	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
225	馬登 5	Ⅱ-6036	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
226	馬登 6	Ⅱ-6037	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
227	馬登 7	Ⅱ-6040	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
228	馬登 8	Ⅱ-150074	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
229	馬登 9	Ⅱ-150085	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
230	馬登 1 0	Ⅱ-150087	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
231	馬登 1 1	Ⅱ-150088	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
232	馬登 1 2	Ⅱ-6016	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
233	馬登 1 3	Ⅱ-6017	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
234	作木	Ⅱ-6010	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
235	作木 4	Ⅲ-1264	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
236	三直 2	Ⅱ-6020	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
237	三直 3	Ⅱ-6021	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
238	三直 4	Ⅱ-150017	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
239	練木	Ⅱ-6022	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
240	大鷲 1	Ⅱ-6023	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号

No	箇所名 (溪流名)	箇所番号 (溪流番号)	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
241	大鷲 2	Ⅱ-6041	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
242	大鷲 3	Ⅱ-6042	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
243	大鷲 4	Ⅱ-6043	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
244	大鷲 5	Ⅲ-0618	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
245	大鷲 6	Ⅲ-0619	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
246	上	Ⅱ-6024	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
247	泉 1	Ⅱ-6025	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
248	泉 2	Ⅱ-6029	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
249	泉 3	Ⅱ-6030	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
250	尾車 1	Ⅱ-6032	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
251	尾車 2	Ⅱ-6033	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
252	白駒 1	Ⅱ-6034	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
253	白駒 2	Ⅱ-6035	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
254	白駒 3	Ⅱ-6050	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
255	白駒 4	Ⅱ-150084	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
256	白駒 5	Ⅲ-0633	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
257	白駒 6	Ⅲ-0634	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
258	草牛 1	Ⅱ-6038	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
259	草牛 2	Ⅱ-6039	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
260	草牛 3	Ⅱ-150086	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
261	小糸大谷 1	Ⅱ-6044	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
262	小糸大谷 2	Ⅱ-6058	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
263	小糸大谷 3	Ⅱ-6059	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
264	小糸大谷 4	Ⅱ-6060	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
265	小糸大谷 5	Ⅱ-6061	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
266	小糸大谷 6	Ⅱ-6062	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
267	小糸大谷 7	Ⅱ-6063	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
268	小糸大谷 8	Ⅱ-6064	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
269	小糸大谷 9	Ⅱ-6065	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
270	小糸大谷 10	Ⅲ-0627	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
271	大井 1	Ⅱ-6045	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
272	大井 2	Ⅱ-6046	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
273	大井 3	Ⅱ-6047	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
274	根本 1	Ⅱ-6048	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
275	根本 2	Ⅱ-6049	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
276	根本 3	Ⅱ-6066	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
277	荻作 1	Ⅱ-6053	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
278	荻作 2	Ⅱ-6054	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
279	荻作 3	Ⅱ-6055	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号

No	箇所名 (溪流名)	箇所番号 (溪流番号)	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
280	鹿野山	Ⅱ-6057	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	特別警戒 区域なし
281	糸川	Ⅱ-6915	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
282	糸川 1	Ⅱ-6070	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
283	糸川 2	Ⅱ-6080	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
284	清和市場 1	Ⅱ-6071	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
285	清和市場 2	Ⅱ-6072	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
286	東栗倉 1	Ⅲ-0665	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
287	東栗倉 2	Ⅱ-150055	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
288	東栗倉 3	Ⅱ-6073	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
289	東栗倉 4	Ⅲ-0666	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	特別警戒 区域なし
290	平田 1	Ⅱ-6074	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
291	平田 2	Ⅱ-6165	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
292	平田 3	Ⅱ-150057	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
293	平田 4	Ⅲ-0664	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
294	植畑 1	Ⅱ-6075	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
295	東日笠 1	Ⅱ-6077	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
296	東日笠 2	Ⅱ-6078	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
297	東日笠 3	Ⅱ-6158	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
298	東日笠 4	Ⅱ-6159	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
299	東日笠 5	Ⅲ-0668	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
300	戸崎 1	Ⅱ-6079	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
301	戸崎 2	Ⅱ-6081	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
302	戸崎 3	Ⅱ-6082	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
303	戸崎 4	Ⅱ-6083	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
304	戸崎 5	Ⅱ-6084	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
305	戸崎 6	Ⅱ-6085	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
306	戸崎 7	Ⅲ-0645	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
307	山滝野 1	Ⅱ-6086	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
308	山滝野 2	Ⅱ-6087	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
309	山滝野 4	Ⅱ-6101	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
310	山滝野 5	Ⅱ-6102	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
311	山滝野 6	Ⅱ-150053	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
312	大坂 1	Ⅱ-6089	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
313	大坂 2	Ⅱ-6090	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
314	大坂 3	Ⅱ-6091	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
315	大坂 4	Ⅱ-6092	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
316	大坂 5	Ⅱ-6093	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
317	大坂 6	Ⅱ-150054	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号

No	箇所名 (溪流名)	箇所番号 (溪流番号)	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
318	三田	Ⅱ-6096	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
319	向郷	Ⅱ-6097	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
320	栗坪	Ⅱ-6098	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
321	芋窪1	Ⅱ-6099	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
322	芋窪2	Ⅱ-6100	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
323	広岡1	Ⅱ-6105	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
324	広岡2	Ⅱ-6106	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
325	広岡3	Ⅱ-6107	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
326	広岡4	Ⅱ-6108	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
327	小櫃台	Ⅱ-6116	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
328	青柳	Ⅱ-6117	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
329	久留里大谷1	Ⅱ-6118	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
330	久留里大谷2	Ⅱ-6138	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
331	久留里大谷3	Ⅱ-6139	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
332	久留里大谷4	Ⅲ-0647	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
333	小市部1	Ⅱ-6119	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
334	小市部4	Ⅲ-0648	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
335	小市部5	Ⅲ-0649	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
336	浦田2	Ⅱ-6125	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
337	柳城	Ⅱ-6135	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
338	大中2	Ⅱ-6137	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
339	大中3	Ⅲ-0669	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
340	川谷1	Ⅱ-6140	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
341	川谷2	Ⅱ-6141	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
342	川谷3	Ⅱ-6142	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
343	川谷4	Ⅱ-6143	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
344	川谷5	Ⅱ-6144	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
345	川谷6	Ⅱ-6145	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
346	川谷7	Ⅲ-0651	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
347	川谷8	Ⅲ-0652	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
348	川谷9	Ⅲ-0655	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
349	川谷10	Ⅲ-0656	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
350	川谷11	Ⅲ-0650	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
351	川谷12	Ⅲ-0653	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
352	坂畑	Ⅱ-6148	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
353	草川原	Ⅱ-6149	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
354	草川原1	Ⅲ-0671	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
355	折木沢1	Ⅱ-6150	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号
356	折木沢2	Ⅱ-6151	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	千第145号	千第148号

No	箇所名 (溪流名)	箇所番号 (溪流番号)	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
357	蔵玉	Ⅱ-150040	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
358	蔵玉 1	Ⅱ-6155	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
359	蔵玉 2	Ⅱ-6156	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
360	蔵玉 3	Ⅱ-6157	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
361	蔵玉 4	Ⅲ-0676	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
362	辻森 1	Ⅱ-6160	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
363	辻森 2	Ⅱ-6163	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
364	辻森 3	Ⅱ-150056	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
365	豊田	Ⅱ-6161	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
366	笹 1	Ⅱ-6162	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
367	笹 2	Ⅱ-150039	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
368	笹 3	Ⅲ-1268	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
369	西日笠	Ⅱ-6164	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
370	怒田沢 1	Ⅱ-6166	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
371	怒田沢 2	Ⅱ-6167	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
372	怒田沢 3	Ⅱ-6168	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
373	怒田沢 4	Ⅱ-150059	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
374	怒田沢 5	Ⅱ-150060	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
375	怒田沢 6	Ⅱ-150061	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
376	正木 1	Ⅱ-6169	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
377	正木 2	Ⅱ-6170	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
378	正木 3	Ⅱ-150058	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
379	旅名 1	Ⅱ-6171	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
380	旅名 2	Ⅱ-6172	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
381	豊英 1	Ⅱ-6173	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
382	豊英 2	Ⅱ-6174	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
383	豊英 3	Ⅱ-6175	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
384	豊英 4	Ⅲ-0677	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
385	香木原	Ⅱ-6177	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
386	香木原 1	Ⅲ-0674	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
387	香木原 2	Ⅱ-150062	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	特別警戒 区域なし
388	新御堂	Ⅲ-0629	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
389	岩出 1	Ⅲ-0646	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
390	日渡根	Ⅲ-0659	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
391	平山 1	Ⅲ-0660	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
392	加名盛	Ⅲ-0667	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
393	大岩 2	Ⅲ-0672	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
394	大岩 3	Ⅲ-0670	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
395	法木 1	Ⅲ-1265	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号

No	箇所名 (溪流名)	箇所番号 (溪流番号)	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
396	二入 1	Ⅲ-1267	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
397	蔵玉沢	I -22500101	土石流	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
398	笹沢	I -22500301	土石流	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
399	前笹沢	I -22500401	土石流	R3. 3. 16	千第 145 号	特別警戒 区域なし
400	四ノ宮沢	I -22500701	土石流	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
401	倉沢	I -22503301	土石流	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
402	釜生沢	Ⅱ-22500202	土石流	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
403	高水沢	Ⅱ-22500502	土石流	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
404	鐘湯沢	Ⅱ-22503402	土石流	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
405	奥米代沢	Ⅱ-22503502	土石流	R3. 3. 16	千第 145 号	千第 148 号
406	大岩沢	Ⅱ-22503602	土石流	R3. 3. 16	千第 145 号	特別警戒 区域なし
407	西日笠沢	Ⅱ-22503702	土石流	R3. 3. 16	千第 145 号	特別警戒 区域なし
408	上 1 4	Ⅱ-6248	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 146 号	千第 149 号
409	亀沢 9	Ⅱ-6355	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 146 号	千第 149 号
410	亀沢 1 1	Ⅱ-6357	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 146 号	千第 149 号
411	桜井 1	Ⅱ-6444	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千第 146 号	千第 149 号
412	畑沢 1	Ⅱ-5853	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 19	千第 163 号	千第 167 号
413	畑沢 1 6	Ⅱ-5854	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 19	千第 163 号	千第 167 号
414	畑沢南 1	Ⅱ-5855	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 19	千第 163 号	千第 167 号
415	八幡台 3	Ⅱ-150076	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 19	千第 163 号	千第 167 号

○市道及び橋梁の整備状況

市道整備状況

単位 m

地区名	総延長	実延長	舗装延長	舗装率(%)	改良延長	改良率(%)
君津	380,226	371,576	359,301	96.70	328,235	88.34
小糸	128,458	122,724	109,499	89.22	72,319	58.93
清和	79,164	77,861	68,259	87.67	43,015	55.25
小櫃	80,306	78,917	75,099	95.16	46,810	59.32
上総	159,285	152,057	124,114	81.62	79,592	52.34
計	827,439	803,135	736,272	91.67	569,971	70.97

(平成29年4月現在)

橋梁整備状況

単位 基

地区名	永久橋			木橋		
	5.5m以上	5.5m未満	計	5.5m以上	5.5m未満	計
君津	55	20	75	1	1	2
小糸	18	10	28	—	—	—
清和	22	2	24	1	—	—
小櫃	13	18	32	—	—	—
上総	55	8	62	1	—	1
計	163	58	221	2	1	3

(平成29年4月現在)

○河川一覧

2級河川

水系	河川名	流路延長	流域面積	水源地	流水地
小櫃川	小櫃川	km 77.0	km ² 273.2	天津小湊町 清澄山麓	木更津市畔戸 (東京湾流入点)
	〃	9.1	23.8	君津市川谷	君津市末吉 (小櫃川合流点)
	〃	6.7	22.6	〃 笹国有林	〃 川俣 (〃)
	〃	2.0	10.4	〃 浦田	〃 浦田 (〃)
小糸川	小糸川	65.3	148.7	〃 豊英	〃 人見 (東京湾流入点)
	〃	8.6	13.7	富津市収納谷	〃 中富 (小糸川合流点)
〃	郡川	1.7	1.2	君津市郡	〃 郡 (江川合流点)
〃	三間川	3.5	11.0	〃 奥米	〃 正木 (小糸川合流点)
〃	宮下川	3.8	3.9	〃 大山野	〃 常代 (〃)
〃	馬登川	4.0	13.0	〃 馬登	〃 六手 (〃)
〃	梨の木沢川	2.6	11.7	〃 梨の木	〃 西猪原 (〃)

○都市計画公園一覽

No.	種別	番号	名称	所在地	開設年月日	面積(ha)
1	街区公園	2・2・1	池田西公園	人見 1-21	昭和48年3月31日	0.33
2	街区公園	2・2・2	池田東公園	人見 1-5	昭和48年3月31日	0.37
3	街区公園	2・2・3	大和田公園	大和田 3-9	昭和50年3月31日	0.19
4	街区公園	2・2・4	五竜公園	西坂田 4-7	昭和49年3月31日	0.47
5	街区公園	2・2・5	坂田駅前公園	東坂田 3-2	昭和49年3月31日	0.30
6	街区公園	2・2・6	富士見公園	中富 1051	昭和49年3月31日	0.32
7	街区公園	2・2・8	中野中央公園	中野 4-7	平成元年3月13日	0.50
8	街区公園	2・2・9	中野西公園	中野 5-12	昭和57年4月1日	0.60
9	街区公園	2・2・10	上落公園	北久保 2-1	昭和54年10月1日	0.15
10	街区公園	2・2・11	花園公園	久保 3-5	昭和51年3月31日	0.28
11	街区公園	2・2・12	辻前公園	久保 2-3	昭和52年5月1日	0.24
12	街区公園	2・2・13	市役所前公園	南久保 1-3	昭和51年3月31日	0.26
13	街区公園	2・2・14	川田公園	南久保 2-5	昭和54年10月1日	0.12
14	街区公園	2・2・15	高畑公園	南久保 3-12	昭和51年3月31日	0.36
15	街区公園	2・2・16	山下公園	北久保 1-6	昭和54年10月1日	0.13
16	街区公園	2・2・18	鍛冶ヶ谷公園	杓師 1-4	平成2年6月12日	0.16
17	街区公園	2・2・19	八幡台公園	杓師 4-9	平成6年4月26日	0.15
18	街区公園	2・2・20	上ノ原公園	杓師 3-15	平成2年6月12日	0.12
19	街区公園	2・2・21	中ノ原公園	杓師 2-13	平成2年6月12日	0.14
20	街区公園	2・2・22	西台公園	杓師 2-6	平成2年6月12日	0.13
21	街区公園	2・2・23	松ノ井公園	南子安 3-20	昭和55年7月1日	0.40
22	街区公園	2・2・24	馬見塚公園	南子安 6-19	昭和54年10月1日	0.54
23	街区公園	2・2・25	仲野原公園	南子安 8-11	昭和55年7月1日	0.45
24	街区公園	2・2・26	上村台公園	外箕輪 1-22	昭和58年4月1日	0.23
25	街区公園	2・2・27	三月田公園	法木作 1-13	昭和58年4月1日	0.32
26	街区公園	2・2・28	蒲田公園	外箕輪 4-4	昭和61年4月17日	0.14
27	街区公園	2・2・29	サエシ田公園	外箕輪 4-24	昭和56年5月8日	0.17
28	街区公園	2・2・30	梨木前公園	外箕輪 1-14	昭和56年5月8日	0.17
29	街区公園	2・2・31	台公園	外箕輪 1-27	平成元年3月13日	0.16
30	街区公園	2・2・32	向福田公園	人見 5-9	昭和56年5月8日	0.27
31	街区公園	2・2・33	堰下公園	人見 4-5	昭和62年6月26日	0.29
32	街区公園	2・2・34	中新田公園	人見 3-7	昭和60年12月24日	0.20
33	街区公園	2・2・35	前畑公園	人見 3-18	昭和56年5月8日	0.14
34	街区公園	2・2・36	惣作公園	人見 2-13	昭和57年4月1日	0.16
35	街区公園	2・2・37	台中公園	北子安 4-16	昭和57年4月1日	0.20
36	街区公園	2・2・38	天神公園	北子安 2-18	昭和57年4月1日	0.56
37	街区公園	2・2・39	西原公園	北子安 3-9	昭和57年4月1日	0.16
38	街区公園	2・2・40	中野南公園	中野 2-22	昭和60年3月30日	0.24
39	街区公園	2・2・41	中野東公園	台 1-2	昭和60年7月20日	0.21
40	街区公園	2・2・42	陽光台中央公園	陽光台 2-9	平成元年3月13日	0.62
41	街区公園	2・2・43	陽光台東公園	陽光台 3-4	平成元年3月13日	0.12

No.	種別	番号	名称	所在地	開設年月日	面積(ha)
42	街区公園	2・2・44	陽光台西公園	陽光台 1-1	平成元年3月13日	0.18
43	街区公園	2・2・45	中久保公園	杵師 3-22	平成2年6月12日	0.13
44	街区公園	2・2・46	沖田公園	外箕輪 2-21	昭和60年7月20日	0.20
45	街区公園	2・2・47	みょうおうづか公園	君津台 1-10	昭和63年8月1日	0.44
46	街区公園	2・2・48	かじやま公園	君津台 2-12	昭和63年8月1日	0.21
47	街区公園	2・2・49	ちょうすけやま公園	君津台 3-6-1	昭和63年8月1日	0.14
48	街区公園	2・2・50	とうかんめん公園	君津台 3-23-6	昭和63年8月1日	0.11
49	街区公園	2・2・51	上大橋公園	郡 2-5	平成16年4月1日	0.24
50	街区公園	2・2・52	塚田公園	郡 1-9	平成20年4月1日	0.25
51	街区公園	2・2・53	常代沖田公園	常代 1-9	平成14年4月1日	0.15
52	街区公園	2・2・54	松川公園	常代 3-10	平成17年4月1日	0.19
53	街区公園	2・2・55	迎田公園	常代 5-11	平成18年4月1日	0.20
54	街区公園	2・2・56	日影山公園	常代 4-9	平成15年4月1日	0.20
55	近隣公園	3・3・1	北子安公園	北子安 5-3	昭和51年3月31日	1.4
56	近隣公園	3・3・2	堺田公園	西坂田 2-11	昭和49年3月31日	1.7
57	近隣公園	3・3・3	宮下公園	宮下 2-4	昭和54年10月1日	1.2
58	近隣公園	3・3・4	大野原公園	中野 3-15	昭和60年3月30日	1.0
59	近隣公園	3・3・5	大道沢北公園	杵師 4-26	平成6年4月26日	1.2
60	近隣公園	3・3・6	大道沢南公園	杵師 4-27	平成6年4月26日	1.5
61	近隣公園	3・3・7	郡常代公園	常代 2-9	平成13年4月11日	1.0
62	近隣公園	3・3・8	君津中央公園	久保 5-1-1 他 6 筆	平成19年10月27日	3.0
63	運動公園	6・5・1	内みのわ運動公園	内箕輪 1-1	昭和58年7月1日	13.0
64	都市緑地	1	大和田緑地	大和田 3-11	昭和52年5月1日	0.5
65	緩衝緑地	2	君津緩衝緑地	坂田、大和田、人見の各一部	昭和56年7月1日	20.8
66	緩衝緑地	3	西君津緩衝緑地	西君津の一部	平成4年2月25日	3.4
67	緑道	4	大道沢緑道	南子安 4-35、6-12、6-25	平成4年2月25日	1.2
68	地区公園※	4.4.5	かずさ4号公園	かずさ小糸 7	平成10年7月1日	2.38
					合計	66.99

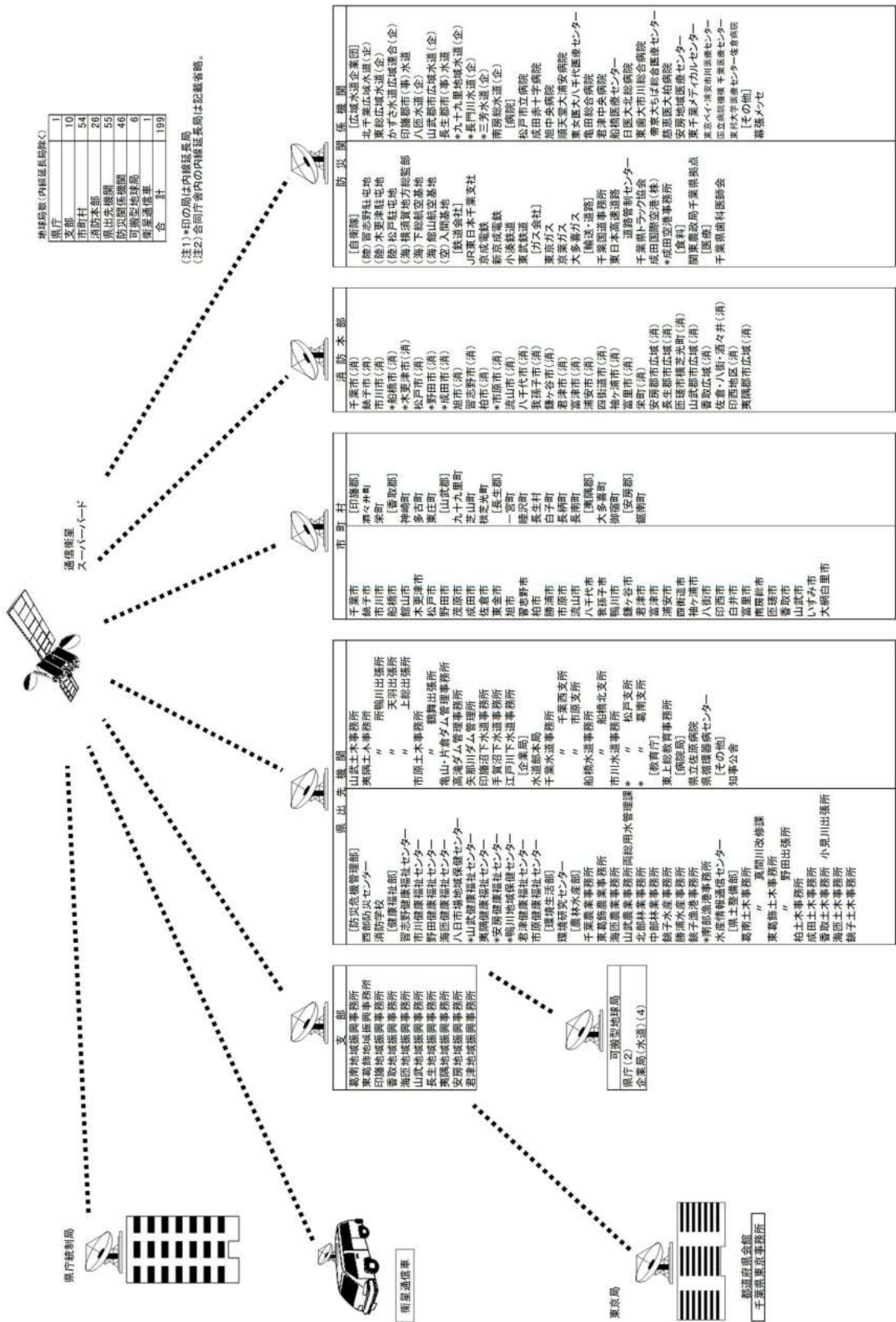
※木更津都市計画

(平成29年4月現在)

(2) 情報伝達

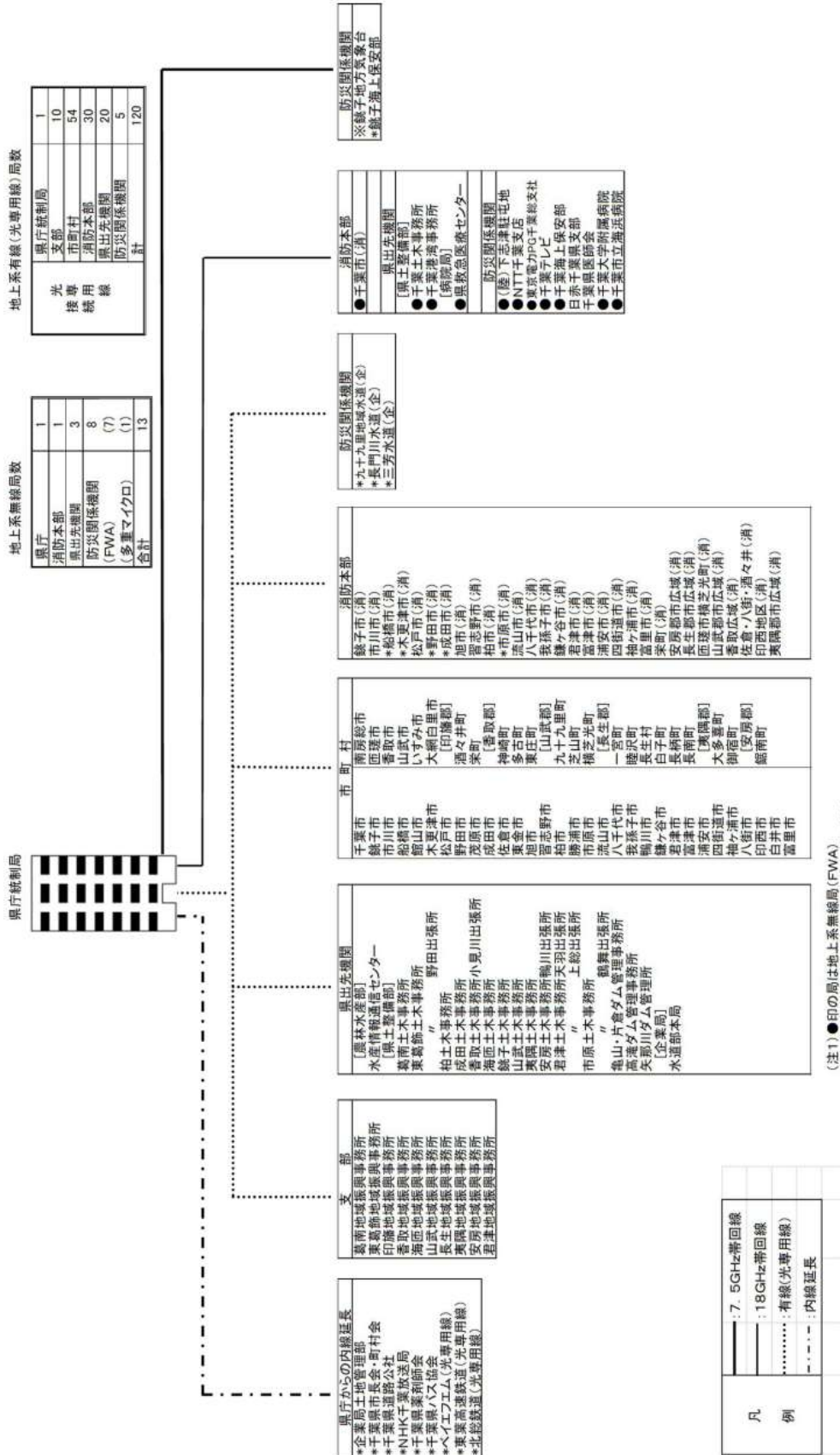
○千葉県防災行政無線衛星系回線構成図

(令和4年4月現在)

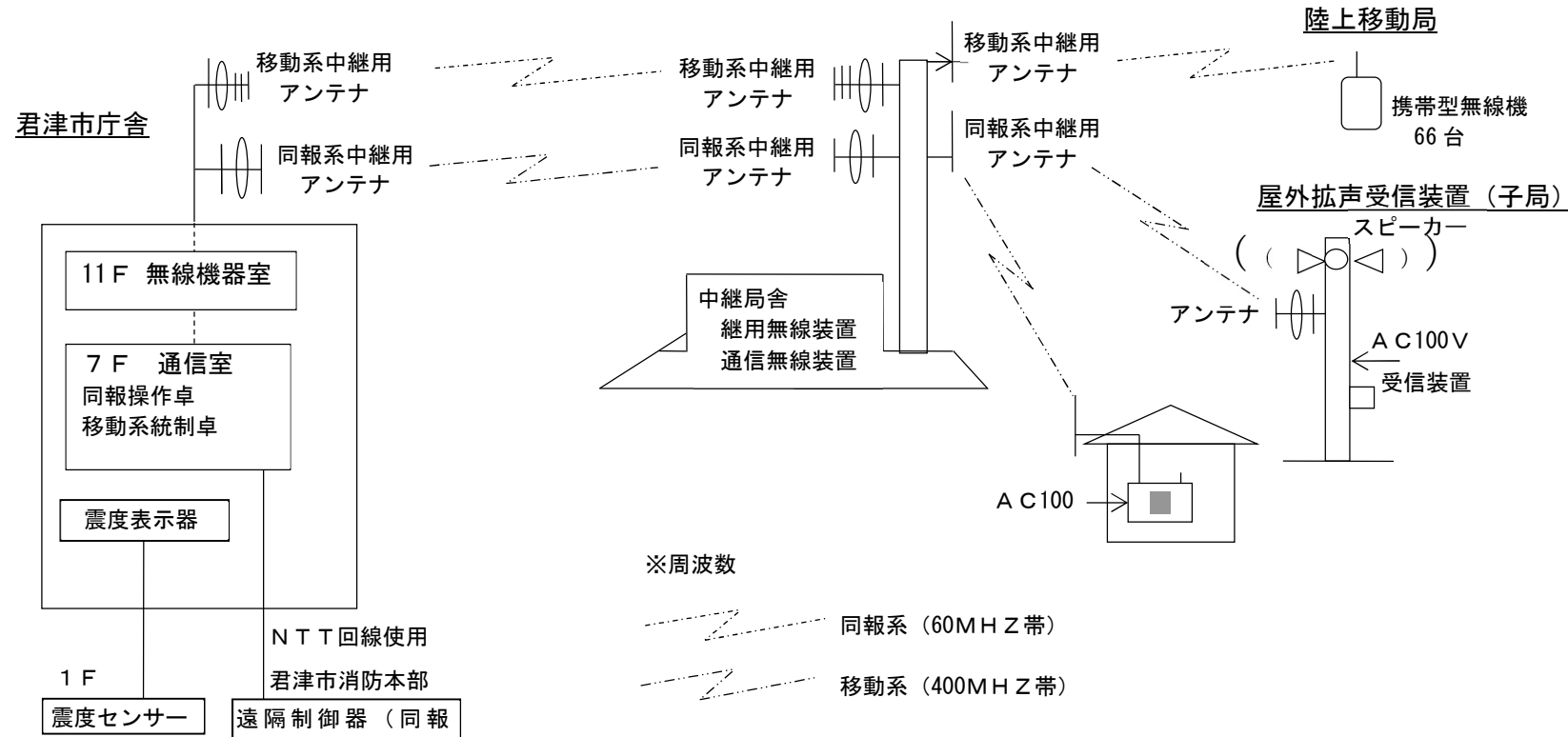


○千葉県防災行政無線地上系回線構成図

(令和4年4月現在)



○君津市防災行政無線施設回線システム図



屋外拡声受信装置 212局			戸別受信機 649			
・地区別	(年度別)		・行政機関 26	(年度別)		
君津 78	昭和62年度 24	平成24年度 2	消防本部 1	昭和62年度 7	平成13年度 26	平成23年度 5
小糸 28	昭和63年度 44		行政センター 4	昭和63年度 60	平成14年度 16	平成24年度 15
清和 23	平成元年度 80		消防分署 3	平成2年度 165	平成15年度 23	平成25年度 1
小櫃 27	平成2年度 50		学校(避難所) 18	平成4年度 95	平成16年度 10	
上総 56	平成4年度 3		・一般世帯等 623	平成6年度 110	平成17年度 8	
	平成14年度 1		君津 161	平成8年度 15	平成18年度 10	
	平成16年度 2		小糸 161	平成9年度 15	平成19年度 10	
	平成18年度 2		清和 65	平成10年度 15	平成20年度 2	
	平成19年度 2		小櫃 57	平成11年度 15	平成21年度 13	
	平成21年度 2		上総 179	平成12年度 15	平成22年度 1	

○被害認定の基準

被害項目		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害		住家とは、現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害		非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ※非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り災世帯	1 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 2 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	

被害項目	認定基準
文教施設	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする
地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
水道施設	※断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
畑の冠水	
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

被害項目		認定基準
被害金額		災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(3) 消防・医療

○危険物製造所等調

区分	製造所等の別	製造所	貯蔵所							取扱所					小計	計
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所		
数量別	5倍以下	1	30	22	1	22		47	3	123	11			50	61	185
	5倍超え 10倍以下		11	6		8			6	31	7			29	36	67
	10倍超え 50倍以下	1	9	18		12		2	3	44	19			20	39	84
	50倍超え 100倍以下		3	3		1		7		13	6			10	16	29
	100倍超え 150倍以下		2			1				3	2				2	5
	150倍超え 200倍以下									0	2			1	3	3
	200倍超え 1,000倍以下	1	1	3		1		1		6	15			1	16	23
	1,000倍超え 5,000倍以下	1		3						3			1		1	5
	5,000倍超え 10,000倍以下			1						1			2		2	3
	10,000倍を 超えるもの			1						1						1
	計	4	55	55	4	45	0	57	12	225	62	0	3	111	176	405
類別	第1類		1							1						1
	第2類									0				2	2	0
	第3類		1							1						1
	第4類	4	49	55	1	45		57	12	219	62		3	109	174	397
	第5類									0				1	1	1
	混在		4							4					0	5

(令和5年3月31日現在)

○医療機関一覧

No.	施設名	診療内容	所在地	電話
1	医療法人社団芙蓉会 千葉芙蓉病院	内	広岡297-1	0439-50-7311
2	医療法人社団周晴会 鈴木病院	内、胃腸内科、外、皮、リハ、乳腺外科、肛門外科	上238	0439-32-2013
3	医療法人新都市医療研究会「君津」会 玄々堂君津病院	内、外、消化器内科、消化器外科、循環器内科、呼吸器内科、泌、ア、リウ、脳神経内科、整、放、リハ、腎臓内科、腎臓外科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、乳腺外科、人工透析内科、血管外科、麻	東坂田4-7-20	0439-52-2366
4	医療法人社団重光会 君津山の手病院	内、外、整、小、リハ、糖尿病内科	外箕輪4-1-5	0439-54-2323
5	医療法人社団博陽会 青柳医院	内、胃、小、外、小外	柵師2-16-3	0439-54-8000
6	医療法人社団君津あすなろ会 あすなろクリニック	内、整、リハ、歯、矯歯、小歯、歯口	久保1-2-2	0439-50-0100
7	医療法人社団翔裕会 鮎澤耳鼻咽喉科	耳	中野4-15-14	0439-54-8721
8	石渡眼科医院	眼	北久保2-2-5	0439-52-0703
9	イワキ眼科診療所	眼	南子安4-31-3	0439-54-9090
10	榎本医院	整、内、リハ	藤林226-1	0439-39-2200
11	医療法人社団弘雄会 榎本整形外科	整、麻、リハ	久保4-2-23	0439-55-5511
12	君津眼科診療所	眼	東坂田2-7-5	0439-52-6274
13	君津寛衆堂医院内科・耳鼻咽喉科	内、耳	南子安4-31-1	0439-52-8733
14	医療法人社団今城会 君津クリニック	内、外、脳、消化器内科、循環器内科、糖尿病内科	柵師1-1-1	0439-55-8111
15	君津健康センター君津診療所	内	君津1	0439-55-6889
16	医療法人社団伍光会 君津在宅診療所	内、精	南子安4-16-5	0439-29-7347
17	君津サンクリニック	内、循環器内科、小	内箕輪1-2-9	0439-55-3333
18	君津市国保小櫃診療所	内、外、小	末吉 1046	0439-35-2020
19	君津市国保笹診療所	内	笹 670	0439-39-2213
20	君津市国保松丘診療所	内	広岡 1726-1	0439-29-2604
21	きみつ腎・泌尿器クリニック	泌	柵師 1-14-18	0439-55-0015
22	医療法人社団心健会 きみつ心療クリニック	心療、精、神	東坂田 1-5-10 メディックビル2階	0439-54-6455
23	君津やすらぎクリニック	内、呼吸器内科、ア、小	南子安 6-4-33	0439-50-1138
24	医療法人新都市医療研究会「君津」会 玄々堂じんクリニック	人工透析内科	坂田 1599	0439-55-5544
25	小ぐれ医院	内、消	南子安 8-19-1	0439-55-6611
26	こばやし整形外科	整	西坂田 4-6-1	0439-55-5959
27	医療法人社団健恵生会 酒井医院	内、外、小、ア	南子安 9-18-8	0439-52-2166
28	サン・ラポール南房総診療所	精、心療、内	豊英 355-1 サン・ラポール南房総	0439-38-2721

No.	施設名	診療内容	所在地	電話
29	茂田医院	内、小、皮、循環器内科、消化器内科	久保4-7-16	0439-52-0023
30	茂田大和田クリニック	内、小	大和田5-1-2	0439-50-8877
31	茂田眼科クリニック	眼	久保4-8-24	0439-57-5030
32	茂田皮膚科クリニック	皮、美容皮膚科、内	久保4-8-24	0439-57-0070
33	医療法人社団曾川会 そがわ医院	胃腸内科、肛門外科	常代5-3-15	0439-54-6300
34	医療法人社団桜周会 谷川クリニック	内、小	高坂7-7	0439-55-2233
35	塚本産婦人科	産、婦	久保4-8-8	0439-55-5100
36	特別養護老人ホーム あんしん君津診療所	内	愛宕162-1	0439-27-0023
37	特別養護老人ホーム ウィステリア八重原医務室	内、外	八重原172-275	0439-50-0085
38	特別養護老人ホーム 上総園診療所	内	広岡375	0439-50-7211
39	特別養護老人ホーム やすらぎの里・尾車医務室	内	尾車619-1	0439-70-1212
40	特別養護老人ホーム 夢の郷診療所	内、皮、消化器内科、循環器内科	杉谷3-1	0439-50-3301
41	なかのクリニック	内、胃、外	中野4-15-9	0439-50-1777
42	医療法人社団慈永会 永峯医院	内、小	青柳18-1	0439-27-2021
43	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 君津診療所	内、外、眼	君津1	0439-50-2070
44	医療法人社団マザー・キー ファミール産院きみつ	産婦	郡1-5-4	0439-57-1135
45	まえだクリニック	内、小	浦田2-1	0439-27-2005
46	マックス クリニック	眼	南子安4-21-2	0439-57-2930
47	松葉皮膚科	皮	南久保1-1-1	0439-55-8001
48	医療法人社団蓬莱会 水島外科内科クリニック	内、小、外、脳、リハ	東坂田1-5-10君津メ ディックビル1階	0439-50-1501
49	南子安眼科	眼	南子安2-8-30	0439-27-1022
50	医療法人社団克洋会 森広小児科クリニック	小	西坂田4-11-10	0439-54-4662
51	山の手フラワーヒル診察室	内	大山野875	0439-55-8601
52	吉田メディカルクリニック	内、外、小、呼吸器内科、皮	久保4-8-23	0439-29-7820
53	あきら歯科クリニック	歯、小歯	久保2-2-3	0439-55-8841
54	内山歯科医院	歯、小歯、歯口	人見2-19-7	0439-52-8912
55	大隅歯科医院	歯、矯歯、小歯、歯口	久留里市場849	0439-50-5111
56	おおの歯科医院	歯、矯歯、小歯	南子安 4-8-6	0439-54-8211
57	大御歯科医院	歯、小歯	大井戸 315	0439-32-2164
58	大森歯科医院	歯、小歯	中島 301-15	0439-32-3110
59	おきつ歯科医院	歯、小歯	久留里市場 915-7	0439-27-3918
60	おびつ歯科医院	歯	末吉 1046	0439-35-4433
61	加藤歯科医院	歯、小歯、歯口	八重原 172-151	0439-72-6480
62	かなえ歯科クリニック	歯、矯歯、小歯、歯口	久保 1-3-10	0439-29-7939
63	医療法人社団 鎌田歯科医院	歯	鎌滝 297-1	0439-37-3100

No.	施設名	診療内容	所在地	電話
64	医療法人社団夢亀会 亀田歯科 クリニック君津	歯、歯口、小歯	大井戸 1252	0439-70-1418
65	かわさき歯科	歯、小歯	東坂田 2-6-14	0439-52-1864
66	君津一番地歯科診療所	歯、歯口、小歯	君津 1	0439-54-1949
67	医療法人社団かずさ大伸会 君 津グリーン歯科医院	歯、小歯、矯歯、歯口	東坂田 1-6-1 君津フ ァーストビル 102	0439-27-0920
68	君津歯科医院	歯、小歯	西坂田 1-8-24	0439-55-5576
69	医療法人社団郁栄会 君津ピー スデンタルクリニック	歯、小歯、歯口	中野 5-17-1 イオン タウン君津C棟	0439-27-1451
70	けいひろ歯科クリニック	歯、矯歯、小歯、歯口	東坂田 2-6-16 サン プラザ1階	0439-52-4182
71	駒歯科医院	歯、矯歯、小歯	末吉 337-1	0439-70-2888
72	佐久間歯科医院	歯、小歯、歯口	東坂田 1-5-23	0439-55-6655
73	しらとり歯科・矯正歯科	歯、矯歯	外箕輪 4-1-16	0439-50-8767
74	神歯科クリニック	歯	常代 5-3-8	0439-54-8141
75	鈴木歯科クリニック	歯	中島 270-3	0439-27-1182
76	俵田わたなべ歯科	歯	俵田 722-5	0439-35-3337
77	中野歯科クリニック	歯	中野 2-10-10	0439-55-1845
78	那須歯科医院	歯	中野 5-14-12	0439-53-1319
79	はせがわ歯科医院	歯、矯歯、小歯	北久保 2-2-7	0439-54-8261
80	林歯科クリニック	歯	南子安 6-22-1	0439-50-1818
81	原歯科医院	歯、小歯、歯口	中野 4-1-4	0439-55-8148
82	松葉歯科医院	歯、小歯、歯口	南久保 1-1-1	0439-54-8241
83	杵師歯科医院	歯	杵師 3-20-20	0439-55-8888
84	やまだ歯科	歯、歯口、小歯、矯歯	久保 3-7-15	0439-55-6480
85	山中歯科クリニック	歯、小歯、歯口	中島 668-3	0439-32-3633

※No. 1～4までは、令和5年4月1日現在。No. 5以降は、令和4年6月1日現在。

(4) 避難・生活救援

○指定緊急避難場所一覧

番号	名称	所在地	電話番号	地区名		対象とする異常な現象の種類					想定収容人数 (屋外) (1人/3.3㎡計算)
						洪水	土砂	高潮	地震	津波	
1	神門コミュニティセンター	人見 1462-41	87-1958	君津地区	周西地区	○	○	○	○	×	345
2	神門公園	人見 1154	56-1282	君津地区	周西地区	×	○	×	○	○	602
3	旧周西幼稚園	人見 1-5-47		君津地区	周西地区	○	○	○	×	○	1,030
4	人見グラウンド	人見 4-11-3	56-1433	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	8,010
5	人見こども園	人見 4-11-28	52-2682	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	820
6	周西公民館	人見 4-11-21	57-6080	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	905
7	日本製鉄(株)大和田グラウンド	大和田 324	52-3571	君津地区	周西地区	○	×	○	○	○	14,505
8	周西の丘小学校(旧大和田小学校)	大和田 425	52-1550	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	5,050
9	堺田公園	西坂田 2-11	56-1282	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	5,150
10	周西中学校	坂田 560	52-1517	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	6,510
11	緩衝緑地スポーツ広場	坂田 601	55-1710	君津地区	周西地区	○	×	○	○	○	3,030
12	旧坂田小学校	坂田 523	52-3428	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	4,660
13	君津高等学校	坂田 454	52-4583	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	11,155
14	周西小学校	中野 3-14-1	52-0017	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	3,180
15	周西南中学校	中野 2-30-1	55-0190	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	4,170
16	生涯学習交流センター	久保 2-13-2	50-3980	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	980
17	久保保育園	台 2-15-16	52-0006	君津地区	周西地区	○	○	○	×	○	270
18	君津中央公園	久保 5-1-1	56-1282	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	9,090
19	君津中学校	柰師 1-10-1	52-0113	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	4,460
20	旧南子安保育園	南子安 3-27-1		君津地区	八重原地区	○	○	○	×	○	320
21	南子安小学校	南子安 5-10-1	53-0615	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	2,920
22	北子安小学校	北子安 853	53-1031	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	3,385
23	外箕輪小学校	外箕輪 1-34-1	57-1753	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	2,580
24	内みのわ運動公園	内箕輪 1-1-1	52-8222	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	8,120
25	八重原小学校	南子安 9-17-1	52-0112	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	5,230
26	八重原公民館	南子安 9-17-2	55-1840	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	1,100
27	旧内箕輪保育園	内箕輪 61-1		君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	680
28	君津市民文化ホール	三直 622	55-3300	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	7,340
29	八重原中学校	三直 1305	52-4300	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	4,920
30	貞元小学校	上湯江 1655	52-0018	君津地区	貞元地区	○	○	○	○	○	1,480
31	貞元コミュニティセンター	上湯江 1287-3	52-8030	君津地区	貞元地区	○	○	○	○	○	395

番号	名称	所在地	電話番号	地区名		対象とする異常な現象の種類					想定収容人数 (屋外) (1人/3.3㎡計算)
						洪水	土砂	高潮	地震	津波	
32	上湯江保育園	上湯江 1716-1	52-0226	君津地区	貞元地区	○	○	○	×	○	550
33	貞元グラウンド	貞元 290-1	56-1433	君津地区	貞元地区	○	○	○	○	○	7,860
34	常代保育園	常代 2-15-1	52-7000	君津地区	周南地区	○	○	○	×	○	405
35	周南中学校	宮下 1-4-1	52-0624	君津地区	周南地区	○	○	○	○	○	4,155
36	周南公民館	大山野 26	52-4915	君津地区	周南地区	○	○	○	×	○	765
37	周南小学校	宮下 2-25-5	52-0259	君津地区	周南地区	○	○	○	○	○	3,930
38	中保育園	中島 252-1	32-2198	小糸地区	中地区	○	○	○	×	○	335
39	小糸小学校 (旧中小学校)	中島 678	32-2016	小糸地区	中地区	○	○	○	○	○	2,330
40	君津高等学校上総キャンパス	上 957	32-2311	小糸地区	中地区	○	○	○	○	○	5,015
41	学校給食共同調理場	中島 364-1		小糸地区	中地区	○	○	○	○	○	428
42	生きがい支援センター	糠田 103-1	32-5651	小糸地区	中地区	○	○	○	○	○	590
43	小糸公民館	糠田 55	32-2184	小糸地区	中地区	○	○	○	×	○	980
44	周東中学校 (旧小糸中学校)	塚原 120	32-2126	小糸地区	小糸地区	○	○	○	○	○	2,890
45	小糸スポーツ広場	塚原 51	32-5232	小糸地区	小糸地区	○	○	○	○	○	4,235
46	小糸保育園	大井戸 467-2	32-3716	小糸地区	小糸地区	○	○	○	×	○	325
47	旧小糸小学校	大井戸 1061		小糸地区	小糸地区	○	○	○	○	○	2,840
48	清和地域拠点複合施設	西栗倉 35		清和地区	秋元地区	○	○	○	○	○	2,560
49	清和小学校 (旧清和中学校)	東日笠 522	38-2285	清和地区	三島地区	○	○	○	○	○	5,015
50	清和保育園	東日笠 515	38-2002	清和地区	三島地区	○	○	○	×	○	270
51	旧三島小学校	正木 149		清和地区	三島地区	○	○	○	○	○	4,375
52	上総小櫃中学校 (旧小櫃中学校)	俵田 1110	35-2021	小櫃地区	小櫃地区	○	○	○	○	○	3,620
53	老人憩いの家 すえよし	末吉 1068-3	35-4426	小櫃地区	小櫃地区	○	○	○	○	○	307
54	小櫃公民館	末吉 128	35-2488	小櫃地区	小櫃地区	○	○	○	×	○	1,005
55	小櫃小学校	俵田 1416	35-2501	小櫃地区	小櫃地区	○	○	○	○	○	3,100
56	小櫃スポーツ広場	末吉 1005-1	35-2488	小櫃地区	小櫃地区	○	○	○	○	○	6,275
57	小櫃保育園	末吉 437-1	35-2101	小櫃地区	小櫃地区	○	○	○	○	○	450
58	君津青葉高等学校	青柳 48	27-2351	小櫃地区	小櫃地区	○	○	○	○	○	6,015
59	久留里スポーツ広場	久留里市場 368-1	27-3181	上総地区	久留里地区	○	○	○	○	○	5,615
60	上総地域交流センター	久留里市場 192-5	27-3181	上総地区	久留里地区	○	○	○	○	○	470
61	旧久留里中学校	久留里 474		上総地区	久留里地区	○	○	○	○	○	6,385
62	上総小学校 (旧久留里小学校)	久留里 474	27-2361	上総地区	久留里地区	○	○	○	○	○	3,120
63	旧福野小学校	怒田 923		上総地区	久留里地区	○	×	○	×	○	345
64	かずさあけぼの保育園	広岡 955-3	29-2061	上総地区	松丘地区	○	○	○	○	○	767
65	松丘コミュニティセンター	広岡 1840-1	29-2321	上総地区	松丘地区	○	○	○	○	○	1,430
66	旧松丘中学校	広岡 994		上総地区	松丘地区	○	○	○	○	○	4,240

番号	名 称	所在地	電話 番号	地区名		対象とする異常な現象の種類					想定収容人数 (屋外) (1人/3.3㎡計算)
						洪水	土砂	高潮	地震	津波	
67	旧松丘小学校	広岡 1000		上総地区	松丘地区	○	○	○	○	○	3,355
68	旧香木原小学校	香木原 269		上総地区	亀山地区	○	○	○	×	○	1,160
69	亀山コミュニティセンター	坂畑 321-1	70-7117	上総地区	亀山地区	○	○	○	○	○	605
70	旧亀山中学校	坂畑 223-1		上総地区	亀山地区	○	○	○	○	○	3,280
71	旧坂畑小学校	坂畑 223-2		上総地区	亀山地区	○	○	○	○	○	1,035
72	旧蔵玉小学校	蔵玉 1052		上総地区	亀山地区	○	○	○	×	○	900

○指定避難所一覧

連番	所在地(名称)	所在地	地区名		対象とする異常な現象の種類					想定収容人数 (体育館等) (1人/3.3㎡計算)
					洪水	土砂	高潮	地震	津波	
1	神門コミュニティセンター	人見 1462-41	君津地区	周西地区	×	○	×	○	×	170
2	旧周西幼稚園	人見 1-5-47	君津地区	周西地区	×	○	○	×	○	185
3	人見こども園	人見 4-11-28	君津地区	周西地区	×	○	○	○	○	45
4	周西公民館	人見 4-11-21	君津地区	周西地区	×	○	○	○	○	320
5	周西の丘小学校(旧大和田小)	大和田 425	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	415
6	周西中学校	坂田 560	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	440
7	旧坂田小学校	坂田 523	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	410
8	君津高等学校	坂田 454	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	540
9	周西小学校	中野 3-14-1	君津地区	周西地区	×	○	○	○	○	365
10	周西南中学校	中野 2-30-1	君津地区	周西地区	×	○	○	○	○	310
11	生涯学習交流センター	久保 2-13-2	君津地区	周西地区	○	○	○	○	○	820
12	久保保育園	台 2-15-16	君津地区	周西地区	×	○	○	×	○	50
13	君津中学校	柵師 1-10-1	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	435
14	旧南子安保育園	南子安 3-27-1	君津地区	八重原地区	○	○	○	×	○	45
15	南子安小学校	南子安 5-10-1	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	350
16	北子安小学校	北子安 853	君津地区	八重原地区	○	×	○	○	○	280
17	外箕輪小学校	外箕輪 1-34-1	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	320
18	内みのわ運動公園(市民体育館)	内箕輪 1-1-1	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	155
19	八重原小学校	南子安 9-17-1	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	350
20	八重原公民館	南子安 9-17-2	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	565
21	旧内箕輪保育園	内箕輪 61-1	君津地区	八重原地区	○	○	○	×	○	45
22	八重原中学校	三直 1305	君津地区	八重原地区	○	○	○	○	○	315
23	貞元小学校	上湯江 1655	君津地区	貞元地区	○	○	○	○	○	275
24	貞元コミュニティセンター	上湯江 1287-3	君津地区	貞元地区	○	○	○	○	○	160
25	上湯江保育園	上湯江 1716-1	君津地区	貞元地区	×	○	○	×	○	25
26	常代保育園	常代 2-15-1	君津地区	周南地区	○	○	○	×	○	55
27	周南中学校	宮下 1-4-1	君津地区	周南地区	○	○	○	○	○	405
28	周南公民館	大山野 26	君津地区	周南地区	○	×	○	○	○	255
29	周南小学校	宮下 2-25-5	君津地区	周南地区	○	○	○	○	○	275
30	中保育園	中島 252-1	小糸地区	中地区	○	○	○	×	○	55
31	小糸小学校(旧中小)	中島 678	小糸地区	中地区	○	○	○	○	○	285
32	君津高等学校上総キャンパス	上 957	小糸地区	中地区	×	○	○	○	○	575

連番	所在地(名称)	所在地	地区名		対象とする異常な現象の種類					想定収容人数 (体育館等) (1人/3.3㎡計算)
					洪水	土砂	高潮	地震	津波	
33	生きがい支援センター	糠田 103-1	小糸地区	中地区	○	○	○	○	○	52
34	小糸公民館	糠田 55	小糸地区	中地区	○	○	○	×	○	450
35	周東中学校	塚原 120	小糸地区	小糸地区	○	○	○	○	○	340
36	小糸保育園	大井戸 467-2	小糸地区	小糸地区	○	○	○	×	○	35
37	旧小糸小学校	大井戸 1061	小糸地区	小糸地区	○	○	○	○	○	125
38	清和地域拠点複合施設	西栗倉 35	清和地区	秋元地区	○	○	○	○	○	180
39	清和小学校(旧清和中)	東日笠 522	清和地区	三島地区	○	○	○	○	○	305
40	清和保育園	東日笠 515	清和地区	三島地区	○	○	○	×	○	50
41	旧三島小学校	正木 149	清和地区	三島地区	○	○	○	○	○	180
42	上総小櫃中学校(旧小櫃中)	俵田 1110	小櫃地区	小櫃地区	○	○	○	○	○	305
43	老人憩いの家 すえよし	末吉 1068-3	小櫃地区	小櫃地区	○	○	○	○	○	18
44	小櫃公民館	末吉 128	小櫃地区	小櫃地区	○	○	○	○	○	385
45	小櫃小学校	俵田 1416	小櫃地区	小櫃地区	○	○	○	○	○	275
46	小櫃保育園	末吉 437-1	小櫃地区	小櫃地区	○	○	○	○	○	55
47	君津青葉高等学校	青柳 48	小櫃地区	小櫃地区	○	○	○	○	○	630
48	上総地域交流センター	久留里市場 192-5	上総地区	久留里地区	○	○	○	○	○	700
49	旧久留里中学校	久留里 474	上総地区	久留里地区	○	×	○	○	○	280
50	上総小学校(旧久留里小)	久留里 474	上総地区	久留里地区	○	×	○	○	○	235
51	旧福野小学校	怒田 923	上総地区	久留里地区	○	×	○	×	○	30
52	かずさあけぼの保育園	広岡 955-3	上総地区	松丘地区	○	○	○	○	○	27
53	松丘コミュニティセンター	広岡 1840-1	上総地区	松丘地区	○	○	○	○	○	185
54	旧松丘中学校	広岡 994	上総地区	松丘地区	○	○	○	○	○	195
55	旧松丘小学校	広岡 1000	上総地区	松丘地区	○	○	○	○	○	285
56	旧香木原小学校	香木原 269	上総地区	亀山地区	○	○	○	×	○	35
57	亀山コミュニティセンター	坂畑 321-1	上総地区	亀山地区	○	○	○	○	○	185
58	旧亀山中学校	坂畑 223-1	上総地区	亀山地区	○	○	○	○	○	185
59	旧坂畑小学校	坂畑 223-2	上総地区	亀山地区	○	○	○	○	○	185
60	旧蔵玉小学校	蔵玉 1052	上総地区	亀山地区	○	○	○	×	○	105

○福祉避難所一覧

番号	名称	所在地	電話
1	保健福祉センターふれあい館	久保 3-1-1	57-2230
2	障がい者支援施設たびだちの村・君津	尾車 635-1	32-2372
3	障がい者支援施設たびだちの村・BISHA	尾車 635-1	32-2372
4	生活介護事業所ピッチーの丘	郡 2-2-3	27-1600
5	特別養護老人ホーム ウィステリア八重原	八重原 172-275	50-0085
6	特別養護老人ホーム 夢の郷	杉谷 3-1	50-3301
7	特別養護老人ホーム つばさ	貞元 510	55-2222
8	特別養護老人ホーム 山の手フラワーヒル	大山野 875	55-8601
9	千葉県立君津特別支援学校	北子安 6-14-1	55-4333
10	千葉芙蓉病院	広岡 297-1	50-7311
11	きゃらの樹ケアセンター	広岡 375-3	50-7333
12	特別養護老人ホーム 上総園	広岡 375	50-7211

○浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

(※水防法第 15 条による規定)

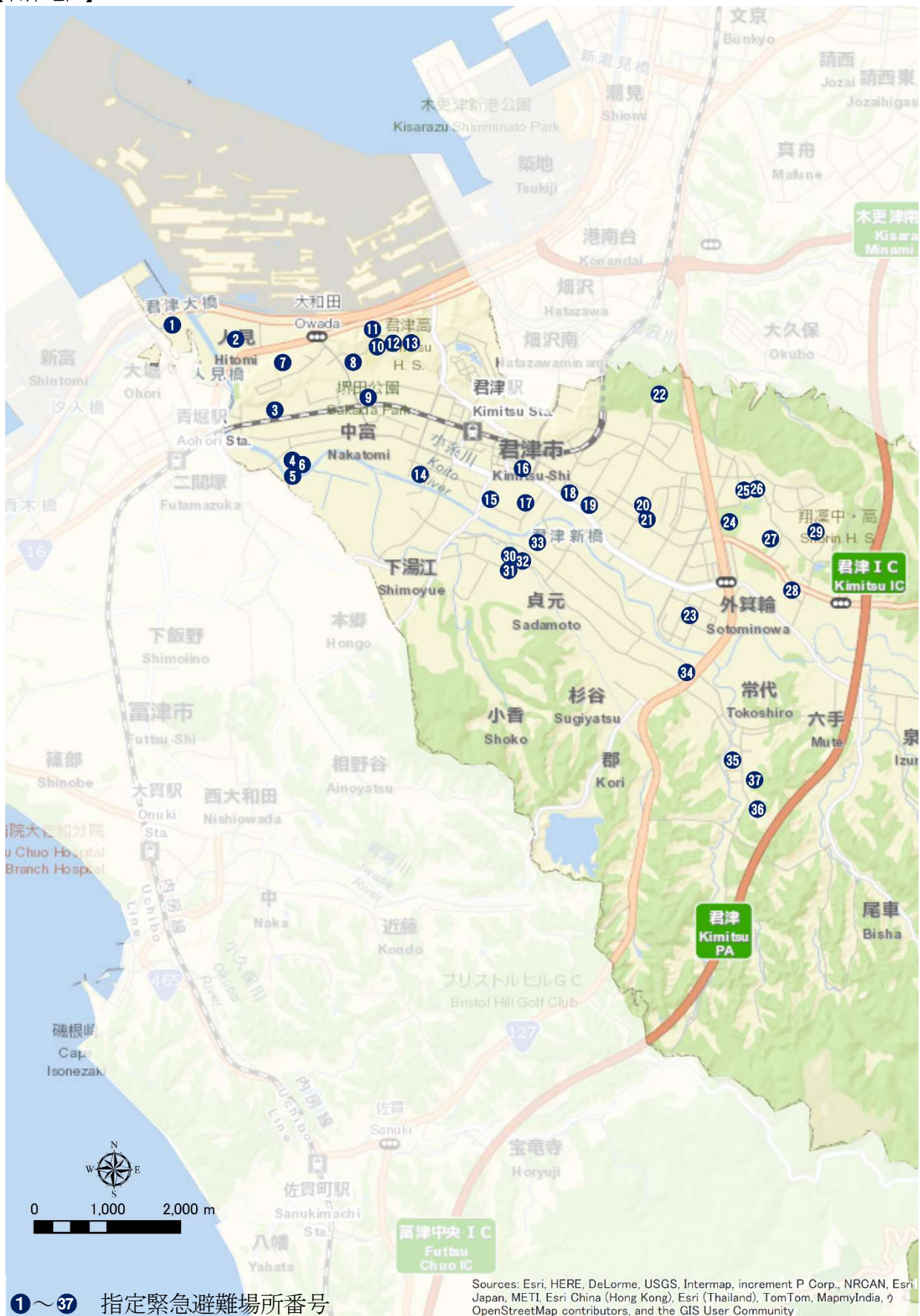
番号	名称	所在地	電話	ファックス
1	ケアハウスグランディきみつ	三直 522	53-1711	53-1712
2	神子デイサービス事業所	外箕輪 1-23-14	55-3379	54-0065

○土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設一覧

(※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条による規定)

該当施設無し

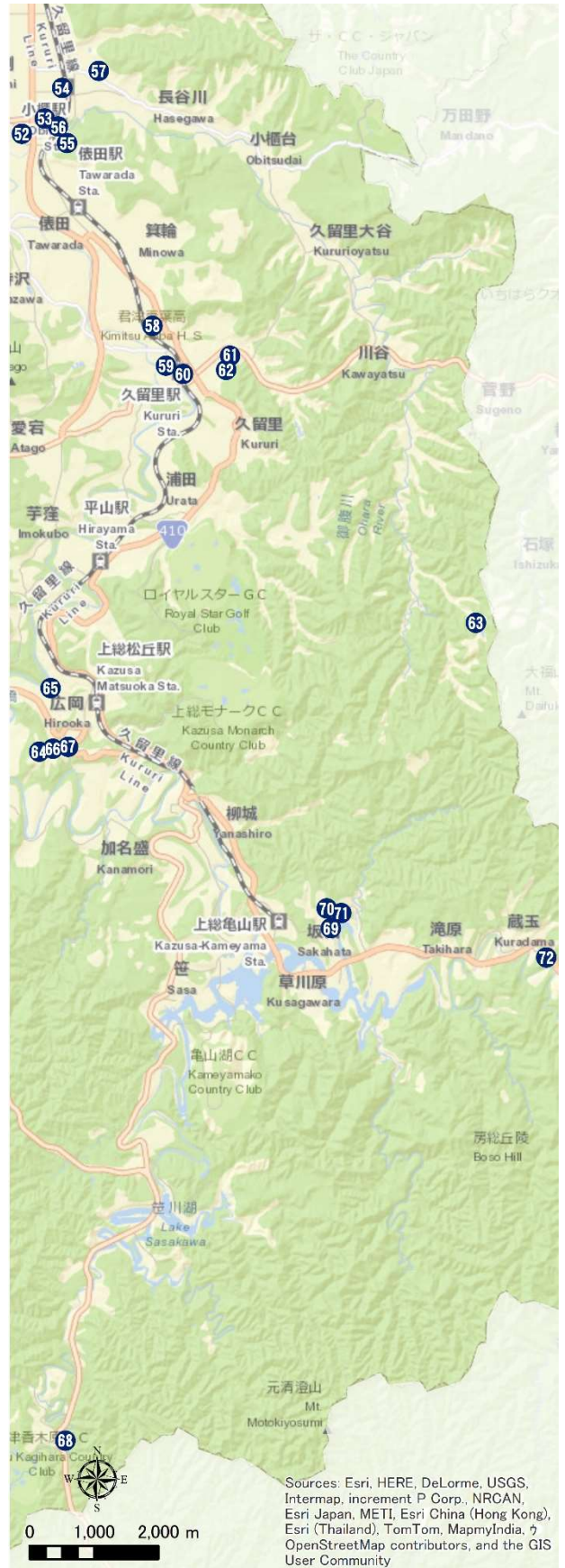
○指定緊急避難場所・指定避難所位置図
【君津地区】



【小糸・清和地区】



【小櫃・上総地区】



38～72 指定緊急避難場所番号

○防災備蓄倉庫及び備蓄品

①防災備蓄倉庫一覧

	設置場所	延床面積	構造	設置年月
1	久留里市場 368-1 (久留里スポーツ広場敷地内)	100㎡	鉄筋コンクリート平屋建	平成8年3月
2	大和田 425 (周西の丘小学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成10年1月
3	北子安 853 (北子安小学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成10年1月
4	外箕輪 1-34-1 (外箕輪小学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成10年1月
5	宮下 2-25-5 (周南小学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成10年1月
6	南子安 5-10-1 (南子安小学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成11年1月
7	上湯江 1655 (貞元小学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成11年1月
8	久留里 474 (上総小学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成11年1月
9	南子安 3-27-1 (旧南子安保育園敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成11年8月
10	俵田 1416 (小櫃小学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成11年12月
11	広岡 1000 (旧松丘小学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成11年12月
12	西栗倉 35 (清和地域拠点複合施設敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成12年12月
13	坂田 2-11 (堺田公園敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成13年12月
14	坂畑 223-1 (旧亀山中学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成14年12月
15	三直 1305 (八重原中学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成18年2月
16	蔵玉 1502 (旧蔵玉小学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成19年1月
17	正木 149 (旧三島小学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成19年7月
18	久保 5-1-1 (君津中央公園敷地内)	168㎡	鉄筋コンクリート2階建	平成19年9月
19	中野 3-14-1 (周西小学校敷地内)	60㎡	鉄骨造平屋建	平成20年3月
20	鹿野山 324-5 (鹿野山自治会館敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成20年9月
21	久保 2-13-2 (生涯学習交流センター内)	60㎡	鉄筋コンクリート造	平成20年10月
22	俵田 1110 (上総小櫃中学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成21年8月
23	大井戸 1061 (旧小糸小学校敷地内) ※旧中小学校から移設	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成10年1月 平成22年10月
24	南子安 9-17-1 (八重原小学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成23年2月
25	中島 678 (小糸小学校敷地内)	70㎡	鉄骨造平屋建	平成23年3月
26	坂田 560 (周西中学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成24年2月
27	塚原 120 (周東中学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成24年10月
28	宮下 1-4-1 (周南中学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成24年11月
29	人見 4-11-21 (周西公民館敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成25年12月
30	中野 2-30-1 (周西南中学校敷地内)	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成25年12月
31	東日笠 522 (清和小学校内)	7.2㎡	鉄筋コンクリート造	平成25年12月

	設置場所	延床面積	構造	設置年月
32	大山野26番地（周南公民館敷地内）	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成27年3月
33	糠田55番地（小糸公民館敷地内）	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成27年3月
34	香木原269番地（旧香木原小学校体育館内）	6.0㎡	木造平屋建	平成27年3月
35	末吉128番地（小櫃公民館敷地内）	9.6㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	平成28年3月
36	内箕輪1丁目1番（市民体育館建物内）	29.6㎡	鉄筋コンクリート	平成28年3月
37	人見1154番地1号（神門公園敷地内）	60㎡	鉄筋コンクリート平屋建て	平成29年5月
38	広岡1840-1 （松丘コミュニティセンター敷地内）	8.62㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	令和3年9月
39	坂畑321-1 （亀山コミュニティセンター敷地内）	8.62㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	令和3年9月
40	久保3-1-1 （保健福祉センターふれあい館敷地内）	8.62㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	令和3年9月
41	末吉1068-3（老人憩いの家すえよし敷地内）	8.62㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	令和4年3月
42	糠田103-1（生きがい支援センター敷地内）	8.62㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	令和4年3月
43	南子安9-17-2（八重原公民館敷地内）	8.62㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	令和4年6月
44	久留里市場192-5 （上総地域交流センター敷地内）	8.62㎡	軽量鉄骨プレハブ平屋建	令和5年8月

（令和5年12月現在）

※既存の部屋を倉庫として活用しているものを除く。

②災害用備品等備蓄状況

物資名		単位	数量	物資名		単位	数量	
1	飲料水(PET 1.5ℓ)	ℓ	50,160	31	ハンドマイク	本	74	
	飲料水(PET 0.5ℓ)	ℓ	9,120	32	スコップ	挺	167	
2	食料品(パハルズ)	食	52,920	33	のこぎり	挺	54	
	食料品(アルファ米)	食	7,550	34	チェンソー	台	4	
	雑炊	食	2,100	35	大ハンマー	本	2	
3	浄水機	エンジン式	基	4	36	掛矢	挺	40
		手動式	基	1	37	パイプレンチ	挺	8
4	飲料水袋(5ℓ)	枚	200	38	遺体袋	袋	200	
	飲料水袋(10ℓ)	枚	3,700	39	鍬	挺	10	
5	ろ水機(手動式)	基	7	40	斧	挺	26	
6	毛布	枚	3,603	41	ペンチ	挺	25	
7	日用品セット(石鹸、タオル等)	個	500	42	作業服	着	190	
8	ロウソク	本	1,000	43	雨合羽	着	110	
9	トイレ	簡易(ベック)	台	27	44	ヘルメット	個	333
		簡易(車いす用)	台	30	45	トラロープ	巻	21
		簡易(マホル用)	台	20	46	消火器	台	4
		組立トイレ(トントコイ)	個	16	47	長靴	足	387
		ポータブル(ホタテII)	個	50	48	救助工具セット(FK B-II 台車付)	式	49
		ポータブル(ブルー)	個	250	49	救助工具セット(A 台車付)	式	3
		簡易トイレ	個	101	50	担架格納庫	台	5
		トイレテント	個	101	51	シャワーセット(ボイラー付)	台	1
10	テント	張	4	52	エアー テント	基本ユニット	基	2
11	ティッシュペーパー	包	1,600			中間ユニット	基	3
12	救急セット(20人用)	箱	43			間仕切りユニット	基	3
13	救急セット(50人用)	箱	16	53	組立間仕切り(4.5畳×10)	セット	200	
14	三角巾	枚	100		組立間仕切り(2.0畳×10)	セット	50	
15	包帯	本	1,000		ワンタッチ1.0m(2.0畳)	セット	249	
16	炊飯装置	(県)	4		ワンタッチ1.8m(2.0畳)	セット	66	
		(市)	1	54	バケツ(ふた付)	個	46	
17	発電機	基	53	55	尿とりパッド	枚	1,680	
18	ガソリン缶詰	缶	176	56	トイレットペーパー	ロール	9,040	
	ガソリン携行缶(5ℓ)	缶	4	57	折畳み自転車	台	4	
	ガソリン携行缶(10ℓ)	缶	4	58	救急シート	枚	150	
	ガソリン携行缶(20ℓ)	缶	38	59	ソーラーダイナモランタン	台	1	
19	投光機	台	74	60	鎌	丁	14	
20	電源コード(コードリール)	個	65	61	木槌	丁	28	
21	ライト	強力ライト	個	95	62	折りたたみ寝台	台	6
		LEDライト	個	8	63	防護服	着	300
22	土のう袋	袋	8,700	64	防塵マスク	個	300	
23	吸水土のう袋(アワブロック)	袋	200	65	油吸着マット万国旗型	箱	4	
	吸水土のう袋(土NO袋)	袋	450	66	生理用品	個	5,524	
24	防水シート(3.6m×5.4m)	(県)	1,000	67	ポリエチレンラップ	個	5	
		(市)	235	68	紙おむつ	幼児 男女共用 M	枚	3,480
防水シート(5.4m×7.2m)	枚	25	幼児 男児 L			枚	1,760	
25	担架	台	82			幼児 女児 L	枚	1,760
26	折畳みリヤカー	台	50			大人 M~L	枚	1,641
27	バール	挺	35			大人 L~LL	枚	960
28	番線カッター	挺	17	69	石油ストーブ	台	10	
29	ジャッキ	基	5	70	灯油用ポリタンク	個	10	
30	つるはし	挺	20	71	灯油缶詰(10)	缶	80	
				72	救命胴衣	個	30	

(平成29年3月現在)

(5) その他

○ヘリコプター発着場適地一覧

No	所在地	名称	管理者	広さ (巾×長さ)	消防本部・消防署からの時間
1	上湯江1655	貞元小学校	教 育 長	75m×120m	5分
2	大和田425	大和田小学校	教 育 長	60m×130m	10分
3	宮下1-4-1	周南中学校	教 育 長	110m×220m	7分
4	内箕輪1-1-1	内みのわ運動公園	市 長	160m×125m	4分
5	中島678	中小学校	教 育 長	80m×130m	10分
6	塚原51	小糸スポーツ広場	教 育 長	120m×120m	6分
7	東日笠522	清和中学校	教 育 長	110m×180m	13分
8	俵田1110	小櫃中学校	教 育 長	65m×120m	8分
9	久留里市場368-1	久留里スポーツ広場	教 育 長	120m×120m	1分
10	末吉1005-1	小櫃スポーツ広場	教 育 長	90m×110m	5分
11	坂田緩衝緑地内	君津緩衝緑地スポーツ広場	市 長	70m× 70m	10分

○自衛隊の航空機能力及び支援範囲の基準

機種区分		搭乗人員	支援範囲 (基準)	備考
固定翼機	LR-1	20 (P) + 5名	偵察、連絡	
	P3C	11名	偵察	
	YS-11TA	24名	偵察	
回転翼機	Oh-6	10 (P) + 3名	偵察、連絡	
	UH-1	20 (P) + 11名	人員、物資輸送	
	CH-47	3 (P,M) + 55名	人員、物資輸送	
	HSS-2B	4名	偵察	
	UH-60J	4名	救難	

(備考) 1. 能力基準は夏冬、気象、地形等により相当の変化がある。

2. 飛行は風向、風速、視程、雲高により制限され、夜間飛行は飛行場に所要の照明を要する。

○通行規制区間

①異常気象時通行規制区間一覧

路線名	箇所	危険内容	延長	規制条件
410号 (一般国道) 旧道	君津市豊英	土砂崩落 路肩決壊	0.9km	時間雨量 30mm/時 連続雨量 150mm/日
410号 (一般国道)	君津市辻森 ～ 君津市大坂	土砂崩落 落石 路肩決壊	2.0km	〃
465号 (一般国道)	君津市黄和田畑	落石 土砂崩落 トンネル	0.5km	〃
大多喜君津線 (主要地方道)	君津市川谷	落石 土砂崩落 路肩決壊	0.8km	〃
市原天津小湊線 (主要地方道)	君津市黄和田畑	落石 土砂崩落 トンネル	3.7km	〃
小櫃佐貫(停)線 (一般県道)	君津市鹿野山 ～ 富津市稲子沢	土砂崩落 路肩決壊	4.7km	〃

(平成19年4月現在)

②特殊規制区間一覧

路線名	箇所	危険内容	延長	規制条件
410号 (一般国道)	君津市久留里 ～ 君津市広岡	落石 トンネル 路肩決壊	6.9km	パトロールによる
465号 (一般国道)	君津市名殿	落石 トンネル 路肩決壊	0.5km	〃
465号 (一般国道) バイパス開通区間を除く	君津市黄和田畑 ～ 君津市柳城	落石 路肩決壊 トンネル	7.9km	〃
465号 (一般国道) バイパス開通区間を除く	君津市平田 ～ 君津市上後	落石 土砂崩落 路肩決壊	9.0km	〃
千葉鴨川線 (主要地方道)	君津市広岡 ～ 君津市笹	落石 トンネル 路肩決壊	5.5km	〃
木更津富津線 (主要地方道)	木更津市小浜 ～ 君津市大和田	土砂崩落	3.7km	〃
久留里鹿野山湊線 (主要地方道)	君津市西栗倉 ～ 富津市加藤	落石 土砂崩落	11.3km	〃
長浦上総線 (一般県道)	君津市岩出 ～ 君津市久留里市場	落石 土砂崩落 路肩決壊	3.0km	〃
小櫃佐貫(停)線 (一般県道)	君津市福岡 ～ 君津市鹿野山	土砂崩落 路肩決壊	6.4km	〃

(平成19年4月現在)

○自衛隊災害派遣要請依頼書の様式

第	年	月	号
			日
千葉県知事 様			
			君 津 市 長 ㊟
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）			
このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。			
記			
1	災害の情况及び派遣を要請する事由		
	(1) 災害の情況		
	(2) 派遣を要請する事由		
2	派遣を希望する期間		
	年	月	日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間
3	派遣を希望する区域及び活動内容		
	(1) 活動希望区域		
	(2) 活動内容		
4	その他参考となるべき事項		

○自衛隊災害派遣撤収依頼書の様式

第	年	月	号
			日
千葉県知事 様			
			君 津 市 長 ㊟
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）			
年	月	日	付
号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。			
記			
1	撤収日時	年	月
		日	時
			分
2	撤収理由		
3	その他必要事項		

○災害応援協定一覧

No	協定項目	締結先	協定内容	締結年月日
1	千葉県広域消防相互応援協定書	千葉県下の市町村及び一部事務組合	大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧等に万全を期すため、千葉県下の市町村及び一部事務組合が相互に応援を行う。	平成4年 4月1日
	千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱			平成4年 4月1日
	千葉県広域消防相互応援協定書に基づく火災調査等特別応援実施要綱			平成15年 4月1日
2	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内の水道事業体及び水道用水供給事業体並びに下総町、大栄町、山武町及び芝山町	地震、異常湧水等の水道災害が発生した場合、千葉県内の水道事業体及び水道用水供給事業体が千葉県の調整の下に応援活動を行う。	平成7年 11月2日
3	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内市町村	被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない災害が発生した場合、千葉県内の全ての市町村が相互に応援協力を行う。	平成8年 2月23日
4	館山自動車道消防相互応援協定書	千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市	館山自動車道及びその他の施設において火災、救急事故等が発生した場合、協定市の相互間及び日本道路公団の消防力を活用し、被害の軽減を図る。	平成15年 4月29日
5	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)ジョイフル本田	災害が発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、災害緊急物資要請に基づき、その供給を行う。	平成8年 4月1日
6	地震、風水害、雪害その他災害時における応急措置に関する協定書	君津建設業協同組合	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急措置として、道路、河川、その他の公共土木施設の機能の確保を行う。	平成16年 5月11日
7	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	生活協同組合コープみらい	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害緊急物資要請に基づき、応急生活物資の供給等を行う。	平成9年 2月28日
8	君津市、草津市災害支援・友好交流基本協定	滋賀県草津市	災害が発生した場合、被災地の要請により応急対策及び復旧対策について相互の応援を行う。	平成9年 3月7日
	災害時における相互応援細目協定書			
9	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	千葉県下の市町村及び一部事務組合	災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合間で相互に応援協力を行う。	平成9年 7月31日
10	公益社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定	(公社)日本水道協会	地震、異常湧水等の災害が発生した場合、速やかに給水能力を回復できるように、社団法人日本水道協会の会員間において相互応援活動を行う。	平成10年 5月18日
	公益社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定実施要領			
11	災害時における燃料等の供給に関する協定書	千葉県石油商業協同組合君津支部	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急措置に必要な燃料等の供給を行う。	平成11年 6月3日

No	協定項目	締結先	協定内容	締結年月日
12	君津市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社)君津木更津医師会	医療活動の必要な災害が発生した場合、医師・看護師等からなる医療救護班を結成し、迅速な医療活動を行う。	平成12年4月1日
	災害時の医療救護活動実施細目			
13	災害時における飲料水確保のための応急作業に関する協定書	君津市管工事業協同組合	災害が発生し、破壊された水道施設の復旧に関して協力を行う。	平成12年9月1日
14	災害時の救護支援活動に関する協定書	NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会	災害が発生し、医療活動が必要となった場合、薬剤師の派遣等の救護活動を行う。	平成14年5月8日
	災害時の救護支援活動に関する協定書実施細目			
15	災害時における燃料等の供給に関する協定書	(一社)千葉県エルピーガス協会木更津支部	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急措置に必要な燃料等の供給を行う。	平成15年12月1日
16	地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書	君津市造園建設業協同組合	地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合、応急措置を行う。	平成19年7月5日
17	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)ダイエー	地震、風水害その他の災害が発生した場合、災害緊急物資要請に基づき、その供給を行う。	平成20年3月3日
18	地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書	君津市電業組合	地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合、応急措置を行う。	平成20年11月5日
19	災害時における災害情報の放送に関する協定書	かずさエフエム株式会社	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の安全と生活等に必要な情報の提供を行う。	平成23年7月6日
20	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、双方が必要とする各種情報の交換等を行う。	平成23年3月14日
21	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	災害発生後の家屋被害認定調査を行う。	平成24年3月16日
22	災害時相互応援協定書	長野県飯田市	災害が発生した場合、被災地の要請により応急対策及び復旧対策について相互の応援を行う。	平成25年4月18日
23	広告付避難場所等電柱看板に関する協定書	東電タウンプランニング株式会社	君津市内に設置する広告付電柱看板に、企業等の協賛により周辺にある避難場所等の案内表示掲載を行う。	平成27年1月5日
24	災害に係る情報発信に関する協定書	ヤフー株式会社	災害に備え、市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるための取り組みを行う。	平成27年1月6日
25	災害時のレンタル機材等の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	災害発生時、必要となるレンタル機材の提供を、可能な範囲で優先的かつ速やかに行う。	平成27年1月27日
26	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	災害対応を円滑に行うために、地図の複製利用許諾や広域地図、住宅地図及びインターネット用住宅地図IDの提供を行う。	平成27年3月11日
27	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人章佑会	君津市地域防災計画に基づく福祉避難所としての指定を行う。	平成27年3月26日

No	協定項目	締結先	協定内容	締結年月日
28	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 アルムの森	君津市地域防災計画に基づく福祉避難所としての指定を行う。	平成27年 3月26日
29	君津市地域防災計画に基づく災害時歯科医療救護活動に関する協定書	君津木更津歯科医師会	災害時における歯科医師による医療救護体制の構築を行う。	平成27年 4月16日
30	地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書	君津市管工事業協同組合	地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合、応急措置を行う。	平成27年 6月17日
31	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブン-イレブン・ ジャパン	災害発生時に、本市からの要請に基づき株式会社セブン-イレブン・ジャパンが食料品、飲料品、日用品等の物資を調達及び供給し、並びに店舗営業の早期再開に係る協力を行う。	平成28年 1月29日
32	災害時における物資の供給に関する協定書	アピタ君津店	災害時等において、被災住民等を救助するための物資を速やかに調達及び供給し、市民生活の早期安定を図るもの。	平成28年 2月5日
33	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	災害発生時の避難所において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具を迅速かつ円滑に調達及び供給し、市民生活の早期安定を図るもの。	平成28年 4月7日
34	災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書	君津地域清掃事業協同組合	災害時において、仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行い、住民生活の支障の排除を図るもの。	平成28年 6月17日
35	災害時における防災活動協力に関する協定書	株式会社オアシスグループ	災害発生時に被災住民や帰宅困難者等への応急救助を行うため、株式会社オアシスグループが所有する施設の使用や物資の供給の協力について協定を締結し、迅速かつ効果的な災害対応力の強化を図るもの。	平成28年 9月28日
36	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 三友会	君津市地域防災計画に基づく福祉避難所としての指定を行う。	平成29年 4月19日
37	災害時における避難所の設置運営等に関する協定	大江戸温泉物語株式会社	大江戸温泉物語株式会社が管理する施設の一部を避難所や物資集積所として利用し、また避難者等に対する入浴支援や飲料水の提供の協力を図るもの。	平成29年 8月1日
38	災害時における避難所の設置運営等に関する協定書	社会福祉法人 志真会	君津市地域防災計画に基づく福祉避難所として指定を行う。	平成29年 9月25日
39	災害時における無人航空機による協力に関する協定書	株式会社 アイネット	災害時における無人航空機による災害発生場所での映像や画像の情報収集協力を行う。	平成29年 9月27日

No	協定項目	締結先	協定内容	締結年月日
40	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定書	<ul style="list-style-type: none"> ・上総富士ゴルフクラブ ・鹿野山ゴルフ倶楽部 ・亀山湖カントリークラブ ・君津香木原カントリークラブ ・ゴールド木更津カントリークラブ ・ジャパンPGAゴルフクラブ ・新君津ベルグリーンカントリー倶楽部 ・ロイヤルスターゴルフクラブ 	災害時における災害応援機関等の活動拠点や被災者等の一時的な受け入れ場所として施設協力を行う。	平成29年 12月28日
41	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 壇生会	君津市地域防災計画に基づく福祉避難所として指定し、災害発生時等に要配慮者等の受入について、協力を受けるもの。	平成30年 1月11日
42	浸水時における一時避難施設として使用に関する協定書	株式会社 新栄プラント	災害時、浸水被害が発生または発生する恐れがあり、付近住民などが高台への避難が困難な場合に、一時避難施設として、新栄プラントが運営する宿泊施設「リバーサイドイン新栄」の提供を受けるもの。	平成30年 2月14日
43	災害時相互応援協定書	埼玉県白岡市	災害が発生した場合、食料、飲料水などの物資の供給や応急対策及び復旧対策について相互に支援を行うもの。	平成30年 3月13日
44	災害時における防災活動協力に関する協定書	<ul style="list-style-type: none"> ・イオンタウン株式会社 ・イオンリテール株式会社 	食料・生活物資等の提供のほか、一時的な避難場所として、所有・管理する施設等の提供を受けるもの。	平成30年 3月28日
45	福祉避難所としての指定及び設置運営に関する協定書	千葉県君津特別支援学校	君津市地域防災計画に基づく福祉避難所として指定し、災害発生時等に要配慮者等の受入について、協力を受けるもの。	平成30年 3月30日
46	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団 芙蓉会	君津市地域防災計画に基づく福祉避難所としての指定を行う	平成30年9 月27日
47	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 芙蓉会	君津市地域防災計画に基づく福祉避難所としての指定を行う	平成30年9 月27日
48	災害時における無人航空機による調査・協力に関する協定書	特定非営利活動法人 クライシスマッパーズ・ジャパン	災害発生時、無人航空機で撮影した情報を地図に反映することで、被災状況の情報収集に協力いただくもの。	平成31年 4月24日
49	災害時における飲料水等の供給に関する協定書	有限会社 福田水道	災害発生時に、有限会社福田水道が取り扱っている飲料水ボトル及びウォーターサーバーを市が指定する場所へ運搬・供給するもの。	平成31年 4月25日
50	災害時における電動車両等の支援に関する協定	千葉三菱自動車販売株式会社三菱自動車工業株式会社	災害時における停電対策として、プラグインハイブリッド電気自動車等の支援を受け、避難所等における電源確保手段の多重化を図るもの。	令和2年 2月12日
51	応急給水等に係る確認書	富津市、袖ヶ浦市、木更津市、かずさ水道広域連合企業団	災害時に迅速かつ的確に応急給水を行うため、広域連合企業団と各市の具体的な役割分担等について定めるもの。	令和2年 4月1日

No	協定項目	締結先	協定内容	締結年月日
52	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社	災害発生時および発生のおそれがある場合に長期停電が発生、また発生のおそれがある場合の早期復旧および事前対応の強化を図るもの。	令和2年 5月22日
	災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書		停電復旧に係る復旧作業及び啓開作業並びに予防を図るもの。	令和2年 5月22日
	災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書		災害時における停電復旧の連携等に、情報共有を図るもの。	令和2年 5月22日
	災害時における電源車の配備に関する覚書		災害時における、東京電力パワーグリッド会社が管理する電源車の配備について定めるもの。	令和2年 5月22日
53	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	コバシ株式会社	災害発生時、または、発生する恐れがある場合、市の要請により避難所の設営等に必要な段ボール製の間仕切り・ベッド等の調達協力を受けるもの。	令和2年 9月30日
	災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目			
54	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社デベロップ	災害発生時、または、発生する恐れがある場合、市の要請により移動式宿泊施設等の提供協力を受けるもの。	令和2年 9月30日
55	災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定書	一般社団法人ペストコントロール協会	災害発生時又は広範囲に渡る感染症等の発生があった場合、感染症の拡大を防ぎ、市民生活の安定を回復するための防疫業務について協力を受けるもの。	令和2年 11月11日
56	日本郵便株式会社との包括連携協定書	日本郵便株式会社	災害発生時に、広報活動、業務中に発見した被害状況等の情報提供、避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便物の取集等の協力を受けるもの。	令和2年 11月26日
	災害発生時における協力に関する覚書			令和2年 11月26日
57	災害時における放送等に関する協定書	株式会社ジェイコム千葉	災害発生時、または、発生する恐れがある場合、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するため、災害情報の放送について協力を受けるもの。	令和3年 8月31日
58	災害時等における施設及び機材等の提供協力に関する協定	日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区	災害発生時、または、発生する恐れがある場合、災害対応準備時において、必要な施設及び機材等の提供協力を受けるもの。	令和3年 9月1日
59	「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書	一般社団法人助けあいジャパン	災害発生時におけるトイレトレーラーの派遣要請や派遣協力を円滑に行うため、複数自治体間の調整業務に関し、協力を受けるもの。	令和3年 9月1日
60	災害時における車両貸与に関する覚書	ダイハツ千葉販売株式会社	災害発生時、または、発生する恐れがある場合、災害応急対策を実施するために必要とする車両の貸与協力を受けるもの。	令和3年 12月1日
	災害時における車両貸与に関する実施要領			
61	君津市と西尾レントオール株式会社との包括連携に関する協定書	西尾レントオール株式会社	災害発生時、または、発生する恐れがある場合、必要とする資機材の提供等について、協力を受けるもの。	令和4年 1月26日

No	協定項目	締結先	協定内容	締結年月日
	災害時等におけるレンタル資器材の提供等に関する覚書			
62	旧坂畑小学校及び旧亀山中学校の災害時等における指定避難所及び指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	株式会社運動会屋	災害発生時、または、発生する恐れがある場合、旧坂畑小学校及び旧亀山中学校の施設を指定避難所及び指定緊急避難場所として使用することについて、協力を受けるもの。	令和4年 2月28日
63	君津市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	社会福祉法人 君津市 社会福祉協議会	君津市災害時応急活動として行う、災害ボランティアセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施し、被災者の生活支援に寄与するもの。	令和4年 3月31日
64	災害時等における施設利用の協力に関する協定	千葉県立君津青葉高等学校	災害発生時、君津青葉高等学校の施設を避難所又は指定緊急避難場所として利用することについて、協力を受けるもの。	令和4年 6月24日
	協定書の一部変更に係る覚書			令和5年 3月27日
65	旧松丘小学校及び旧松丘中学校の災害時における指定避難所及び指定緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社 テラ	君津市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、旧松丘小学校及び旧松丘中学校の施設を指定避難所及び指定緊急避難場所として使用することについて、協力を受けるもの。	令和5年 2月27日
66	災害時における応急対策の協力に関する協定書	千葉土建一般労働組合 かずさ支部	災害発生時、または、発生する恐れがある場合、公共施設の応急補修等の応急対策について、協力を受けるもの。	令和5年 5月23日

(令和5年12月現在)

2 条例・規程・協定

(1) 条例

○君津市防災会議条例

(昭和46年3月31日 条例第23号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき君津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 君津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 千葉県警察の職員のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他市長が防災上必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は38人以内とする。
- 7 第5項第8号から第10号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 君津町防災会議条例（昭和37年君津町条例第37号）は、廃止する。

～略～

附 則（平成24年12月28日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

○君津市防災会議運営要領

(昭和62年3月12日)

(目的)

第1条 この要領は、君津市防災会議条例（昭和46年君津市条例第23号）第5条の規定により、君津市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(委任による処理)

第3条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(庶務)

第4条 防災会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

君津市防災会議運営要領第3条に定める指定事項について

君津市防災会議運営要領第3条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- 1 災害が発生した場合において、情報を収集すること。
- 2 災害が発生した場合において、災害応急対策に関して、関係機関相互間の連絡調整に関すること。
- 3 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。
- 4 災害対策本部の設置に関すること。
- 5 地域防災計画の修正に係る知事に対する事前協議に関すること。
- 6 その他軽易な事項

～略～

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

○君津市防災会議委員名簿

番号	区分	機関名	役職名
1	会長		君津市長
2	1号	指定地方行政機関の職員	関東農政局千葉県拠点 地方参事官
3			木更津海上保安署長
4			銚子地方気象台長
5	2号	自衛隊の自衛官	陸上自衛隊高射教導隊 第4高射中隊長
6	3号	千葉県の職員	君津地域振興事務所長
7			君津健康福祉センター（君津保健所）長
8			君津土木事務所長
9	4号	千葉県警察の職員	君津警察署長
10	5号	市の職員	君津市副市長
11			君津市危機管理監
12			君津市総務部長
13			君津市企画政策部長
14			君津市財政部長
15			君津市市民生活部長
16			君津市福祉部長
17			君津市健康こども部長
18			君津市経済環境部長
19			君津市建設部長
20			君津市教育部長
21	6号	教育長	君津市教育長
22	7号	消防長及び消防団長	君津市消防長
23			君津市消防団長
24	8号	指定公共機関または指定地方 公共機関の職員	東日本旅客鉄道(株) 君津駅長
25			東日本旅客鉄道(株) 久留里駅長
26			東日本電信電話(株) 千葉事業部長
27			東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社長
28			東京ガス(株) 千葉支社長
29	9号	学識経験者	君津木更津医師会理事
30			君津木更津歯科医師会副会長
31			NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会副理事長
32	10号	市長が必要と認めた者	君津市赤十字奉仕団委員長
33			君津市防火安全協会婦防部会部会長
34			君津市消防団女性消防分団分団長

○君津市災害対策本部条例

(昭和45年9月28日 条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき君津市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

～略～

附 則(平成24年12月28日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

○君津市水防協議会条例

(昭和62年3月31日 条例第5号)

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第34条第5項の規定により、君津市水防協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び職務代理者)

第2条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集し会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

～略～

附 則(平成24年3月28日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

○君津市自主防災組織に係る資機材等交付要領

(平成5年6月15日決裁)

(目 的)

第1条 この要領は、自主防災組織に対し、自主防災活動に必要な資機材等を交付することにより、自主防災組織の育成整備を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領において「自主防災組織」とは、市内の町内会又は自治会等を単位として自主防災を目的とし結成される団体であつて、市長が認めたものをいう。

(交付資機材)

第3条 市が交付する資器材は、発電機・消火器・担架・救急薬品・ヘルメット・メガホン・トランシーバー・腕章その他自主防災組織の活動に必要な資機材等とする。

(申 請)

第4条 資機材等の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、資機材等交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査するとともに交付の可否を決定し、その旨を申請者に、資機材等交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(受領書の提出)

第6条 資機材等の交付を受けた申請者は、資機材等交付物件受領書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

(返 還)

第7条 偽りその他不正の手段により資機材等の交付決定又は資機材等の交付を受けた自主防災組織があるときは、市長は、資機材等の交付決定を取消し、又は既に交付した資機材等を返還させるものとする。

(管 理)

第8条 資機材等の維持及び管理については、自主防災組織がこれにあたるものとし、災害に備え常に万全を期すよう心掛けるものとする。

2 資器材の維持管理に必要な経費については、自主防災組織が全てを負担するものとする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

君津市長 様

防災組織名
住 所
代表者氏名
電 話

資機材等交付申請書

自主防災組織の活動に必要な資機材等の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 加入世帯
- 2 交付を受けたい資機材等

名 称	型 式	数 量	備 考

年 月 日

防災組織名
代表者氏名 様

君津市長

資 機 材 等 交 付 決 定 (却 下) 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった資機材等の交付については、君津市自主防災組織に係る資機材等交付要領第5条の規定により、次のとおり決定(却下)しましたので通知します。

記

1 決定

名 称	型 式	数 量	備 考

2 却下(理由)

年 月 日

君津市長 様

防災組織名
住 所
代表者氏名

印

資機材等交付物件受領書

下記のとおり受領しました。

記

交付を受けた資機材等

名 称	型 式	数 量	備 考

(2) 規定

○君津市防災行政用無線局管理運用規程

(昭和 63 年 3 月 31 日 訓令(甲)第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、君津市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (2) 無線局 法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (3) 中継局 無線通信の中継を行う無線局の総体をいう。
- (4) 基地局 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号。以下「施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する基地局をいう。
- (5) 陸上移動局 施行規則第 4 条第 1 項第 12 号に規定する陸上移動局をいう。
- (6) 固定局 施行規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する固定局をいう。
- (7) 固定系通信所 固定局の装置を有線により遠隔制御するため、設置された無線装置をいう。
- (8) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (9) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (10) 無線従事者 法第 2 号第 6 号に規定する無線従事者をいう。

第 3 条 無線局の設置場所は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 基地局及び固定局 君津市役所
- (2) 中継局 市内朝日山
- (3) 固定系通信所 君津市消防本部
- (4) 陸上移動局 別に定める市の施設
- (5) 固定系子局 別に定める市内の場所

(総括管理者)

第 4 条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

(管理責任者)

第 5 条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、危機管理課長の職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、総務部長が指定する職員をもって充てる。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。

(管理者)

第 7 条 次のところに管理者を置く。

- (1) 固定局及び基地局の通信操作を行う課等
- (2) 陸上移動局を配備した課等
- 2 管理者は、課等の長をもって充てる。
- 3 管理者は、管理責任者の命を受け、当該課等に設置した無線局又は施設等の管理監督の業務を所掌する。

(無線従事者の配置及び育成等)

第 8 条 総括管理者は、無線系の運用体制に必要な無線従事者を配置しなければならない。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の育成に留意しなければならない。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年 4 月 1 日をもって無線従事者名簿（別記第 1 号様式）を作成しなければならない。

(無線従事者の任務)

第 9 条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌（別記第 2 号様

式)の記載を行う。

2 基地局に配備された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに法及び関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備付書類等の管理)

第11条 管理責任者は、法及び関係法令に基づく業務書類を管理保管しなければならない。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておかなければならない。

3 管理責任者は、無線従事者選(解)任届及び無線業務日誌抄録の写しを常に整理保管しておかなければならない。

(業務報告等)

第12条 無線従事者は、毎月無線業務日誌を監理責任者及び通信取扱責任者に提出し、その査閲を受けなければならない。

2 通信取扱責任者は、無線業務日誌抄録を毎年1月末日までに作成し、管理責任者に提出しなければならない。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 月点検

(3) 年点検

2 点検項目については、無線設備の点検表(別記第3号様式)のとおりとする。なお、年点検については、指定業者と委託契約を締結し、年1回以上実施するものとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検 通信取扱責任者又は管理者

(2) 月点検 管理責任者

(3) 年点検 管理責任者

4 保守点検の結果、異常を発見したときは、直ちに総括管理者又は管理責任者に報告しなければならない。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 年1回

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練及び住民への警戒通報等の伝達訓練並びに移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上、無線従事者及び通信取扱者に対して無線局の管理及び運用に必要な知識についての研修を行うものとする。

(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、無線局の管理運用について必要な事項は、別に定める。

～略～

附 則(令和2年3月31日訓令(甲)第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第2固定系子局の項の改正規定(「君津製鉄所大和田社宅公園(1)」を「日本製鉄株式会社大和田社宅公園(1)」に、「君津製鉄所大和田社宅公園(2)」を「日本製鉄株式会社大和田社宅公園(2)」に改める部分に限る。)は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓令(甲)第3号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日訓令(甲)第5号)

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第1(第3条) (省略)

別表第2(第3条) (省略)

別記第1号様式(第8条第3項) (省略)

第2号様式(第9条第1項) (省略)

第3号様式(第14条第2項) (省略)

○亀山ダム放流通知規定

(亀山ダム操作実施要領の一部)

1 警報は次により行うものとする。

(1) 警報する基準は次のとおりとする。

放流のケース	警報する基準
1	クレストゲートからの放流を開始する場合。 (放送区間 亀山ダム～菰捨橋)
2	放流量を増加させ、下流河川に急激な水位の変動を生じさせる場合。 (放送区間 亀山ダム～菰捨橋)
3	ダムへの流入量が200m ³ /sを越え定率放流を開始した場合。 (放送区間 亀山ダム～望蛇)
4	ただし書き操作開始前。 堤体等に異常が発生し、緊急に放流を行う場合。 (放送区間 亀山ダム～畔戸)

(2) 警報・放送の内容は次のとおりとする。

放流のケース	用いる施設	警報の内容
1 ゲート放流 開始時	各局舎の放送	チャイム 〃 こちらは亀山ダムです。ただいまダムから放流をしていますので川の水が急に増えることがあります。 川におりている人は、急いで川からあがってください。 (ゆっくり2回繰り返す) チャイム 〃
	各局舎のサイレン	3分10秒 吹 鳴 吹 鳴 吹 鳴 吹 鳴 吹 鳴 30 秒 30 秒 30 秒 30 秒 30 秒 ←→ ←→ ←→ ←→ ←→ 休止 休止 休止 休止 10秒 10秒 10秒 10秒
2 制限放流 オーバー時	各局舎の放送	ケース1と同様
	各局舎のサイレン	ケース1と同様
3 流入量 200m ³ /s 以上	各局舎の放送	チャイム 〃 ただいまダムから放流していますが、雨が降り続いていきますので、さらに、川の水が増える見込みですので注意して下さい。 (ゆっくり2回繰り返す) チャイム 〃
	各局舎のサイレン	ケース1と同様
4 ただし書き	各局舎の放送	ケース1と同様

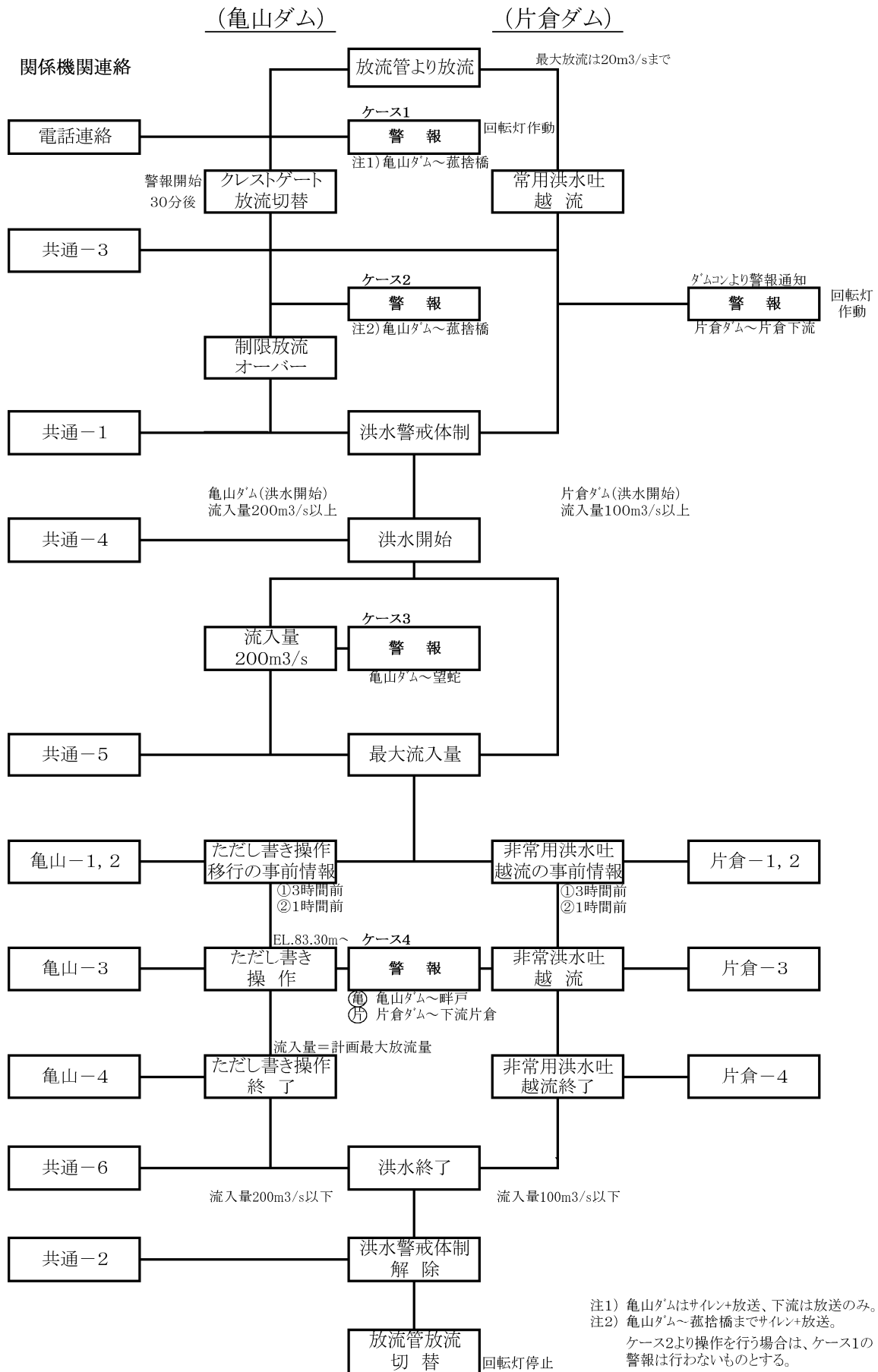
注) ・ケース1とケース2の警報は重複しないものとする。

・昼間 (5:00~19:00) はモーターサイレンによる吹鳴とし、夜間 (19:00~5:00) は擬似音による吹鳴とする。

2 警報局等位置図



3 操作規則に基づく放流と通知及び警報のフロー図



注1) 亀山ダムはサレン+放送、下流は放送のみ。
 注2) 亀山ダム～菰捨橋までサレン+放送。
 ケース2より操作を行う場合は、ケース1の警報は行わないものとする。

4 放流に関して連絡すべき関係機関

通知先 および様式	警報:ケース2		警報:ケース3		警報:ケース4							警報:ケース4(片倉)				警報:ケース4		緊急時	昼夜別の 有 無 (FAX)	矢那川ダム に関する通知		
	洪水警戒 体制発令	洪水警戒 体制解除	急激な 水位上昇	洪水開始時	最大流入量時	洪水終了時	ただし書き 操作移行予告 3時間前	ただし書き 操作移行予告 1時間前	ただし書き 操作移行	ただし書き 操作解除	ただし書き 操作中止	事前放流 開始時	事前放流 終了	事前放流 中止	非常用洪水吐 越流 重要情報 片倉-1	非常用洪水吐 越流 事前情報 片倉-2	非常用洪水吐 越流開始 片倉-3				非常用洪水吐 越流終了 片倉-4	共通-7
FAXグループ名	共通-1 A 平日 A 夜間休日	共通-2 A 平日 A 夜間休日	共通-3 B 平日 B 夜間休日	共通-4 C 平日 C 夜間休日	共通-5 D 平日 D 夜間休日	共通-6 C 平日 C 夜間休日	共通-1 E 平日 E 夜間休日	共通-2 E 平日 E 夜間休日	亀山-3 E 平日 E 夜間休日	亀山-4 E 平日 E 夜間休日	亀山-5 E 平日 E 夜間休日	亀山-6 G 平日 G 夜間休日	亀山-7 G 平日 G 夜間休日	亀山-8 G 平日 G 夜間休日	F 平日 F 夜間休日	F 平日 F 夜間休日	F 平日 F 夜間休日	F 平日 F 夜間休日	E 平日 E 夜間休日			
県土整備部 河川整備課	●	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	有	●
県土整備部 河川環境課	●	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	有	●
防災危機管理部 危機管理課								○	●	○	○				○	○	○	○		●		●
君津地境 操業事務所	●	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○				○	○	○	○		●		●
君津土木 事務所	●	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○		●		●
上総出張所	●	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●		
君津農業 事務所	●	○	●	○			○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●		
君津警察署 警備課	●	○	●	○			○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●		
木更津警察署 警備課	●	○	●	○			○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●		●
君津市役所 総務部危機管理課	●	○	●	○			○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●		
木更津市役所 総務部総務課	●	○	●	○			○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●	有	●
袖ヶ浦市役所 総務部危機管理課	●	○	●	○			○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●		
君津市 消防本部			●	○		○	○	○	●	○	○				○	○	○	○		●		
上総分署			●	○		○	○	○	●	○	○				○	○	○	○		●		
松丘分署			●	○		○	○	○	●	○	○				○	○	○	○		●		
木更津市 消防本部				○		○	○	○	●	○	○									●	有	●
袖ヶ浦市 消防本部				○		○	○	○	●	○	○									●		
小櫃堰土地 改良区	●	○	●	○		○	○	○	●	○	○									●	有	
かずの川地区排水組合 大倉池水場	●		●									●	○	○						●		
JR東日本 千葉支社							○	●	●	○	○											

FAX及び連絡の平日とは、開庁日の昼間(8:30~17:30)とし、夜間休日は、平日の夜間(17:30~翌8:30)及び閉庁日(土、日曜日・祝祭日・年末年始(12/29~1/3))とする。

警報についての星とは、5:00~19:00までの時間帯とし、モーターサイレンを収鳴する。夜は擬似音による警報とする。

※ 注意 連絡が平日昼間と夜間休日にまたがる場合は、各機関と送信先を確認しながら行うこと。

凡例
●.....通知(受信確認が必要)
○.....情報提供(受信確認不要)

矢那川ダムの洪水警戒体制、放流に関する通知はすべて受信確認が必要

(3) 協定

1. 千葉県広域消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、大規模災害、産業災害その他の災害（以下「災害」という。）の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援 前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援
- (4) 火災調査等特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、火災・爆発が発生した場合に要請側市町村等の長の要請に基づいて行う火災原因・損害調査の応援及び鑑定・鑑識等の支援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
- (4) 応援隊受入れ場所
- (5) その他必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、法第47条の規定に基づき要請側の市町村等の消防長の定める現場最高指揮者が応援隊の長を通じ、これを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長を通じ指揮するいとまがない場合は、直接応援隊員を指揮することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。

(3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(火災調査等特別応援)

第10条 火災調査等特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附則

1 この協定は、平成4年4月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を5通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

附則

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この協定は、平成18年8月22日から施行する。

○千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県広域消防相互応援協定書（平成4年4月1日締結）第9条の規定に基づき、災害発生地の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した航空特別応援を要請する場合に必要な事項について定めるものとする。

(航空特別応援の対象)

第2条 航空特別応援の対象とする災害は、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げる災害とする。

- (1) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した大規模な林野火災
- (3) 高層建築物火災
- (4) コンビナート火災
- (5) 航空機、列車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(航空特別応援の種別)

第3条 航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を必要する場合の出動（これに付随した救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出動 重篤傷病者等の搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空特別応援の出動限定条件)

第4条 航空特別応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において雲高（地表面から雲までの高さ）300メートル以上、視程3,000メートル以上、風速毎秒15メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

(航空特別応援の要請手続)

第5条 航空特別応援の必要があると認めた要請側の市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」

という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）に要請するものとする。

- (1) 必要とする応援の種別及びその具体的な活動内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等
- (3) 離発着可能な場所
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 他の消防機関にヘリの応援を要請している場合は要請した消防本部名
- (7) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- (8) 気象状況
- (9) ヘリの誘導方法
- (10) その他必要な事項

2 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空特別応援の要請は、航空特別応援要請連絡票（様式第1号）によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

（航空特別応援の決定通知）

第6条 応援側市町村等の長は、前条の要請に基づき、航空特別応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町村等の長へ航空特別応援を決定した旨を連絡するものとする。

（航空特別応援の中断）

第7条 応援側市町村等の長は、ヘリを復帰させるべき特別な事態が応援側の市町村等で発生した場合は、要請側市町村等の長と協議のうえ航空特別応援を中断することができるものとする。

（航空特別応援の始期及び終期）

第8条 航空特別応援は、ヘリが航空特別応援の命令を受け応援側のヘリポートを離陸した時点から始まり、ヘリポートに帰着した時点で終了するものとする。

2 ヘリが応援側のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空特別応援のため出動すべき命令があったときは、その時点から航空特別応援が始まるものとする。

3 ヘリが航空特別応援に出動中、前条の規定に基づき航空特別応援が中断され、応援側の市町村等に復帰すべく命令があったときは、その時点をもって航空特別応援は終了するものとする。

（出動したヘリに対する指揮等）

第9条 航空特別応援出動したヘリに対する指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が行うものとする。ただし、ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、現場最高指揮者の命令内容が、ヘリの運航に重大な支障があると認めた場合は、その旨を現場最高指揮者に通告できるものとする。

2 ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、活動に当たって要請側消防本部等の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

3 ヘリと要請側消防本部等あるいは現場最高指揮者間の通信連絡は、主運用波2を使用し、輻輳時等は統制波を使用する。無線の運用統制については、要請側消防本部等の統制に従うものとする。

（航空特別応援の報告）

第10条 応援側市町村等の長は、ヘリが帰着したときは速やかに応援活動の概要を航空特別応援活動報告書（様式第2号）により、要請側市町村等の長に報告するものとする。

2 要請側市町村等の長は、災害が終息したときは速やかに当該災害の概要を航空特別応援災害報告書（様式第3号）により、応援側市町村等の長に報告するものとする。

（要請側の市町村等の事前計画）

第11条 要請側市町村等の長は、航空特別応援を受ける場合の事前計画を作成しておくものとする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「臨着場」という。）の位置図等
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) 臨着場への職員の派遣
- (4) 離発着に伴う一般人及び建物等に対する各種障害の除去等の必要な措置

(5) 救急救助用資機材及び隊員等の補給体制

(6) その他必要と認める事項

3 前項各号の計画のうち、第1号については飛行場外離発着場調査表(様式第4号)により作成し、あらかじめ応援側市町村等の長に提出しておくとともに、内容等の変更を行った場合についても同様とする。

(応援側の情報提供)

第12条 航空特別応援の応援側市町村等の長は、新規にヘリを保有した場合又は更新した場合若しくは性能等に変更があった場合は、ヘリコプター性能表(様式第5号)により、その情報を各市町村等の長へ提供するものとする。

(航空特別応援に要する費用の負担区分)

第13条 航空特別応援に要する費用の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員の出勤手当、旅費、日当等応援に直接要する費用は、要請側の市町村等の負担とする。

(2) 応援中に発生した事故処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費及び一般人の死傷に伴う損害賠償その他の費用は、要請側の市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により生じた損害は、応援側の市町村等の負担とする。

(3) 前号に規定する要請側の市町村等の負担額は、応援側の市町村等が加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4) 前3号に規定する以外に要した諸費用の負担については、その都度応援側市町村等の長と要請側市町村等の長が協議し決定するものとする。

2 応援側市町村等の長は、航空特別応援が終了した場合は、前項第1号に規定する費用については、航空特別応援に要した費用請求書(様式第6号)により、速やかに要請側市町村等の長に請求するものとする。

(ヘリの事故発生時の連絡)

第14条 要請側市町村等の長は、航空特別応援のため出動したヘリが、次の各号に掲げる事故が発生した場合は、速やかに応援側市町村等の長に連絡するものとする。

(1) 人の死傷を伴う事故

(2) ヘリの重大な損傷事故

(3) 救難対策を必要とする事故

(救急出動に関する運用)

第15条 第3条第4号に定める救急出動に関する運用については、この要綱に定めるもののほか別に定める要領により実施するものとする。

～略～

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

別表(第5条関係)

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所在地
千葉市消防局	千葉市中央区長洲1丁目2番1号

○千葉県広域消防相互応援協定書に基づく火災調査等特別応援実施要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、千葉県広域消防相互応援協定書(平成4年4月1日締結。以下「協定」という。)第2条第4号の規定に基づき、千葉県下の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)の消防本部相互間における火災調査等特別応援について必要な事項を定めるものとする。

(火災調査等特別応援に係る業務)

第2条 この要綱の対象とする火災調査等特別応援に係る業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大規模火災及び特異火災等に係る火災原因・損害調査（以下「火災調査」という。）
- (2) 火災の発生経過及び火災の原因となった物件の鑑定・鑑識
- (3) 火災調査技術向上のための指導員の派遣又は委託研修（他の市町村等の消防本部に消防職員を派遣し、現場業務を主として研修させるものをいう。以下「火災調査技術研修」という。）

第2章 火災調査の応援

（応援要請）

第3条 前条第1号に該当する場合で応援を要請する場合には、応援を必要とする市町村等（以下「要請側市町村等」という。）の消防長が、千葉県消防長会規約（昭和26年4月1日制定）第7条で区分する県内ブロックの同一ブロックに属する市町村等の消防長に対して、応援要請するものとする。なお、同一ブロック内の市町村等において対応できない場合においては、他のブロックに属する市町村等の消防長に対して、応援要請できるものとする

2 前項の規定による応援要請は、様式第1号により要請するものとする。

（応援要請の受託）

第4条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援側市町村等」という。）の消防長は、業務に支障のない範囲において、速やかに派遣する消防職員（以下「職員」という。）及び携行資機材等を決定し、必要事項を明確にし、様式第2号により要請側市町村等の消防長に通知するものとする。

（応援職員の指揮）

第5条 前条の規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）に対する指揮は、火災調査が終了するまで、要請側市町村等の消防長が行うものとする。

（立入証票の携帯）

第6条 応援職員は、消防法（昭和23年法律第186号）第34条第2項の規定に基づく立入証票を携帯するものとする。

（報告）

第7条 要請側市町村等の消防長は、第3条により応援要請を行った場合は、千葉県消防長会へ報告するものとする。

2 前項の報告を受けた千葉県消防長会は、千葉県へ報告するものとする。

3 応援側市町村等の消防長は、応援活動終了後、その概要を火災調査等特別応援活動報告書（様式第3号）により、要請側市町村等の消防長に報告するものとする。

4 要請側市町村等の消防長は、火災調査終了後、速やかに当該火災の概要を火災調査等特別応援火災概要報告書（様式第4号）により、応援側市町村等の消防長に報告するものとする。

第3章 鑑定・鑑識

（鑑定・鑑識の支援）

第8条 第2条第2号に規定する鑑定・鑑識の支援を受けようとする場合には、第3条第1項の規定に準じて、様式第5号により依頼するものとする。

第9条 前条の規定による支援の依頼を受けた市町村等の消防長は、担当する職員の職及び氏名並びに協力内容等を、支援を依頼した市町村等の消防長に対して様式第6号により通知するものとする。

（鑑定・鑑識の実施）

第10条 鑑定・鑑識について支援を依頼された市町村等の職員は、原則として指導・助言を行い、その実施については、支援を依頼した市町村等の職員が行うものとする。

第4章 火災調査技術研修

（火災調査技術研修に係る取扱い）

第11条 第2条第3号に規定する火災調査技術研修を行おうとする市町村等の消防長及び受け入れを行おうとする市町村等の消防長は、これらに要する経費負担、期間及び研修内容その他必要事項について、双方において協議しこれを行うものとする。

第5章 連絡会議

(連絡会議)

第12条 この要綱の円滑な推進を図るため、必要に応じ、連絡会議を開催するものとする。

2 この連絡会議は、県下市町村等の消防長により構成する千葉県消防長会において主宰する。

第6章 経費負担

(経費負担)

第13条 この要綱の実施に際し、火災調査の応援又は鑑定・鑑識の支援に係る必要な経費（火災調査技術研修にかかる経費を除く。）は、協定第8条各号に基づき負担するものとする。

第7章 補 則

(補 則)

第14条 この要綱について疑義の生じた事項は、千葉県消防長会において協議決定するものとする。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2. 千葉県水道災害相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、千葉県内の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに、下総町、大栄町、山武町及び芝山町（以下「事業者等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 災害が発生した場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領」の非常時の連絡先（以下「連絡体制」という。）による。

(応 援)

第3条 被災事業者等が、他の事業者等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は被災事業者等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業者等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第4条 被災事業者等が、県に応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により防災ファックス等を用いて要請するものとする。

また、被災事業者等の判断により県を通さず応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(応援の内容)

第5条 事業者等が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧作業

(3) 応急復旧用資器材の供出

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業者等、応援事業者等及び県の協議による。

(緊急連絡管の活用)

第6条 応援給水に当たっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業者等の中で協議により定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 事業者等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2号、第3号様式）により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業者等に送付するものとする。

(応援体制)

第8条 応援事業者等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援事業者等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第9条 被応援事業者等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援事業者等は、資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧、応急復旧用資器材に要する費用は、被応援事業者等が負担する。

(2) 応援事業者等の職員を派遣するに要する経費は、応援事業者等が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業者等の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援事業者等が、被応援事業者等への往復途中に生じたものについては、応援事業者等が

その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

(協 議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、事業体等を「甲」とし、県を「乙」として本書66通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

○千葉県水道災害相互応援協定を変更する協定

平成7年11月2日に締結した千葉県水道災害相互応援協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第10条を次のとおり改める。

第10条 応援に要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 経費の負担区分は、別表のとおりとする。
- (2) 諸手当及び旅費については、応援事業体等の諸規定に基づき算定するものとする。
- (3) 工事請負費は、応援事業体等の算定基準等により算定するものとする。

なお、工事請負費の算定にあたっては、応援事業体等が、地理的要件、気候的要件に加え、作業の困難度及び効率性に影響を与える諸要件（工事の規模、所要日数等）等を十分に考慮しながら、実情に応じて適正に行うものとする。

- (4) 前2号以外の経費の算定については、実費によるものとする。
- (5) 応援事業体等が、法令等の規定に基づき、国や地方公共団体等から応援に要した経費の補填を受けた場合には、応援経費総額から補填額を差し引いた残りの額を被応援事業体等の負担とする。

2 前項各号の定めにより難しいときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

別記第1号様式を次のように改める。

～略～

別表（第10条第1項）

	被応援事業体等が負担する経費	応援事業体等が負担する経費
人件費等	時間外勤務手当 特殊勤務手当 休日勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料 地域手当等基本的な手当
管材料費	継ぎ手 直管等	
工事請負費	工事請負費（材料費、労務費、機械器具損料、諸経費等）	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食糧費（弁当） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服（防寒服・割当のない職員分・クリーニング代） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図 コピー代	写真代「記録・広報用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中」	応援職員の災害補償費「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担「被応援事業体等への往復途上」

3. 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

4. 館山自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市（以下「協定市」という。）の長は、協定市の行政区域のうち館山自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、協定市の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

（応援）

第2条 協定市は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。ただし、袖ヶ浦市にあっては、当該行政区域における火災の場合消防隊を出場させるものとする。

（特別応援）

第3条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出場する市（以下「出場市」という。）の消防長が出場市以外の協定市の応援を必要と認めるときは、当該出場市の消防長の通報により、災害発生地を管轄する協定市（以下「受援市」という。）の消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市の消防長に特別応援の要請をすることができるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、出場市の消防長が特別応援の要請をすることができるものとする。この場合において出場市の消防長は、速やかに受援市の消防長に通報しなければならないものとする。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（出動）

第4条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市（以下「特別応援市」という。）は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務に重大な支障があり消防隊等を出場させることができない当該特別応援市の消防長は、速やかにその旨を特別応援の要請者に通報するものとする。

（指揮）

第5条 前条の規定により特別応援のため出場した消防隊等の指揮は、受援市の消防隊等が出場した場合は当該受援市の現場指揮者が、受援市の消防隊等が出場しないときは第2条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が、指揮するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による応援及び第4条の規定による特別応援に要する経費等の負担は、法令その他別に定めのある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のために要した経常経費は、応援を行った協定市の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立て替えたものについては、現物又はその経費を受援市が負担するものとする。
- (2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援市において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市が負担するものとする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、受援市が負担するものとする。
- (4) 特別応援のため出場した消防隊等が受援市の指揮下において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合における賠償については、受援市がその都度関係協定市と協議の上決定するものとする。ただし、災害地への出場又は帰路途中において発生したものについては、応援等のため出場した協定市が負うものとする。

（情報交換等）

第7条 協定市は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報する

ものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市の長がその都度協議の上決定するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成19年7月4日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、各々記名押印の上各1通を保管する。

附則

この協定の締結により、平成15年4月29日に締結した館山自動車道消防相互応援協定書は廃止する。

平成19年7月4日

千葉市長

市原市長

袖ヶ浦市長

木更津市長

君津市長

富津市長

5. 災害時における物資の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について君津市（以下「甲」という。）と株式会社ジョイフル本田（以下「乙」という。）との間において下記のとおり協定する。

（物資の種類）

第1条 物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第2条 甲が、物資の供給を受けようとするときは、災害緊急物資要請書（別紙）をもって乙に要請するものとする。

（引渡し）

第3条 前条の規定により要請を受けた場合、乙は、甲に対し直ちに適正な価額で優先的に物資を引き渡すものとする。

（期 間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3か年とする。ただし、有効期間満了の1か月までに甲・乙のいずれからも異議の申し立てのない限り、自動的に継続するものとする。

（協 議）

第5条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成8年4月1日

甲 君津市長

乙 株式会社ジョイフル本田
代表取締役

6. 地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と君津建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急措置について、下記のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が災害時の応急措置を迅速かつ的確に対処すること並びに災害時の甲の管理する道路、河川その他の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能を確保し、又は当該公共土木施設の機能を回復させることにより、市民生活の安寧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めるときは、公共土木施設のパトロール、応急修理、障害物の除去その他の応急措置（以下「応急活動」という。）を乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 甲は、乙の組合員以外の建設業者に対し、前条の目的を達成するために必要があると認めるときは、応急活動の協力要請をできるものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、災害時の応急活動を速やかに行うため、あらかじめ区域を設定し、乙の組合員のうち当該区域の応急活動を行う者（以下「施工業者」という。）として、君津市建設工事等入札参加資格者業者名簿に記載されている者の中から定めておくものとする。ただし、災害時の状況その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ設定された区域の変更を行うものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対して行う要請の手続は、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 連絡可能なときの要請 甲は、通常連絡方法が可能なときは、電話等により乙に協力を要請し、併せて災害箇所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

(2) 連絡不可能なときの要請 乙又は施工業者は、災害により電話が途絶し、甲との連絡が不可能なときは、甲の協力要請を待つことなく、応急活動を行うことができるものとする。

（応急活動）

第5条 施工業者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い応急活動を行うものとする。

2 施工業者は、現地に甲の職員が派遣されていないときは、自らの責任において応急活動を行うものとする。

（着工報告書）

第6条 乙は、施工業者が応急活動に着手したときは、速やかに災害応急活動着工報告書（別記第1号様式）により、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、事後同報告書を提出するものとする。

2 乙は、施工業者の応急活動終了後、災害応急活動終了報告書（別記第2号様式）を甲に提出するものとする。

（応急活動に係る費用）

第7条 施工業者は、応急活動に要した費用を甲に請求することができる。

2 応急活動に要した費用の精算は、千葉県積算基準等を準用し、甲と施工業者が協議の上決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲及び乙のいずれかからもこの協定の廃止等の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されたものとし、それ以後も同様とする。

（旧協定書の廃止）

第9条 平成8年4月25日に締結した「地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書」は、廃止する。

（補則）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各々1通を保有する。

平成16年5月11日

甲 君津市長

乙 君津建設業協同組合理事長

7. 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、君津市内に地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、君津市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープみらい（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が君津市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲が乙に対し要請する災害時の応急生活物資は、別表1のとおりとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、前項に規定する物資以外の物資の供給を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品の供給及び運搬に積極的に協力するよう努めるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第5条 甲が乙に対し、応急生活物資の供給を要請するときは、災害緊急物資要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合においては、事後、速やかに災害緊急物資要請書を提出するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、必要に応じて、乙に対し応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第7条 第4条及び第6条の規定により乙が供給した商品及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(ボランティア活動への支援)

第11条 乙は、災害時に乙の組合員が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこ

れに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第12条 この協定に定める支援のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第13条 この協定の適用に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の法令を遵守するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(補則)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附則

この協定は、平成9年2月28日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年2月28日

甲 君津市

乙 生活協同組合コープみらい
理事長

8. 君津市、草津市災害支援・友好交流基本協定書

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は多くの人的・物的被害を出し、近年にない大災害として歴史的に深く記憶されるどころであり、地域防災に携わる地方自治体もこの教訓を生かして、災害に強いまちづくりを推進することを目標にさまざまな施策を展開していく必要がある。このようなとき、類似する両市が同じ目的のもとに平等互恵の原則に則り、また互いの理解と協力により、市政発展と友好関係を継続していくため、次に掲げる事項について、積極的に交流事業を推進していくことを確認した。

1 災害時における相互応援協定について

阪神・淡路大震災を教訓として、両市は相互応援協定を締結し、災害発生の際、相互の応援体制の確立を図り、情報交換や調査研究を行う。

2 両市の友好交流について

- (1) 地方行政を発展させるため、行政資料を交換し、その他必要な交流を進める。
- (2) 地方教育行政を発展させるため資料を交換し、その他必要な事業を進める。
- (3) 経済・文化・観光面およびスポーツの振興を図るため、関係機関、団体と協議し、市民交流を進める。

平成9年3月7日

君津市長

草津市長

○災害時における相互応援細目協定書

千葉県君津市と滋賀県草津市は、いずれかの市域において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災市の要請により、応急対策および復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類および内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水および生活必需品ならびにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫および施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車輛等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童、生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類および数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種および人員
- (4) 応援場所および応援場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 災害のため通信途絶等により被災市から前項の要請がない場合、相手市は自主的に情報収集を行い被害甚大と判断される場合は、第1条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、誠意をもってこれを実施する。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

2 前項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費および身分等については、「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について」（平成7年2月23日付け自治公第5号自治省行政局公務員部公務課長からの通知）を参照し、被災市および応援市が協議して定めるものとする。

（情報交換）

第5条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、年1回程度協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項および定めのない事項は、両市が協議し定めるものとし、協定成立の証として本書2通を作成し、両市長署名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成9年3月7日

君津市長

草津市長

9. 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」(平成8年2月23日施行、以下「基本協定」という。)第2条第8号に係る細目を定めるとともに、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)間で相互に援助協力体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象業務は、市町村等が行うごみ又はし尿(災害廃棄物を含む。)の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務とする。

ただし、埋立による最終処分は原則として対象業務から除外する。

(市町村等の責務)

第3条 市町村等は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- 1 分別収集の徹底を図り、可燃、不燃の区分はもとより資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない。
- 2 廃棄物処理基本計画に基づき、計画的に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。
- 3 施設が常に良好な状態を保持できるよう、適切な維持管理に努めなければならない。
- 4 協力の要請を受けた時は、相互援助の精神をもって積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

(協力の必要な事態)

第4条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

- 1 緊急事態
 - (1) 災害等による多量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な事態
 - (2) 災害時等において、ごみ又はし尿の収集運搬が困難な事態
 - (3) 不慮の事故による突発的な一般廃棄物処理施設の停止又は処理能力が著しく低下した事態
- 2 改修工事等の事態
 - (1) 一般廃棄物処理施設の定期点検整備又は改修工事等で予め計画された事態

(協力の要請)

第5条 協力の要請は、次により行うものとする。

- 1 緊急事態に係る協力要請は、基本協定の定めるところにより行うものとする。
- 2 改修工事等の事態に係る協力の要請を行う場合は、協力要請書(様式1号)により行うものとする。

(費用負担)

第6条 市町村等間で行う収集運搬、ごみ処理及びし尿処理委託業務に係る費用は、原則として処理原価を基準に当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第7条 市町村等は、施設の改修工事等事前に予測が可能な事態については、当該年度の一般廃棄物処理施設の処理計画、処理能力、主な定期点検整備計画及び改修工事計画等を、一般廃棄物処理施設事業計画書(様式2号)により協力を要請する市町村等に対し事前に提出するものとする。

(契約の締結)

第8条 協力要請に基づく収集運搬、ごみ処理及びし尿処理に係る委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(疑義が生じた場合)

第9条 協力体制を行う上で疑義が生じた場合は、千葉県環境衛生促進協議会で協議の上、決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成9年7月31日より効力を生ずる。
- 2 この協定の締結を証するため、各市町村等は、本協定書102通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

10. 公益社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害に被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の千葉県支部に属する会員（以下「県支部会員」という。）間における相互応援活動及び関東地方支部に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動並びに日本水道協会の他の地方支部（以下「他の地方支部」という。）と関東地方支部との間における相互応援活動に係る千葉県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 千葉県支部内において災害が発生した場合、当該災害に被災した県支部会員は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の県支部会員に対する応援要請
- (2) 都県支部長に対する応援要請
- (3) 他の地方支部長に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、千葉県支部長（以下「県支部長」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を県支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた県支部長は、県支部会員に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、県支部長の要請についてこれを準用する。

4 県支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、関東地方支部長又は他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 県支部長は被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の要請を待たずに、県支部会員に対し応援体制を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 県支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表に掲げる順位により、県支部幹事都市がこの協定における県支部長の事務を代理するものとする。

2 県支部幹事都市は、県支部幹事都市である事業体が被災した場合において、この協定における県支部長の事務を代理させるため、当該代理する事業体をあらかじめ決めておくものとする。

(応援体制)

第5条 県支部会員は県支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力するものとする。

(応援内容)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援職員の派遣)

第7条 応援の要請を受けた県支部会員は、直ちに応援体制を整え、応援を要請した事業体に協力するものとする。

2 応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメ

ラ等を携帯させるものとする。

3 応援職員は、応援を受ける事業体の指示に従って作業に従事する。

4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援職員の受入)

第8条 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、応援を要請した県支部会員は、応援職員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。

(費用負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、原則として、応援を受けた事業体が負担する。ただし、特段の事情がある場合については、応援活動に協力した事業体と応援を受けた事業体が協議して定めることができる。

2 応援を受けた事業体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援活動に協力した事業体が一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第10条 県支部長及び県支部会員は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(連絡協議会の設置)

第11条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長及び県支部幹事都市は、前条の連絡担当者及び連絡担当責任者補助者からなる協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(関東地方支部及び他の地方支部への応援)

第12条 県支部長が都県支部長間との相互応援活動に関する協定を締結した場合又は関東地方支部長が他の地方支部長間との相互応援活動に関する協定を締結した場合、当該協定に基づき都県支部長又は他の地方支部長から関東地方支部長を通じて県支部長に応援活動の要請があった場合は、この協定に基づく応援活動の例により全面的に協力するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、県支部長及び県支部幹事都市が協議してこれを定める。

(適用)

第14条 この協定は、平成10年5月18日から適用する。

この協定の成立を証するため、県支部会員を「甲」とし、県支部長を「乙」として本書56通を作成し、県支部長及び各県支部会員記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年5月18日

○公益社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定実施要領

制定 平成10年6月24日幹事会決定

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の千葉県支部長（以下「県支部長」という。）と千葉県支部に属する会員（以下「県支部会員」という。）とが、平成10年5月18日に締結した「公益社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第13条の規定により、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 千葉県支部内において災害が発生した場合において、県支部長は、直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするとともに、平常時から県支部内での連絡体制について整備するように努める。

(各県支部会員の応援体制)

第3条 千葉県支部内において、地震災害が発生した場合には、次のとおり当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種 別	発令の時期	体 制
任意体制	震度5（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災都市の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度6（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救護活動の準備完了後、被災都市の要請に応じて直ちに直に出動できる体制とする。

2 県支部会員から応援の要請の連絡又は応援体制の整備の要請を受けた県支部長は、県支部会員に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整するものとする。

(応援活動)

第4条 応援活動は、応援を受ける事業者の指示に従い、応援を受ける事業者が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどして行う。

2 工事業者のあっせんについては、要請を受けた県支部会員は、必要な工事業者に連絡し、被災した事業者での応急給水又は応急復旧等の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者をあっせんする。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との関係に関する定めは、締結された契約によって行われることを確認して工事業者の意思を確認するものとする。

3 協定第6条第1号から第4号までに定めるもののほか、同条第5号に掲げる特に要請があった事項については、応援活動に従事する各事業者が応じることができるものについて、応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについてはこの限りではない。

(応援事業体現地対策本部)

第5条 県支部長は応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、県支部会員と調整の上、応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

2 現地対策本部は、現地における応援活動に協力する事業者（以下「応援事業者」という。）の職員、その他必要があると認められる者で構成するものとする。

3 応援を受ける事業者と現地対策本部との調整を効率的に行うため、現地対策本部に幹事応援事業体を置くものとする。

4 幹事応援事業体は現地対策本部を構成する応援事業者の中から県支部長の指名又は互選により選出する。

(現地対策本部の運営)

第6条 現地対策本部は、おおむね次のような役割を行う。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被害状況の把握
- (4) 応援受け入れ態勢の支援
- (5) 応援を受ける事業者との連絡調整

(6) 応援事業体間相互の連絡調整

(7) 関係各機関との連絡調整

(応援活動の体制)

第7条 各事業体が派遣する応援の基本編成は、次のとおりとする。

項目	編成
応急給水活動	1 応急給水班1班あたり3名体制（運転手1名、給水要員2名）を標準とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
応急復旧活動	1 応急復旧班1班あたり8名体制（責任者1名、記録者1名及び作業員6名）を標準とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
	1 漏水調査班1班あたり4名体制（責任者1名及び作業員3名）を標準とする。 2 ただし、各事業体の現状を踏まえ、これらの業務を漏水調査会社等へ委託することについては、前もって検討し、協力要請を行っておくこと。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。

(応援の受入体制)

第8条 県支部長はその属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の事項について応援受け入れマニュアル等を作成するよう依頼し、県支部長はこれを把握するよう努めるものとする。

(1) 一般的事項

ア 各応援活動に関する方法及び手順

イ 各応援活動ごとの担当及び担当との連絡方法

ウ 作業報告の内容及び手続

エ 応援活動のために派遣される職員のための宿舍及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策

オ 他機関との応援体制

(2) 応急給水活動に関する事項

ア 応急給水の水源となる水道施設等

イ 応急給水拠点の位置

ウ 給水車の要請リスト

(3) 応急復旧活動に関する事項

ア 復旧優先路線の明示

イ 資機材及び残土等の置場の確保

ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備

(4) 応急復旧資機材の提供に関する事項

ア 資機材の備蓄及び整備状況

イ 必要となる資機材の種別

ウ 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

(応援に要する費用負担の原則)

第9条 応援に要する費用負担の原則については、次項から第5項までに定めるとおりとする。

2 応援事業体が派遣する職員に係る人件費等の費用は、応援事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（調整手当等の応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下において同じ。）については、当該職員を派遣した事業体の規定により算定した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、応援を受けた事業体が負担する。

3 応援事業体の職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補

償は、応援事業体の負担とする。ただし、応援を受けた事業体において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた事業体の負担とする。

- 4 応援事業体の職員の応援を受けた事業体での宿泊や食料に係る経費については、応援を受けた事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援事業体の負担とする。
- 5 法令上特別の定めその他の特別の措置により、応援活動に協力した事業体に対して、応援に要した費用の補填があった場合は、その金額を応援を受けた事業体の負担額から控除する。

(損害賠償に関する特例)

第10条 応援事業体の職員が、応援活動に係る業務上の第三者に対し損害を加えた場合については、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては応援を受けた事業体が、応援を受けた事業体への往復途中に生じたものについては応援事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

(連絡体制)

第11条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第10条の規定により定めた連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし被災状況等によりこれによれない場合はこの限りでない。

(千葉県支部防災連絡協議会)

第12条 協定11条に規定する千葉県支部防災連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において定期的に交換を行う情報は次のものとする。

- (1) 連絡担当部課、連絡責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
 - (2) 協定第4条第2項の代理に関する事項
 - (3) 各県支部会員における防災物資等の備蓄及び整備状況
 - (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
 - (5) 配管図等の整備及び保管状況
 - (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
 - (7) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
- 2 連絡協議会の事務は、県支部長である事業体が処理する。
 - 3 特に協議すべき事項がない場合は、第1項に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。この場合において、特に協議すべき事項がある場合は、県支部長に開催を要請するものとし、県支部長が必要があると認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附則

この要領は、平成10年6月24日から実施する。

11. 災害時における燃料等の供給に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と千葉県石油商業協同組合君津支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、「君津市地域防災計画」に基づく応急措置のため、燃料等が必要となった場合の供給について下記のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに燃料等の供給を確保することにより迅速な応急措置を実施し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 乙は、甲の実施する応急措置に必要な燃料等の供給について協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため乙から燃料等の供給を受けようとするときは、災害緊急燃料等供給要請書（別記様式）により協力を要請するものとする。

ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合においては、事後、速やかに災害緊急燃料等供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対し、できる限りで優先的に燃料等の供給を行うものとする。

（供給場所）

第5条 甲は、乙の指定する場所で燃料等の引渡しを受けるものとする。ただし、甲が乙の指定する場所まで運行することが著しく困難なときは、乙は燃料等の運搬に協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請に基づき乙が供給する燃料等の代金及び前条ただし書きの規定により乙が運搬を行ったときに要する経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第7条 甲の要請に基づき乙が供給する燃料等の価格は、災害の発生する直前における甲が千葉県石油協同組合君津支部と締結している燃料契約単価を基準とし、甲と乙が協議して決定するものとする。

2 乙が燃料等の運搬を行ったときに要する経費は、甲と乙が協議して決定するものとする。

（営業再開への協力）

第8条 甲は、災害時における市民への安定した燃料等の供給に資するため、給油所施設等の安全を確認したうえで、乙の会員が営業を再開しようとするときは、これに協力するよう努めるものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲乙のいずれからも意思表示がないときは、この協定は自動的に継続するものとする。

（協議）

第10条 甲と乙とは、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法等必要な事項について、あらかじめ協議しておくものとする。

2 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年6月3日

甲 君津市長

乙 千葉県石油商業協同組合君津支部
支部長

12. 君津市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と一般社団法人君津木更津医師会（以下「乙」という。）とは、君津市内で発生した大地震、暴風雨等により医療活動の必要な災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 本協定は、君津市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため乙の協力を得る事に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医師、看護婦等からなる医療救護班を編成し、甲の指定場所に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、君津木更津医師会災害医療救護計画（以下「災害医療救護計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、策定した災害医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

（救護所）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項の定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設等に乙の協力を得て救護所を設置するものとする。

3 前項の規定により医療施設等に救護所を設置した場合において、医療救護活動により医療施設等に損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難場所等における軽傷患者に対する医療の実施
- (4) 死亡の確認
- (5) 助産

（医療救護班の輸送）

第6条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（指揮命令）

第7条 医療救護班は、甲及び乙の協議に基づき、業務を実施するものとする。

2 医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害医療救護計画に基づき、乙が行うものとする。

（医薬品・衛生資材等の備蓄、輸送）

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備蓄する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行うものとする。

3 備蓄医薬品、衛生資材等の輸送は、甲が行うものとする。

（装備の貸与）

第9条 甲は、乙に対し医療救護活動に要する個人装備の貸与を行うものとする。

（後方医療施設への転送）

第10条 乙所属の医療救護班は、救護所において後方医療施設での医療を必要とする患者がある場合は、甲がその患者を円滑に後方医療施設へ転送できるよう後方医療施設に対し、受け入れ等の要請を行い、甲に協力するものとする。

（医療費）

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者等において傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

(医事紛争発生の措置)

第13条 本協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第14条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

イ 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ロ 医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費弁償

ハ 医療救護班の医師、看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第15条 本協定を実施するため、甲乙協議して別に実施細目を定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第17条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成12年4月1日

甲 君津市長

乙 一般社団法人 君津木更津医師会
会 長

○災害時の医療救護活動実施細目

平成12年4月1日付けをもって締結した「君津市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定による実施細目は、次のとおりとする。

（医療救護従事者の実費弁償）

第1条 協定書第14条第1項第1号イに規定する経費の額は、1回の出勤につき、次のとおりとする。

- (1) 医師 22,200円
- (2) 看護婦 14,700円
- (3) 事務職員 8,800円

2 1回の出勤に係る医療救護活動の時間が4時間を超える場合は、前項に規定する額に1時間当たりそれぞれ次の各号に掲げる額（以下「単位加算額」という。）に4時間を超える時間数（以下「超過時間数」という。）を乗じて得た額を加算するものとする。

ただし、従事時間が午後5時から午後10時まで及び午前5時から午前9時までの場合は、単位加算額に100分の125を、また午後10時から午前5時までの場合は、100分の150を乗じて得た額に超過時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

- (1) 医師 5,500円
- (2) 看護婦 3,600円
- (3) 事務職員 2,200円

（扶助費）

第2条 協定書第14条第1項第1号ハに規定する扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずるものとする。

（合同訓練参加経費）

第3条 協定書第14条第1項第2号に規定する合同訓練参加費については、無償とする。

2 協定書第14条第1項第2号に規定する合同訓練時における負傷、疾病、死亡の際の扶助費については、災害時の医療救護活動の例による。

（費用弁償等の請求・報告）

第4条 乙は、協定書第14条の規定による費用弁償等の請求及び報告については、医療活動終了後速やかに、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（別記第1号様式）に各医療救護班ごとの医療救護活動報告書（別記第2号様式）及び医療救護班診療記録（別記第3号様式）を添えて請求するものとする。
- (2) 医療救護班が携行した医薬品、衛生資材を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、薬品・衛生資材使用報告書（別記第4号様式）を添えて請求するものとする。
- (3) 医療救護班の医師、看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（別記第5号様式）により報告するものとする。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前各号の規定を準用するものとする。
- (5) 救護所を設置した医療施設等において医療救護活動により生じた施設、設備等の損傷に係る実費弁償は、第1号に掲げる様式のほか物件損傷報告書（別記第6号様式）を添えて請求するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）に定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第5条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（未収金の処理）

第6条 甲は、協定書第10条により転送された後方医療施設において、災害時の医療救護活動に係る医療費の未収が生じたときは、支払義務者に対する調査を行い、支払不能の事情が判明した場合は、当該未収金につき支払義務者に代って支払うものとする。

（協議）

第7条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して決めるものとする。

この細目の締結を証するため、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成12年4月1日

甲 君津市長

乙 一般社団法人君津木更津医師会
会 長

別記

第1号様式 費用弁償等請求書 (省略)

第2号様式 医療救護・活動報告書 (省略)

第3号様式 医療救護班診療記録 (省略)

第4号様式 薬品・衛生資材使用報告書 (省略)

第5号様式 事故報告書 (省略)

第6号様式 物件損傷報告書 (省略)

13. 災害時における飲料水確保のための応急作業に関する協定書

君津市の区域内において発生した、災害時における飲料水確保のための応急作業に関し、君津市（以下「甲」という。）と君津市管工事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、君津市の区域内において、地震、風水害その他の災害が発生し、破壊された水道施設を緊急に復旧する必要がある場合、乙に対し水道施設の復旧に関して協力を要請することができる。

2 前項の要請にあたっては、甲は復旧を要する区域、復旧作業の内容その他必要と認める事項を文書により乙に示すものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、口頭または電話等により指示することができるものとする。

（水道施設復旧作業）

第2条 水道施設の復旧作業（以下「復旧作業」という。）にあたっては、乙は甲の指示に従うものとする。

（費用の負担）

第3条 復旧に要した費用は甲が負担するものとする。

（請 求）

第4条 乙は、甲の要請による復旧作業を行うために費用を負担したときは、甲に対し、当該費用を請求するものとする。

2 乙は当該作業の終了後、甲の認定を受けた後に請求するものとする。

（協 議）

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえこれを定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年9月1日

甲 君津市水道事業管理者

乙 君津市管工事業協同組合 理事長

14. 災害時の救護支援活動に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と NPO 法人君津木更津薬剤師会薬業会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 項に規定する災害が甲の地域内で発生し、医療活動が必要となった場合には迅速な救護支援活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲が作成する地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う救護活動を円滑に実施するため、乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師等の派遣）

第 2 条 甲は、防災計画に基づき救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し薬剤師等の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めるところにより甲から要請を受けた場合には、直ちに、薬剤師等を甲の指定する救護所に派遣するものとする。

（災害救護支援計画の策定）

第 3 条 乙は、救護支援活動を実施するため、NPO 法人君津木更津薬剤師会薬業会災害救護支援計画（以下「災害救護支援計画」という。）を策定するものとする。

（救護所）

第 4 条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項の定めるもののほか、必要と認めるときは、医療救護活動及び救護支援活動が可能な被災地周辺の医療施設等に、社団法人君津木更津医師会の協力を得て救護所を設置するものとする。

3 前項の規定により医療施設等に救護所を設置した場合において、医療救護活動及び救護支援活動により、医療施設等に損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担するものとする。

（薬剤師等の業務）

第 5 条 薬剤師等は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 救護所等における医薬品等の管理
- (2) 救護所等における医薬品等の調剤業務
- (3) 救護所等における被災者に対する服薬指導
- (4) 医薬品等の需給状況の把握及び調達
- (5) 感染症予防のための消毒薬の調達及び消毒方法のアドバイス

（薬剤師等の輸送）

第 6 条 乙所属の薬剤師の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（薬剤師等に対する指揮命令）

第 7 条 救護支援活動に係る薬剤師に対する指揮命令は、乙が策定する災害救護支援計画に基づき、乙が行うものとする。

（医薬品等の輸送）

第 8 条 救護所で使用する医薬品等は、乙が備蓄する医薬品を使用するものとし、医薬品等の輸送は、原則として乙が行うものとする。

（医薬品費）

第 9 条 救護所において使用した医薬品等の実費は、甲が負担する。

2 後方医療施設における医薬品費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練への参加）

第 10 条 乙は、甲が行う防災訓練に関し甲の要請に基づき参加協力するとともに、当該訓練の参加者等において、傷病者が発生した場合の救護支援を併せて担当するものとする。

（紛争発生の措置）

第 11 条 本協定により実施した救護支援活動に関して、患者等との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

（実費弁償等）

第 12 条 甲の要請に基づき、乙が救護支援活動等を実施した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師等の編成に伴うもの

イ 薬剤師等が救護支援活動に従事したことによる実費弁償

ロ 救護所で使用した医薬品等の実費弁償

ハ 薬剤師等が、救護支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練における救護支援活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による実費弁償等の額については、甲乙協議のうえ、映定するものとする。

(実施細目)

第13条 本協定を実施するため、この協定に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について、疑義を生じたときは、乙協議のうえ決定する。

(その他)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新するものとし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、各本協定当事者署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成14年5月8日

甲 千葉県木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長

千葉県君津市久保2丁目13番1号
君津市
君津市長

千葉県富津市下飯野2443番地
富津市
富津市長

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
袖ヶ浦市
袖ヶ浦市長

乙 千葉県木更津市桜井984番地3
NPO 法人君津木更津薬剤師会薬業会
会 長

○災害時の救護支援活動に関する協定書実施細目

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と NPO 法人君津木更津薬剤師会薬業会（以下「乙」という。）が平成 14 年 5 月 8 日付けで締結した「災害時の救護支援活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 13 条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（救護支援従事者の実費弁償）

第 1 条 協定書第 12 条第 1 項第 1 号イに規定する経費の額は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 15,300 円
- (2) 事務職員 8,800 円

2 救護支援活動の時間が 4 時間を超える場合は、前項に規定する額に 1 時間当たりそれぞれ次の各号に掲げる額（以下「単位加算額」という。）に 4 時間を超える時間数（以下「超過時間数」という。）を乗じて得た額を加算するものとする。ただし、従事時間が午後 5 時から午後 10 時まで及び午前 5 時から午前 9 時までの場合は、単位加算額に 100 分の 125 を、また午後 10 時から午前 5 時までの場合は、100 分の 150 を乗じて得た額に超過時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

- (1) 薬剤師 3,800 円
- (2) 事務職員 2,200 円

（扶助費）

第 2 条 協定書第 12 条第 1 項第 1 号ハに規定する扶助費の額は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に準ずるものとする。

（防災訓練参加に伴う実費弁償）

第 3 条 乙は、協定書第 10 条に規定する甲が行う防災訓練に無償で参加協力するものとする。

2 協定書第 12 条第 1 項第 2 号に規定する防災訓練時における負傷、疾病、又は死亡した場合の扶助費については、災害時の救護支援活動の例による。

（実費弁償等の請求・報告）

第 4 条 乙は、協定書第 12 条の規定による実費弁償等の請求及び報告については、救護支援活動終了後速やかに、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 薬剤師等が救護支援活動に従事したことによる実費弁償は、実費弁償等請求書（別記第 1 号様式）に救護支援活動ごとの救護支援活動報告書（別記第 2 号様式）及び救護支援活動業務記録（別記第 3 号様式）を添えて請求するものとする。
- (2) 薬剤師等が、医師の処方箋に基づき使用した医薬品等については、前号に掲げる様式のほか、医薬品等使用報告書（別記第 4 号様式）を添えて、その実費を請求するものとする。
- (3) 薬剤師等が救護支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（別記第 5 号様式）により報告するものとする。
- (4) 協定書第 10 条で規定する防災訓練で使用した医薬品等の実費については、第 2 号の規定を準用するものとする。
- (5) 救護所を設置した医療施設等において、救護支援活動により生じた施設、設備等の損傷に係る実費弁償は、第 1 号に掲げる様式のほか物件損傷報告書（別記第 6 号様式）を添えて請求するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか救護支援活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）に定める様式を準用するものとする。

（実費弁償等の支払）

第 5 条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（協議）

第 6 条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この実施細目について、合意の成立を証するため、本書 5 通を作成し、各当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 14 年 5 月 8 日

- 甲 千葉県木更津市潮見 1 丁目 1 番地
木更津市
木更津市長
- 千葉県君津市久保 2 丁目 13 番 1 号
君津市
君津市長
- 千葉県富津市下飯野 2443 番地
富津市
富津市長
- 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1
袖ヶ浦市
袖ヶ浦市長
- 乙 千葉県木更津市桜井 984 番地 3
NPO 法人君津木更津薬剤師会薬業会
会 長

15. 災害時における燃料等の供給に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と（一社）千葉県LPガス協会木更津支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が甲の地域内に発生し、応急措置のため緊急に燃料等が必要になった場合の供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに燃料等の供給を確保することにより迅速な応急対策を実施し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

（燃料等の種類）

第2条 燃料等の種類は、LPガス・器具及び付帯工事とする。ただし、その他緊急に必要なものについても、乙は支障のない範囲で要請に応じるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため燃料等の供給を受けようとするときは、緊急物資要請書（別記様式1）により、乙の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙の会員に直接協力を要請できるものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲で優先的に燃料等の供給を行うものとする。

（燃料等の引渡し）

第5条 乙は、甲の指定する場所で燃料等の引渡しを受けるものとする。ただし、甲の指定する場所での引渡しが著しく困難な場合、甲はその運搬に協力するものとする。

（供給価格の決定）

第6条 甲の要請に基づき乙が供給する燃料等の価格は、災害の発生する直前の単価契約を基準として乙が統一価格を設定し、甲乙協議のうえ決定する。また、乙が燃料等の運搬を行ったときに要する経費は、甲乙協議のうえ決定する。

（輸送車両の誘導）

第7条 甲は、災害時に乙が燃料等を輸送する車両について、誘導できるよう配慮するものとする。

（費用の精算）

第8条 供給した燃料等の費用は、乙が取りまとめたうえ、甲に請求（別記様式2）するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれからも意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第10条 甲乙は、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議のうえ定めるものとする。

2 この協定に関し、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、各本協定当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成15年12月1日

甲 木更津市長
君津市長
富津市長
袖ヶ浦市長

乙 一般社団法人 千葉県エルピーガス協会
木更津支部長

16.地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と君津造園建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急措置について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が災害時の応急措置を迅速かつ的確に行うこと並びに災害時に甲の管理する道路、公園その他の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能を確保し、又は回復させることにより、市民生活の安寧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めるときは、災害時の公共施設のパトロール、応急修理、障害物の除去等その他の応急措置（以下「応急活動」という。）を乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 甲は、乙の組合員以外の造園建設業者に対し、前条の目的を達成するために必要があると認めるときは、応急活動への協力の要請をすることができるものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、応急活動を速やかに行うため、あらかじめ別表に定める区域割により当該区域の応急活動を行う者（以下「施工業者」という。）を、君津市建設工事等入札参加適格者名簿に登録されている組合員の中から定めておくものとする。ただし、乙は、災害時の状況又はやむを得ない事情が発生した場合には、区域割又は施工業者の変更を行うことができるものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対して行う要請の手続きは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 連絡可能なときの要請 甲は、電話等により乙に協力を要請し、併せて災害箇所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

(2) 連絡不可能なときの要請 乙又は施工業者は、甲の協力の要請を待つことなく、応急活動を行うことができるものとする。

（応急活動）

第5条 施工業者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い応急活動を行うものとする。

2 施工業者は、現地に甲の職員が派遣されていないときは、自らの責任において応急活動を行うものとする。

（着工報告書）

第6条 乙は、施工業者が応急活動に着手したときは、速やかに災害応急活動着工報告書（別記第1号様式）により甲に報告するものとする。ただし、被害を避けるために緊急を要する場合は、電話等により報告し、応急活動終了後に報告書を提出するものとする。

2 乙は、施工業者が応急活動を終了したときは、速やかに災害応急活動終了報告書（別記第2号様式）を甲に提出するものとする。

（応急活動に係る費用）

第7条 施工業者は、応急活動に要した費用を甲に請求することができる。

2 応急活動に要した費用の清算は、千葉県積算基準等を準用し、甲と施工業者が協議の上決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからもこの協定の廃止等の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されたものとし、それ以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 19 年 7 月 5 日

甲 君津市久保二丁目 13 番 1 号
君津市
市 長

乙 君津市杵師一丁目 11 番 10 号
君津造園建設業協同組合
理事長

17. 災害時における物資の供給に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資（以下「物資」という。）の供給に関する協定（以下「本協定」という。）について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して速やか、かつ、円滑に物資を供給し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して営業に支障の無い範囲において、可能な限り協力するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、品目、数量、場所、期間等を具体的に明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書による要請ができないときは、口頭等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が供給する物資の種類は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------------------------|
| (1) 食料品 | (2) 衣料品 |
| (3) 寝具類 | (4) 食器類 |
| (5) 日用品 | (6) その他甲が指定するもので、乙が供給可能なもの |

（物資の運搬、引渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙が指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に物資を引渡すものとし、当該引渡しをもって甲乙間における物資の引渡しの完了とする。

（物資等の価格）

第6条 前条第2項による引渡し完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該引渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、物資の対価は、災害の発生した直前の乙の販売価格（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（営業への協力）

第7条 災害が発生した場合で、乙が被災地において、店舗施設の安全を確認したうえで営業を継続し又は再開しようとするときは、甲は、これに協力するよう努めるものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲乙のいずれからも本協定廃止等の意思表示がないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第9条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年3月3日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
君津市長

乙 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社ダイエー
代表取締役

18. 地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と君津市電業組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急措置について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が災害時の応急措置を迅速かつ的確に行うこと並びに災害時に甲の管理する道路、公園その他の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能を確保し、又は回復させることにより、市民生活の安寧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めるときは、災害時の公共施設のパトロール、応急修理、障害物の除去等（以下「応急活動」という。）を乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、応急活動を速やかに行うため、あらかじめ別表に定める区域割により当該区域の応急活動を行う者（以下「施工業者」という。）を、組合員の中から定めておくものとする。ただし、乙は、災害時の状況又はやむを得ない事情が発生した場合には、区域割又は施工業者の変更を行うことができるものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対して行う要請の手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 連絡可能なときの要請 甲は、電話等により乙に協力を要請し、併せて災害箇所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

(2) 連絡不可能なときの要請 乙は、甲の協力の要請を待つことなく、応急活動を行うことができるものとする。

（応急活動）

第5条 施工業者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い応急活動を行うものとする。

2 施工業者は、現地に甲の職員が派遣されていないときは自らの責任において応急活動を行うものとする。

（着工報告書）

第6条 乙は、施工業者が応急活動に着手したときは、速やかに災害応急活動着工報告書（別記第1号様式）により甲に報告するものとする。ただし、被害を避けるために緊急を要する場合は、電話等により報告し、応急活動終了後に報告書を提出するものとする。

2 乙は、施工業者が応急活動を終了したときは、速やかに災害応急活動終了報告書（別記第2号様式）を甲に提出するものとする。

（応急活動に係る費用）

第7条 施工業者は、応急活動に要した費用を甲に請求することができるものとする。

（協定の期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからもこの協定の廃止等の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されたものとし、それ以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年11月5日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 君津市北子安一丁目10番33号
君津市電業組合
理事長

19. 災害時における災害情報の放送に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）とかずさエフエム株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害情報の放送に関する協定（以下「本協定」という。）について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、君津市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、市民の安全と生活等に必要な情報（以下「災害情報」という。）を提供し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（災害情報の放送）

第2条 乙は、甲の要請に基づき自らの判断により、通常の放送を中断し、又は、通常の放送時間を超えて災害情報の放送を行うものとする。

2 災害情報の放送内容は、甲の把握する情報の範囲内でおおむね次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 火災発生及び延焼の状況
- (2) 市民の避難及び避難所開設に関する状況
- (3) 主に人的被害及び住家に関する被害の状況
- (4) ライフラインの状況
- (5) 交通機関の運行状況
- (6) 甲及び市内各防災関係機関の措置状況
- (7) その他市民の安全と生活に必要とされる情報

（連絡責任者）

第3条 本協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の期間は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による解約の申し出がないときは、協定の期間を1年間延長するものとし、それ以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成22年7月6日

甲 君津市久保2丁目13番1号
君津市
君津市長

乙 木更津市富士見1丁目2番1号
かずさエフエム株式会社
代表取締役社長

20. 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、君津市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、君津市地域で災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 君津市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- (2) 君津市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- (3) その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の、災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする、

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を保有する。

平成23年2月14日

- 甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長
- 乙) 千葉県君津市久保2丁目13番1号
君津市
君津市長

21. 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査等への協力）

第1条 甲は、君津市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について要請書（別記様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、要請書を交付する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施させるとともに、受諾書（別記様式第2号）により実施者名を甲に報告するものとする。ただし、受諾書により報告する時間的余裕がないときは、口頭で受諾し、その後、速やかに受諾書を提出するものとする。

（認定調査等の内容）

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府制作統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して行なう市内の家屋の調査。
- (2) 甲が発行したり災証明について市民からの相談の補助。
- (3) 建物滅失登記申請手続きに関する相談。
- (4) 土地境界復元等に関する相談。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲は、必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（君津市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月16日

甲 君津市久保2丁目13番1号
君津市長

乙 千葉市中央区中央港一丁目23番25号
千葉県土地家屋調査士会 会長

22. 災害時相互応援協定書

君津市及び飯田市（以下「協定市」と総称する。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることに関し、次のとおり協定を締結する。

（相互に行う応援）

第1条 協定市は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市が行う災害応急対策に関し応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災した児童又は生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請のあった事項

（応援の要求の手続）

第3条 被災市は、前2条の規定による応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法により連絡することによるものとする。

- (1) 災害による被害の状況
- (2) 譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量等
- (3) 前条第4号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数
- (4) 応援を受けたい期間
- (5) 応援の実施に係る場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

3 前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるに際しては、協定市が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

第4条 応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内における応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めるときは、必要と認められた範囲内における応援（以下「自主応援活動」という。）を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。（指揮権）

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項の規定により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第92条の規定により被災市が負担することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、自主応援活動に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

3 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

4 応援に要する経費について前3項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して定める。

(災害補償等)

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治療後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(資料の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、又は提供するものとする。

(訓練の参加)

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協定市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(補則)

第11条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し協定市長それぞれ署名押印の上、保有する。

平成25年4月18日

君津市
君津市長

飯田市
飯田市長

23. 広告付避難場所等電柱看板に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社千葉総支社（以下「乙」という。）とは、君津市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、君津市内における看板の掲出により、市民に対する平常時及び災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板(巻広告)に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。
- (2) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対するの対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- (4) 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- (5) 避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治性のあるもの。
- (4) 宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義主張。
- (6) 個人の名刺広告。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。
- (9) その他、広告媒体の掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

（経費等）

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年1月5日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
君津市長

乙 千葉県千葉市中央区新田町36-15 千葉テックビル
東電タウンプランニング株式会社
千葉総支社
千葉総支社長

24. 災害に係る情報発信等に関する協定書

君津市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、君津市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、君津市が君津市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ君津市の行政機能の低下を軽減させるため、君津市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、君津市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、君津市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、君津市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 君津市が、君津市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 君津市が、君津市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 君津市が、災害発生時の君津市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 君津市が、君津市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて君津市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 君津市が、君津市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 君津市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、君津市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく君津市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、君津市から提供を受ける情報について、君津市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、君津市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、君津市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、君津市とヤフー両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年1月6日

君津市：千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
君津市長

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役

25. 災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材等（以下「機材等」という。）の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に市民の生命、身体若しくは財産に損害を及ぼす災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙がその保有する機材等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、機材等を必要とするときは、要請書（様式第1号）をもって、乙に提供を要請するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、ファクシミリ又は電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で優先的かつ速やかに機材等を提供するものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（機材等の種類）

第4条 乙が提供する機材等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 発電機
- (2) 照明機器
- (3) 簡易水洗トイレ（汲み取り式）
- (4) 重機
- (5) その他乙の取扱い機材等

（機材等の引渡し）

第5条 機材等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、その指示に従うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により機材等を運搬する車両を優先車両として通行できるように、可能な範囲で支援するものとする。

3 機材等の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、機材等の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は災害の発生した直前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（請求及び支払）

第7条 乙は、機材等の引渡し又は納入が完了したときは、前条の費用について明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に支払うものとする。ただし、支払いに予算上の措置を必要とする場合は、甲は、当該期日を延長することができるものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者等）

第9条 甲及び乙は、要請と提供に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任し、連絡責任者名簿（様式第3号）を作成の上、これをお互いに通知するものとする。

2 連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、変更した名簿を相手先に速やかに提出するものとする。

（協議）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了日前30日までに、甲及び乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この契約を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年1月27日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
君津市長

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
朝日ビルヂング7階
株式会社アクティオ
代表取締役

26. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、君津市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、君津市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNETTOWNを利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協 議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年3月11日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
君津市長

乙 株式会社ゼンリン第一事業部
千葉・茨城エリア統括部
部 長

27. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 章佑会（以下「乙」という。）とは、君津市地域防災計画に基づく福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、君津市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、一般の避難所での生活において特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第2条 福祉避難所への受け入れの対象となる者は、甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等とする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
君津市尾車635-1	障がい者支援施設 たびだちの村・君津
君津市尾車635-1	障がい者支援施設 たびだちの村・BISHA

（要請手続等）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対し乙の管理する施設を福祉避難所として使用することを要請することができるものとする。

2 前項に規定する要請については、乙に対しその旨を事前に口頭で了解をとり、福祉避難所開設依頼書（別記第1号様式）をもって依頼するものとする。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合は、ファクシミリ、電話その他の方法によることができる。この場合においては、甲は、事後速やかに福祉避難所開設依頼書（第1号様式）を提出するものとする。

3 乙は、甲の施設使用の要請を受けたときは、できる限り受諾するように努めるものとし、施設提供が可能な場合は、甲に開設場所を指定するものとする。

（対象者の移送）

第5条 福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として、その家族又は支援者が行うものとする。ただし、移送に当たり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（福祉避難所の管理運営）

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たり、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

(2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（開設期間）

第7条 乙が開設する福祉避難所の開設期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから、一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙にその旨を、福祉避難所使用終了届（別記第2号様式）によって通知するものとする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第8条 甲は、乙に対し、甲の要請に基づき福祉避難所として提供した期間に、要配慮者等の受け入れに要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

(1) 介助員等に要する人件費

(2) 要配慮者等に要する食費

(3) その他福祉避難所の運営に直接必要な費用で甲乙協議の上、決定したもの。

(福祉避難所指定の周知)

第9条 甲は、乙の管理する施設が福祉避難所として指定され、災害時等において福祉避難所として使用されることを、地域住民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等及びその支援者等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に関する書類等を作成し、甲は、当該書類のほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

(1) 要配慮者等の氏名及び滞在期間等

(2) 要配慮者等に提供した食事や物資の数量、価格等、予算及び決算に関する調書

(3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の2箇月前までに、甲及び乙が書面によりこの協定を更新しない旨の申出がない限り、この期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年3月26日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 君津市尾車635-1
社団福祉法人 章佑会
理事長

28. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 アルムの森（以下「乙」という。）とは、君津市地域防災計画に基づく福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、君津市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、一般の避難所での生活において特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第2条 福祉避難所への受け入れの対象となる者は、甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等とする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
君津市郡二丁目2番3号	生活介護事業所 ピッチーの丘

（要請手続等）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対し乙の管理する施設を福祉避難所として使用することを要請することができるものとする。

2 前項に規定する要請については、乙に対しその旨を事前に口頭で了解をとり、福祉避難所開設依頼書（別記第1号様式）をもって依頼するものとする。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合は、ファクシミリ、電話その他の方法によることができる。この場合においては、甲は、事後速やかに福祉避難所開設依頼書（第1号様式）を提出するものとする。

3 乙は、甲の施設使用の要請を受けたときは、できる限り受諾するように努めるものとし、施設提供が可能な場合は、甲に開設場所を指定するものとする。

（対象者の移送）

第5条 福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として、その家族又は支援者が行うものとする。ただし、移送に当たり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（福祉避難所の管理運営）

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たり、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（開設期間）

第7条 乙が開設する福祉避難所の開設期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから、一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙にその旨を、福祉避難所使用終了届（別記第2号様式）によって通知するものとする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第8条 甲は、乙に対し、甲の要請に基づき福祉避難所として提供した期間に、要配慮者等の受け入れに要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他福祉避難所の運営に直接必要な費用で甲乙協議の上、決定したもの。

(福祉避難所指定の周知)

第9条 甲は、乙の管理する施設が福祉避難所として指定され、災害時等において福祉避難所として使用されることを、地域住民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等及びその支援者等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に関する書類等を作成し、甲は、当該書類のほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

(1) 要配慮者等の氏名及び滞在期間等

(2) 要配慮者等に提供した食事や物資の数量、価格等、予算及び決算に関する調書

(3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の2箇月前までに、甲及び乙が書面によりこの協定を更新しない旨の申出がない限り、この期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年3月26日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 富津市千種新田936-2
社団福祉法人 アルムの森
理事長

29. 君津市地域防災計画に基づく災害時歯科医療救護活動に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と一般社団法人君津木更津歯科医師会（以下「乙」という。）とは、君津市内で発生した大地震、暴風雨等により歯科医療活動の必要な災害が発生した場合に迅速な歯科医療救護活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、君津市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、乙の君津木更津歯科医師会災害時歯科医療活動計画（以下「災害時歯科医療活動計画」という。）に基づき歯科医師等からなる歯科医療救護班を編成し、甲の指定場所に派遣するものとする。

（災害時歯科医療活動計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動を実施するため、災害時歯科医療活動計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、策定した災害歯科医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

3 乙は、自発的に災害時歯科医療計画に基づき救護所に派遣した場合、遅滞無く甲に報告するものとする。

（救護所）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設等に乙の協力を得て救護所を設置するものとする。

3 前項の規定により歯科医療施設等に救護所を設置した場合において、医療救護活動により歯科医療施設等に損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 救護所及び避難収容施設等における歯科医療を必要とする被災者に対する応急処置

(2) 災害時歯科医療活動計画で定めた歯科医療施設（以下「後方歯科医療施設」という。）への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 歯科医療記録等による身元確認の協力

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（指揮命令）

第7条 歯科医療救護班は、甲及び乙の協議に基づき、業務を実施するものとする。

2 歯科医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害歯科医療救護計画に基づき、乙が行うものとする。

（医薬品・歯科用機材等）

第8条 乙所属の歯科医療救護班が使用する医薬品、歯科用機材等は、原則として歯科医療救護班が携行するものとする。

（後方歯科医療施設への転送）

第9条 乙所属の歯科医療救護班は、救護所において後方歯科医療施設での医療を必要とする患者がある場合は、甲がその患者を円滑に後方歯科医療施設へ転送できるよう後方歯科医療施設に対し、受け入れ等の要請を行い、甲に協力するものとする。

（医療費）

第10条 救護所における歯科医療費は、無料とする。

2 後方歯科医療施設における医療費は、原則として患者負担とし、乙が患者に請求する。

（合同訓練）

第11条 乙は、甲から要請があつた場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者等

において傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

(医事紛争発生の措置)

第 12 条 本協定により実施した歯科医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第 13 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第 14 条 本協定を実施するため、甲乙協議して別に実施細目を定めるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 16 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 4 月 16 日

甲 君津市久保二丁目 13 番 1 号
君津市
市長

乙 木更津市新田三丁目 4 番地 30 号
一般社団法人君津木更津歯科医師会
会長

30. 地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と君津市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急措置について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が災害時の応急措置を迅速かつ的確に行うこと並びに災害時に甲の管理する道路、公園その他の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能を確保し、又は回復させることにより、市民生活の安寧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めるときは、災害時の公共施設の パトロール、応急修理、障害物の除去等（以下「応急活動」という。）を乙に要請する。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとし、乙の組合員を派遣し、応急活動を行うものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項に規定する応急活動に関する協力の要請は、災害箇所、工事内容、被害状況等について、電話、ファックス等により連絡するものとする。

（応急活動）

第4条 応急活動を行う者（以下「施工業者」という。）は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い応急活動を行うものとする。

2 施工業者は、現地に甲の職員が派遣されていないときは、自らの責任において応急活動を行うものとする。

（着工報告書）

第5条 乙は、施工業者が応急活動に着手したときは、速やかに災害応急活動着工報告書（別記第1号様式）により甲に報告するものとする。ただし、被害を避けるために緊急を要する場合は、電話等により報告し、応急活動終了後に報告書を提出するものとする。

2 乙は、施工業者が応急活動を終了したときは、速やかに災害応急活動終了報告書（別記第2号様式）を甲に提出するものとする。

（要請変更）

第6条 乙は、現に応急活動を行っている施工業者を、地理的又は技術的必要性により「災害時における飲料水確保のための応急作業に関する協定書」に基づく復旧作業に当たらせる必要があるときは、電話、ファックス等により甲に報告し、応急活動を中断又は変更させることができるものとする。

（応急活動に係る費用）

第7条 施工業者は、応急活動に要した費用を甲に請求することができるものとする。

2 応急活動に要した費用の清算は、千葉県積算基準等を準用し、甲と施工業者が協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了日前 30日までに、甲及び乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この契約を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年6月17日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 千葉県君津市久保三丁目12番8号
君津市管工事業協同組合
理事長

31. 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン以下「乙」という。）は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部を設置したときにおける被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定書を締結する。

（要請）

第1条 甲が災害対策本部を設置し次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 君津市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 君津市以外の災害について、甲が関係自治体等から物資の調達・あつせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の供給の可否を決定するものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（供給物資の照会）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

（費用）

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

- 2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

（情報提供）

第8条 甲は、平時または災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第9条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

（連絡責任者の報告）

第10条 甲と乙は、この協定書締結後速やかに「連絡責任者届（別紙3）」により相手方に連絡責任者を報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第11条 甲は、第1条又は第9条の要請を行った場合において、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び

店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定書の有効期限は平成28年1月29日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定書解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この協定書を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成28年1月29日

甲 君津市久保二丁目13番1号

君津市

君津市長

乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役

32. 災害時における物資の供給に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）とアピタ君津店（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給に関する協定（以下「本協定」という。）について、下記のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命、身体若しくは財産に損害を及ぼす災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙の協力を得て被災者に対して速やかかつ円滑に物資を供給し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して営業に支障の無い範囲において、可能な限り協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合は、物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは口頭等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が供給する物資（以下「物資」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 日用品
- (6) その他甲が指定する物であつて、乙が供給可能な物

（物資の運搬、引渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所へ甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 乙は、甲に対する物資の引渡し完了した時は、物資供給報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資等の価格）

第6条 前条第2項による引渡し完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該引渡し完了後、乙からの請求に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、物資の対価は、災害の発生した直前の乙の販売価格（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（営業への協力）

第7条 災害が発生した場合において、乙が被災地で店舗施設の安全を確認したうえで営業を継続し又は再開しようとするときは、甲は、これに協力するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は要請と供給に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任し、連絡責任者名簿（様式第3号）により定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲乙のいずれからも本協定廃止等の意思表示がないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第10条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の

うえ決定するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年2月5日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 千葉県君津市久保一丁目1番1号
アピタ君津店
店長

33. 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 君津市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、君津市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が君津市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、別表に定めるものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、別表に定めるもの以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、「福祉用具等物資供給要請書（別記様式第1号）（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(引渡し)

第7条 福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第8条 福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

(福祉用具等物資の運搬)

第9条 福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

2 甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力をを行うものとする。

(配慮事項)

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第12条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)

第13条 第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲乙協議のうえ必要と認めるときはこの限りでない。

(情報連絡体制の確認)

第14条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに連絡責任者を選任し、連絡責任者名簿(別記様式第2号)を作成するものとする。この場合において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第15条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成28年 4月21日

甲 千葉県君津市二丁目13番1号
君津市
君津市長

乙 東京都港区浜松町二丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長

34. 災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下総称して「4市」といい、個別に「各市」という。）と君津地域清掃事業協同組合（以下「組合」という。）は、4市の市域内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の仮設トイレの調達、設置及び撤去（以下「供給」という。）又はし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行い、住民生活の支障の排除に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 各市は、災害時において、仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬の必要があると判断したときは、組合に対し、その実施の協力を要請することができるものとする。

2 組合は、前項の規定により、各市から協力の要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、優先的に仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬を行うものとする。

（対象施設）

第3条 前条に規定するし尿等の収集の対象となる施設は、災害対策基本法第49条の7に規定する指定避難所（以下「避難所」という。）とする。

（要請手続）

第4条 第2条に規定する組合に対する要請手続きは、避難所の場所を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬の実施）

第5条 組合は、前条による要請があったときは、必要な人員及び物品を調達し、各市の指示に従い、仮設トイレの供給又は避難所のし尿等の収集運搬を行うものとする。

2 組合は、前条による要請に従って避難所に仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬を実施したときは、速やかにその実施結果を文書により各市に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 組合が実施した仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬にかかる費用については、各市が負担するものとする。ただし、費用の算定は、災害の発生する直前の標準価格を基準とし、協議の上、決定する。

（情報交換）

第7条 4市と組合は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 組合は、役員、連絡体制等に変更があった場合は、4市に報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、4市と組合が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、4市又は組合が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書5通を作成し、4市及び組合が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月17日

千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
市長

千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

千葉県富津市下飯野2 4 4 3番地
富津市
市長

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
袖ヶ浦市
市長

千葉県木更津市新田三丁目5番15号
君津地域清掃事業協同組合
理事長

35. 災害時における防災活動協力に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と株式会社オアシスグループ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、君津市域で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急救助等に係る防災活動協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、乙に対し次の事項についての協力要請（以下「要請」という。）をすることができ、乙はこの要請に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙は、乙の店舗及び関係機関において保有する生活必需物資等を甲に供給すること。
- (2) 乙は、乙の店舗において、被災者等（帰宅困難者を含む。以下同じ。）に、乙の指定する一時的な避難場所、食料、飲料水、トイレ等を提供すること。
- (3) 乙は、乙の保有する電光掲示設備を使用し、防災に係る情報を市民等に提供すること。
- (4) 乙は、乙の保有する入浴施設を使用し、被災者等に無償で入浴をさせること。

2 甲は、前項に定めがない事項について乙との協議の上、必要に応じて協力を要請することができる。

（支援要請の手続き）

第3条 要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 防災活動に関する情報の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先並びに連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第5条 第2条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項に規定する協力に要する物資は、原則として乙の店舗で引渡しを行う。ただし、必要に応じて、甲は乙に対して、物資の運搬について協力を求めることができる。

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する協力に要する物資、役務等にかかる経費は乙が負担するものとする。

（円滑な運用）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用できるよう平素から情報の交換を行うものとする。

（周知）

第8条 甲は、乙と協定を締結した事実を、甲のウェブサイトや広報誌、その他の媒体により周知するよう努めなければならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成28年9月28日から平成31年9月27日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年9月28日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 君津市君津市南子安九丁目2番22号
株式会社オアシスグループ
代表取締役社長

36. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人三友会（以下「乙」という。）とは、君津市地域防災計画に基づく福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、君津市内において 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、一般の避難所での生活において特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第2条 福祉避難所への受け入れの対象となる者は、甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等とする。 但し、要配慮者の受け入れを優先するものとし、その家族の受け入れについては、要配慮者の介護補助者としての必要性に配慮する。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
君津市八重原 172 番 275	特別養護老人ホーム ウィステリア八重原

（要請手続等）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対し乙の管理する施設を福祉 避難所として使用することを要請することができるものとする。

2 前項に規定する要請については、乙に対しその旨を事前に口頭で了解を取り、福祉避難所 開設依頼書（別記第1号様式）をもって依頼するものとする。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合は、ファクシミリ、電話その他の方法によることができる。この場合においては、甲は、事後速やかに福祉避難所開設依頼書（第1号様式）を通知するものとする。

3 乙は、甲の施設使用の要請を受けたときは、できる限り受諾するように努めるものとし、施設提供が可能な場合は、甲に開設場所を指定するものとする。

（対象者の移送）

第5条 福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として、その家族又は支援者が行うものとする。ただし、移送に当たり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（福祉避難所の設置運営）

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たり、次に掲げる業務を履行するものとする。

甲は、乙の設置運営に当たり、可能な限り支援するものとする。

(1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

(2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（開設期間）

第7条 乙が開設する福祉避難所の開設期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから、一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙にその旨を、福祉避難所使用終了届（別記第2号様式）によって通知するものとする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第8条 甲は、乙に対し、甲の要請に基づき福祉避難所として提供した期間に、要配慮者等の受け入れに要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

(1) 介助員等に要する人件費

- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他福祉避難所の運営に直接必要な費用で甲乙協議の上、決定したもの。
(福祉避難所指定の周知)

第9条 甲は、乙の管理する施設が福祉避難所として指定され、災害時等において福祉避難所として使用されることを、地域住民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。
(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。
(関係書類の保管)

第12条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に関する書類等を作成し、甲は、当該書類のほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 要配慮者等の氏名及び滞在期間等
- (2) 要配慮者等に提供した食事や物資の数量、価格等、予算及び決算に関する調書
- (3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了日の2箇月前までに、甲及び乙が書面によりこの協定を更新しない旨の申出がない限り、この期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年4月19日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 君津市八重原172番275
社会福祉法人 三友会
理事長

37. 災害時における避難所の設置運営等に関する協定

君津市（以下「甲」という。）と大江戸温泉物語株式会社（以下「乙」という。）とは、君津市地域防災計画に基づく避難所（以下「避難所」という。）の設置運営等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、君津市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、乙の管理する施設の一部を避難所や物資集積所として利用し、また避難者等（帰宅困難者含む。以下同じ。）に対する入浴支援や飲料水の提供等を受けるために必要な事項について定めるものとする。

（要請内容）

第2条 甲は、乙に対し次の事項についての協力要請（以下「要請」という。）をすることができ、乙はこの要請に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の施設の一部を、避難者等を受け入れるための避難所として開放すること。
- (2) 避難者等に、避難生活に必要な食料や飲料水等の物品提供及び入浴支援やトイレなどの施設開放を行うこと。
- (3) 乙の有する地下水活用システムを活用し、飲料水を提供すること。
- (4) 避難者等の移送のため保有バスを運行すること。
- (5) 乙の施設の一部を、被災者支援のための物資集積所として提供すること。

2 甲は、前項に定めがない事項について乙との協議の上、必要に応じて協力を要請することができる。

（指定する施設）

第3条 避難所として指定する施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
君津市法木 384-119	大江戸温泉物語 君津の森

（支援要請の手続き）

第4条 要請は、支援要請依頼書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（避難所の設置運営）

第5条 乙は、避難所の設置運営に当たり、次に掲げる業務を履行するものとする。

甲は、乙の設置運営に当たり、可能な限り支援するものとする。

- (1) 避難者に対する生活上の支援
- (2) 避難者名簿の作成
- (3) 避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（開設期間）

第6条 乙が開設する避難所の開設期間は、甲からの要請に基づき避難者等を受け入れたときから、閉鎖するまでの期間とし、甲は乙にその旨を、避難所使用終了届（別記第2号様式）によって通知するものとする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用負担）

第7条 避難所の設置運営等に係る費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その定めに従うものとする。

（避難所指定の周知）

第8条 甲は、乙の管理する施設が避難所として指定され、災害時等において避難所として使用されることを、地域住民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（個人情報保護）

第9条 甲及び乙は、避難所の管理運営に当たり業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、乙が吸収合併・新設合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転・事業譲渡などの組織再編によって、本契約で定める施設の運営を乙のグループ会社に承継させた場合、当該会社に対し本契約上の乙の地位を承継させることを甲は予め承諾する。

(関係書類の保管)

第11条 乙は、避難所の管理運営に関する書類等を作成し、当該書類のほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 避難者等の氏名及び滞在期間等
- (2) 避難者等に提供した食事や物資の数量、価格等、予算及び決算に関する調書
- (3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

(協定の解除)

第12条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の2箇月前までに、甲及び乙が書面によりこの協定を更新しない旨の申出がない限り、この期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 8月 1日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号
ヒューリック日本橋本町一丁目ビル9階
大江戸温泉物語株式会社
代表取締役

38. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人志真会（以下「乙」という。）とは、君津市地域防災計画に基づく福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、君津市内において 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生する恐れがある場合、一般の避難所での生活において特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び要配慮者を介護する者（以下「介護補助者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 福祉避難所への受入れの対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 福祉避難所での避難生活が必要であると甲が判断した要配慮者
- (2) 甲乙並びに要配慮者の家族等と協議し、介護補助者としての必要性がある者

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム 夢の郷	君津市杉谷3番の1
特別養護老人ホーム つばさ	君津市貞元510番地

（要請手続等）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対し、前条の施設を福祉避難所として使用することを要請することができるものとする。

2 前項に規定する要請は、甲が乙に口頭で了解をとり、福祉避難所開設依頼書（別記第1号様式）をもって依頼するものとする。ただし、事態が緊迫し依頼書の送付が困難な場合は、口頭で依頼し、甲は、事後速やかに福祉避難所開設依頼書（第1号様式）を通知するものとする。

3 乙は、甲の施設使用の要請を受けたときは、できる限り受諾するように努めるものとし、施設提供が可能な場合は、甲に開設場所を指定するものとする。

（対象者の移送）

第5条 福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として、介護補助者が行うものとする。ただし、甲と介護補助者が協議し移送に当たり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者及び介護補助者を移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（福祉避難所の設置運営）

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たり、次に掲げる業務を履行するものとし、甲は、乙の設置運営に当たり、可能な限り支援するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者（支援者含む）の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者及び介護補助者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（開設期間）

第7条 乙が開設する福祉避難所の開設期間は、甲からの要請に基づき要配慮者及び介護補助者を受入れたときから、一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙にその旨を、福祉避難所使用終了届（別記第2号様式）によって通知するものとする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第8条 甲は、乙に対し、甲の要請に基づき福祉避難所として提供した期間に、要配慮者及び介護補助者の受

入れに要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 福祉避難所に係る介助員等に要する人件費
- (2) 要配慮者及び介護補助者に要する食費
- (3) その他福祉避難所の運営に直接必要な費用で甲乙協議の上、決定したもの
(福祉避難所指定の周知)

第9条 甲は、乙の管理する施設を福祉避難所として指定し、災害時等において福祉避難所として使用することを、地域住民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に関する書類等を作成し、甲は、当該書類のほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 要配慮者等の氏名及び滞在期間等
- (2) 要配慮者等に提供した食事や物資の数量、価格等、予算及び決算に関する調書
- (3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の2箇月前までに、甲及び乙が書面によりこの協定を更新しない旨の申出がない限り、この期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年9月25日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 君津市杉谷3番の1
社会福祉法人 志真会
理事長

39. 災害時等における無人航空機による協力に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と株式会社アイネット（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、君津市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第2条 協力要請の内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害対応等に必要映像・画像等の情報収集及び提供に関すること。
- (2) その他、必要と認められる事項。

（協力の要請手続）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、協力が可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 甲の前項の協力要請は、協力要請書（別記第1号様式）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力活動の現場協議）

第4条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、協力活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（活動報告等）

第6条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

2 災害時等における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第8条 乙は、協力活動完了後、遅滞なく本活動に要した費用を甲に請求するものとする。なお、費用の算定にあたっては、災害発生直前における適正な価格を基準とする。

2 甲は、第1項の規定により請求を受けたときは、内容を精査し、乙に対しその費用を支払わなければならない。なお、支払方法は甲乙協議の上、決定するものとする

（損害補償）

第9条 協力要請に伴い乙の構成員および無人航空機に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は、次のとおりとする。

(1) 乙の構成員が協力活動中に死亡若しくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は第三者に損害を与えた場合は、甲が必要と認める範囲でその損害を補償する。ただし、乙の構成員が協力活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら被った損害、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(2) 乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら被った損害、又は第三者に与えた損害に

については、乙が補償する。

- (3) 乙は、協力活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとする。
- (4) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損や紛失等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応するものとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲によるものであることが明らかである場合は、甲が補償する。
- (5) 甲乙両者は、損害補償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲乙は、あらかじめ連絡責任者選任届（別記第2号様式）により連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。また、変更があった場合には速やかに届け出ることとする。

(訓練の参加)

第11条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙は、協力活動の実施に当たり業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 9月27日

千葉県君津市久保二丁目13番1号
甲 君津市
市長

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号
乙 三菱重工横浜ビル23階
株式会社 アイネット
代表取締役社長

40. 災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定書

君津市（以下、「甲」という。）と上総富士ゴルフクラブ及び鹿野山ゴルフ倶楽部、亀山湖カントリークラブ、君津香木原カントリークラブ、ゴールド木更津カントリークラブ、ジャパンPGAゴルフクラブ、新君津ベルグリーンカントリー倶楽部、ロイヤルスターゴルフクラブの君津市内8ゴルフ場（以下、「乙」という。）とは、乙が所有するクラブハウス、駐車場、屋外練習場等のゴルフ場施設（以下、「ゴルフ場施設」という。）の災害時における利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次に掲げる災害時において、甲から乙に対し行うゴルフ場施設の利用の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

- (1) 市内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき

（協力要請）

第2条 甲は災害時における応急措置のため、ゴルフ場施設の利用を求めると認めるときは、利用要請書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭でもって申し出を行い、事後に書面をもって利用要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な範囲で、利用に供するものとする。

（利用の目的）

第4条 甲がゴルフ場施設の利用を求める目的は、次のとおりとする。

- (1) 災害対応
 - ① 災害対応関係機関等の活動拠点として
 - ② 復旧に使用する資材等物資の保管場所として
 - ③ 災害対応用ヘリコプターの離発着場として
 - (2) 被災者支援
 - ① 被災者の一時的な受け入れ施設として
 - ② 発災直後の支援物資の受け入れ場所として
 - (3) 帰宅困難者支援
 - ① 帰宅困難者の一時的な受け入れ施設として
 - (4) その他
 - ① その他甲が指定する目的を達成する場所として
- 2 甲は、乙が提供したゴルフ場施設を前項に定める目的以外に利用してはならない。
- 3 甲は、乙が提供したゴルフ場施設を誠実に管理しなければならない。

（利用代金の負担）

第5条 乙が提供したゴルフ場施設の利用代金（以下、「利用代金」とする。）については、甲が負担するものとする。

- 2 利用代金の単価は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙は甲がゴルフ場施設の利用を終了した後、利用代金を甲に請求するものとする。
- 4 甲は乙から前項に基づく請求があったときは、速やかに乙に利用代金を支払うものとする。
- 5 前項の甲の支払は、乙の指定する口座に振り込むものとする。なお、振込み手数料は甲の負担とする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

- 甲 君津市役所 総務部 危機管理課
乙 各ゴルフ場

（期間又は自動延長）

第7条 この協定書の期間（以下、「協定期間」という。）は、初年度については、協定締結日から平成31年3月31日までとする。

- 2 期間の延長に関しては、その期間が満了する3ヶ月前までに、書面によって甲乙何れかからも相手方に対してこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間を期間満了の日から更に1年間延長するものとし、

その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は随時協議を実施するものとする。

(その他)

第9条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及び協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月28日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市長

乙 君津市大坂富士山1639番地
上総富士ゴルフクラブ 支配人

君津市鹿野山288番地
鹿野山ゴルフ倶楽部 支配人

君津市川俣旧川俣346番2号
亀山湖カントリークラブ 支配人

君津市香木原288番地
君津香木原カントリークラブ 支配人

君津市大野台765番2号
ゴールド木更津カントリークラブ
コース管理マネージャー

君津市平田233番地
ジャパンPGAゴルフクラブ 総支配人

君津市東猪原12番地
新君津ベルグリーンカントリー倶楽部 支配人

君津市平山32番1号
ロイヤルスターゴルフクラブ 支配人

41. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 檀生会（以下「乙」という。）とは、君津市地域防災計画に基づく福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、君津市内において 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生する恐れがある場合、一般の避難所での生活において特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び要配慮者を介護する者（以下「介護補助者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 福祉避難所への受入れの対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 福祉避難所での避難生活が必要であると甲が判断した要配慮者
- (2) 甲乙並びに要配慮者の家族等と協議し、介護補助者としての必要性がある者

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム 山の手フラワーヒル	君津市大山野875番地

（要請手続等）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対し、前条の施設を福祉避難所として使用することを要請することができるものとする。

2 前項に規定する要請は、甲が乙に口頭で了解をとり、福祉避難所開設依頼書（別記第1号様式）をもって依頼するものとする。ただし、事態が緊迫し依頼書の送付が困難な場合は、口頭で依頼し、甲は、事後速やかに福祉避難所開設依頼書を通知するものとする。

3 乙は、甲の施設使用の要請を受けたときは、できる限り受諾するように努めるものとし、施設提供が可能な場合は、甲に開設場所を指定するものとする。

（対象者の移送）

第5条 福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として、介護補助者が行うものとする。ただし、甲と介護補助者が協議し移送に当たり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者及び介護補助者を移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（福祉避難所の設置運営）

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たり、次に掲げる業務を履行するものとし、甲は、乙の設置運営に当たり、可能な限り支援するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者及び介護補助者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者及び介護補助者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（開設期間）

第7条 乙が開設する福祉避難所の開設期間は、甲からの要請に基づき要配慮者及び介護補助者を受入れたときから、一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙にその旨を、福祉避難所使用終了届（別記第2号様式）によって通知するものとする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第8条 甲は、乙に対し、甲の要請に基づき福祉避難所として提供した期間に、要配慮者及び介護補助者の受入れに要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 福祉避難所に係る介助員等に要する人件費

- (2) 要配慮者及び介護補助者に要する食費
- (3) その他福祉避難所の運営に直接必要な費用で甲乙協議の上、決定したもの
(福祉避難所指定の周知)

第9条 甲は、乙の管理する施設を福祉避難所として指定し、災害時等において福祉避難所として使用することを、地域住民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。
(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。
(関係書類の保管)

第12条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に関する書類等を作成し、甲は、当該書類のほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 要配慮者等の氏名及び滞在期間等
- (2) 要配慮者等に提供した食事や物資の数量、価格等、予算及び決算に関する調書
- (3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了日の2箇月前までに、甲及び乙が書面によりこの協定を更新しない旨の申出がない限り、この期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年1月11日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 君津市大山野875番地
社会福祉法人 檀生会
理事長

42. 浸水時における一時避難施設としての使用に関する協定書

浸水時における一時避難施設としての使用に関し、君津市（以下「甲」という。）と株式会社新栄プラント（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時、浸水被害が発生しまたは発生する恐れがあり、高台への避難が困難な場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	リバーサイドイン新栄
所在地	君津市人見1462-50
所有者	株式会社新栄プラント 代表取締役 平野 直
構造・階数	鉄骨造 地上3階建て

（使用範囲）

第3条 甲は、次に掲げる範囲を避難場所として使用するものとする。

避難場所	3階廊下（106.3平方メートル）
収容人員	106名（1平方メートル/人）
避難経路	屋内階段
入り口	建物南側玄関

（使用目的）

第4条 甲は、使用施設を大雨又はその他の災害により浸水被害が発生しまたは発生する恐れがある場合のみ、一時避難施設として使用するものとする。

（使用期間）

第5条 施設の使用期間は、大雨警報または洪水警報等が発表され浸水被害が発生する恐れのある時から、避難勧告・避難指示が解除された時までとする。

（施設使用料）

第6条 施設の使用料は無料とする。

（施設及び備品の破損時等の対応）

第7条 施設及び備品の破損について、甲、乙双方が協議して、一時避難施設として使用されたことに起因すると認められるものについては、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（施設変更の報告）

第9条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じた時は、甲に連絡するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 甲及び乙が書面によりこの協定を更新しない旨の申出がない限り、この期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

（市民への周知）

第11条 乙は、一時避難施設として、君津市公式ホームページや広報きみつ等への掲載、または施設に一時避難

施設である旨の標識等を掲げ、広く市民に周知することを承諾するものとする。

2 施設に掲げる標識は、別添避難標識図に基づき、甲が作成するものとする。

(疑義が生じた場合の協議)

第12条 この協定の定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

平成30年2月14日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 富津市大堀一丁目30番10号
株式会社 新栄プラント
代表取締役

43. 災害時相互応援協定書

白岡市及び君津市（以下「協定市」と総称する。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることに關し、次のとおり協定を締結する。

（相互に行う応援）

第1条 協定市は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市に行う災害応急対策に關し応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）が判断し、過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災した児童又は生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請のあった事項

（応援の要求の手續）

第3条 被災市は、前2条の規定による応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市に応援の求め（以下「応援の要求」という。）をするものとする。

2 前項の規定による応援の要求の方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法により連絡するものとする。

- (1) 災害による被害の状況
- (2) 譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量等
- (3) 前条第4号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数
- (4) 応援を受けたい期間
- (5) 応援の実施に係る場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

3 前項の規定によるもののほか、応援の要求に際しては、協定市が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

第4条 応援市は、前条の規定による応援の要求を受けたときは、直ちに可能な範囲内における応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めたときは、必要と認めた範囲における応援（以下「自主応援活動」という。）を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。（指揮権）

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項の規定により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費（自主応援活動に要する経費を除く。）は、被災市が負担することを原則とする。ただし、応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、応援市が負担するものとする。

2 自主応援活動に要する経費は、応援市が負担するものとする。

3 応援に要する経費について第1項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(資料の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、又は提供するものとする。

(訓練の参加)

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協定市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(補則)

第11条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し協定市長それぞれ署名押印の上、保有する。

平成30年3月13日

白岡市
白岡市長

君津市
君津市長

44. 災害時における防災活動協力に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）とイオンタウン株式会社（以下「乙」という。）とイオンリテール株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり災害時におけるイオンタウン君津及びイオンスタイル君津による生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、津波、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるときに、甲が、乙及び丙の協力を得て被災者に対して、迅速かつ円滑に物資の供給等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容等）

第2条 乙及び丙は、災害時において次の事項について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙又は丙が罹災する等の特別な事情により支援できないときは、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

- (1) 丙は甲に対し、食料・生活物資等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙又は丙の所有又は管理する駐車場及び施設等を一時的な避難場所として被災者に提供すること。
- (3) 乙又は丙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (4) 乙又は丙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害の状況を可能な範囲で提供すること。

2 乙及び丙は、一時的な避難場所に地域住民が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を、乙又は丙に帰すべき事由のない限り負わないものとする。

3 一時的な避難場所の開放期間は、乙及び丙の営業に支障のない範囲内で、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

（支援協力要請の手続）

第3条 甲は、丙に対し、前条第1項第1号の支援協力を受けようとする場合には、支援協力の種類、数量、受渡し場所、方法、日時等を明らかにし、物資供給要請書（別記第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、受渡し）

第4条 丙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が災害の状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、丙又は丙の指定する者が行うものとする。ただし、丙又は丙の指定する者による運搬が困難であるときは、甲又は甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

（費用負担）

第5条 乙又は丙が、甲の要請により支援協力を要した経費は、甲、乙・丙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な請求書を受理してから速やかに甲が丙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第6条 物資の要請及び供給を円滑に行うため、甲乙丙は、それぞれ連絡先及び連絡責任者を定め、連絡責任者選任届（別記第2号様式）により報告するものとする。この場合において、内容の変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、誠意を持って甲乙丙が協議の上で決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成30年3月28日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 所在地
イオンタウン株式会社
代表取締役社長

丙 所在地
イオンリテール株式会社
常務執行役員
南関東カンパニー支社長

45. 福祉避難所としての指定及び設置運営に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と千葉県立君津特別支援学校（以下「乙」という。）とは、君津市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、甲が、乙の管理する施設を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を、障害者等を対象とした福祉避難所として指定及び設置運営するため、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第2条 受け入れの対象となる者は、高齢者・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者などの一般の避難所での共同生活に特別な配慮を必要とする者で、甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した者（以下「対象者」という。）及びその介助者等とする。

（要請手続等）

第3条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対し乙の管理する施設を福祉避難所として使用することを要請することができるものとする。

2 前項に関する協力要請については、福祉避難所開設依頼通知書（第1号様式）をもって依頼するものとする。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合は、ファクシミリ又は電話その他の方法によることができる。この場合においては、甲は、事後速やかに福祉避難所開設依頼通知書を提出するものとする。

3 乙は、甲の施設使用の要請を受けたときには、できる限り受諾するように努めるものとし、施設提供が可能な場合は、甲に開設場所を指定するものとする。

（対象者の移送）

第4条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として、対象者の介助者や支援者等が行うものとする。ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が対象者を移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（福祉避難所の設置運営）

第5条 福祉避難所の設置運営は、乙の施設において甲が行うものとし、甲は福祉避難所に避難した対象者等に係る食料品及び生活物資などの調達並びにボランティア等の介助支援者の確保に努めるものとする。

2 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり、次に掲げる業務を可能な限り甲に協力するものとする。

- (1) 対象者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した対象者等の日常生活上の支援
- (2) 対象者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（開設期間）

第6条 甲が、乙の施設に開設する福祉避難所の開設期間は、甲からの要請に基づき対象者等を受け入れたときから、一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（乙の施設等の返還）

第7条 甲は、乙の施設を福祉避難所として使用した場合には、乙が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、乙の施設を福祉避難所として閉鎖する際は、乙に福祉避難所使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に返還するものとする。

（経費の負担）

第8条 福祉避難所として開設した期間に要した経費の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（福祉避難所指定の周知）

第9条 甲は、乙の管理する施設が福祉避難所として指定され、災害時等において福祉避難所として使用されることを、地域住民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（個人情報の保護）

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た対象者等及びその介助者等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の2箇月前までに、甲及び乙が書面によりこの協定を更新しない旨の申立がない限り、この期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年3月30日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
君津市長

乙 君津市北子安六丁目14番1号
千葉県立君津特別支援学校
校長

46. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 芙蓉会（以下「乙」という。）とは、君津市地域防災計画に基づく福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、君津市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生する恐れがある場合、一般の避難所での生活において特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び要配慮者を介護する者（以下「介護補助者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 福祉避難所への受入れの対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 福祉避難所での避難生活が必要であると甲が判断した要配慮者
- (2) 甲乙並びに要配慮者の家族等と協議し、介護補助者としての必要性がある者

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム 上総園	君津市広岡375番地

（要請手続等）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、乙に対し、前条の施設を福祉避難所として使用することを要請することができるものとする。

2 前項に規定する要請は、甲が乙に口頭で了解をとり、福祉避難所開設依頼書（別記第1号様式）をもって依頼するものとする。ただし、事態が緊急し依頼書の送付が困難な場合は、口頭で依頼し、甲は、事後速やかに福祉避難所開設依頼書を通知するものとする。

3 乙は、甲の施設使用の要請を受けたときは、できる限り受諾するように努めるものとし、施設提供が可能な場合は、甲に開設場所を指定するものとする。

（対象者の移送）

第5条 福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として、介護補助者が行うものとする。ただし、甲と介護補助者が協議し移送に当たり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者及び介護補助者を移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（福祉避難所の設置運営）

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たり、次に掲げる業務を履行するものとし、甲は、乙の設置運営に当たり、可能な限り支援するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者及び介護補助者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者及び介護補助者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（開設期間）

第7条 乙が開設する福祉避難所の開設期間は、甲からの要請に基づき要配慮者及び介護補助者を受入れたときから、一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙にその旨を、福祉避難所使用終了届（別記第2号様式）によって通知するものとする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第8条 甲は、乙に対し、甲の要請に基づき福祉避難所として提供した期間に、要配慮者及び介護補助者の受入れに要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 福祉避難所に係る介助員等に要する人件費
- (2) 要配慮者及び介護補助者に要する食費
- (3) その他福祉避難所の運営に直接必要な費用で甲乙協議の上、決定したもの

(福祉避難所指定の周知)

第9条 甲は、乙の管理する施設を福祉避難所として指定し、災害時等において福祉避難所として使用することを、地域住民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に関する書類等を作成し、甲は、当該書類のほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

(1) 要配慮者等の氏名及び滞在期間等

(2) 要配慮者等に提供した食事や物資の数量、価格等、予算及び決算に関する調書

(3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の2箇月前までに、甲及び乙が書面によりこの協定を更新しない旨の申出がない限り、この期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月27日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 東京都町田市南町田五丁目16番1号
社会福祉法人 芙蓉会
理事長

47. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と医療法人社団 芙蓉会（以下「乙」という。）とは、君津市地域防災計画に基づく福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、君津市内において 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生する恐れがある場合、一般の避難所での生活において特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び要配慮者を介護する者（以下「介護補助者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 福祉避難所への受入れの対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 福祉避難所での避難生活が必要であると甲が判断した要配慮者
- (2) 甲乙並びに要配慮者の家族等と協議し、介護補助者としての必要性がある者

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

施設名	所在地
千葉芙蓉病院	君津市広岡297番地1
きゃらの樹ケアセンター	君津市広岡375番地3

（要請手続等）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対し、前条の施設を福祉避難所として使用することを要請することができるものとする。

2 前項に規定する要請は、甲が乙に口頭で了解をとり、福祉避難所開設依頼書（別記第1号様式）をもって依頼するものとする。ただし、事態が緊迫し依頼書の送付が困難な場合は、口頭で依頼し、甲は、事後速やかに福祉避難所開設依頼書を通知するものとする。

3 乙は、甲の施設使用の要請を受けたときは、できる限り受諾するように努めるものとし、施設提供が可能な場合は、甲に開設場所を指定するものとする。

（対象者の移送）

第5条 福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として、介護補助者が行うものとする。ただし、甲と介護補助者が協議し移送に当たり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者及び介護補助者を移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（福祉避難所の設置運営）

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たり、次に掲げる業務を履行するものとし、甲は、乙の設置運営に当たり、可能な限り支援するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者及び介護補助者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者及び介護補助者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（開設期間）

第7条 乙が開設する福祉避難所の開設期間は、甲からの要請に基づき要配慮者及び介護補助者を受入れたときから、一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙にその旨を、福祉避難所使用終了届（別記第2号様式）によって通知するものとする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第8条 甲は、乙に対し、甲の要請に基づき福祉避難所として提供した期間に、要配慮者及び介護補助者の受入れに要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 福祉避難所に係る介助員等に要する人件費

- (2) 要配慮者及び介護補助者に要する食費
- (3) その他福祉避難所の運営に直接必要な費用で甲乙協議の上、決定したもの
(福祉避難所指定の周知)

第9条 甲は、乙の管理する施設を福祉避難所として指定し、災害時等において福祉避難所として使用することを、地域住民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。
(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。
(関係書類の保管)

第12条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に関する書類等を作成し、甲は、当該書類のほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 要配慮者等の氏名及び滞在期間等
- (2) 要配慮者等に提供した食事や物資の数量、価格等、予算及び決算に関する調書
- (3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了日の2箇月前までに、甲及び乙が書面によりこの協定を更新しない旨の申出がない限り、この期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月27日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 東京都町田市南町田三丁目43番1号
医療法人社団 芙蓉会
理事長

48. 災害時における無人航空機による調査・協力に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害時における無人航空機による調査・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、君津市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したときに備え、平時から相互に協力して調査研究を行うとともに、災害時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の実施）

第2条 君津市内において災害が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められる場合は、乙は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の3に規定する国土交通省令で定める者として又は自主的な判断に基づき次の各号に掲げる支援活動を行うものとする。

- (1) 法第2条第2号に規定する無人航空機（次号において「無人航空機」という。）による被災状況の調査
- (2) 無人航空機により撮影した情報の甲への提供
- (3) 取得した情報を基にした被災状況反映地図の作成
- (4) 作成した地図データの甲への提供及びインターネット上への公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲乙における協議の上定める事項

（費用の負担）

第3条 前条に規定する乙の活動に要する費用は、法令その他特別に定めがある場合を除き、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙いずれが負担すべきか判断し難い費用については、その都度、甲乙が協議してその負担区分を定めるものとする。

（損害補償）

第4条 乙の構成員および無人航空機に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 乙の構成員が協力活動中に死亡若しくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害を補償する。
- (2) 乙の構成員が出勤時の往復途上における交通事故等により、自ら被った損害、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。
- (3) 乙は、協力活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとする。
- (4) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損や紛失等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲乙は、あらかじめ連絡責任者選任届（別記第1号様式）により連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。また、変更があった場合には速やかに届け出ることとする。

（訓練の参加）

第6条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙は、協力活動の実施に当たり業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年4月24日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 東京都調布市国領町三丁目4番41号
特定非営利活動法人クライスマップーズ・ジャパン
(青山学院大学地球社会共生学部 教授)
理事長

49. 災害時における飲料水等の供給に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と有限会社福田水道（以下「乙」という。）とは、君津市域で災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における飲料水及びウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が行う災害応急対策の円滑な遂行に資するため、乙が生産・管理する飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（飲料水供給の要請）

第2条 甲は、災害時において飲料水等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し飲料水等の供給を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、飲料水等の供給要請書（別記第1号様式）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により当該要請を行うことができるものとし、事後速やかに供給要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で飲料水等の優先供給に応じるものとする。

2 乙は、飲料水等の供給を実施した際は、その供給状況について、供給終了後、速やかに飲料水等の供給完了通知書（別記第2号様式）により甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙は、協力活動完了後、遅滞なく本活動に要した費用を甲に請求するものとする。

2 前項の費用の算定は、緊急連絡先及び飲料水等の価格表（別記第3号様式）によるものとし、協定締結後、価格の変更が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定により請求を受けたときは、内容を精査し、乙に対しその費用を支払わなければならない。その際の支払先は、振込手数料を負担したうえで、乙の指定した銀行口座へ支払うものとする。

（引渡し等）

第5条 飲料水等の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定する者が行うことができる。

2 飲料水等の引渡しは、甲乙双方の職員、又は甲及び乙が指定する者の立会いの下で行うものとする。

（保管等）

第6条 災害時に供給できるウォーターサーバーの保管及び在庫管理は、乙が所有又は管理する倉庫等で行い、甲は、保管等に係る経費の負担はしないものとする。

2 乙は、災害発生に備え、できる限り在庫の拡充に努めるものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の実施に関する甲、乙の連絡先は、緊急連絡先及び飲料水等の価格表のとおりとする。また、連絡先に変更があった場合には、その都度、緊急連絡先及び飲料水等の価格表を提出するものとする。

（訓練等への協力）

第8条 乙は、災害発生時に円滑な協力体制を確保するため、甲が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力が継続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年4月25日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 君津市外箕輪四丁目28番11号
有限会社福田水道
代表取締役

50. 災害時における電動車両等の支援に関する協定

君津市（以下「甲」という。）、千葉三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、君津市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項の規定により連絡を受けたときは、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について貸与要請書（別記第1号様式）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与するときは、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行ったときは、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して貸与報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代その他の消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等に係る使用上の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用すること。
- (2) 原則として、君津市内で使用すること。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡すること。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡担当部署報告書(別記第3号様式)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められたときは、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められたときは、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年2月12日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 千葉県千葉市中央区浜野町1025
千葉三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO

51. 応急給水等に係る確認書

1 趣旨

かずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）と木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「各市」という。）は、千葉県地域防災計画に基づき、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、協力して応急給水を実施することとしている。

このことから、災害時により迅速かつ的確に応急給水を行うため、広域連合企業団と各市の具体的な役割分担等について、以下のとおり確認するものである。

2 災害

本確認書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和30年法律第223号）第2条第1項に掲げる災害をいう。

3 情報連絡体制

(1) 各市と広域連合企業団は、連絡者及び連絡先について、年度当初に一覧を作成のうえ双方確認することとし、変更の都度これを改正する。

(2) 各市と広域連合企業団は、常時共有すべき情報について、内容の変更がある場合は、随時これを変更する。常時共有すべき主な情報は、次のとおりである。

ア 病院等の重要施設及び指定避難所

イ 相互に整備する応急給水用資機材

ウ 給水車等への注水場所

(3) 各市と広域連合企業団は、災害時に「水道施設の被害状況、断水区域、断水の復旧見込み」、「道路被害状況」、「避難所の開設状況」、「広域連合企業団と各市の日毎の給水予定」及び「重要施設などからの応急給水要請」などの情報を相互に交換し、これを共有する。

4 各市災害対策本部への広域連合企業団職員の派遣

広域連合企業団は、各市が災害対策本部を設置したときは、各市と協議のうえ、応急給水活動における調整を行うため、各市の対策本部に職員を各1名派遣する。

5 給水車等への注水場所

各市が実施する応急給水時の給水車等への注水場所は、各市と広域連合企業団が協議し決定する。

6 応急給水の実施

(1) 広域連合企業団と各市は、7に掲げた役割分担に基づき、応急給水を実施する。

(2) 応急給水の実施に当たっては、被害状況、人員、資機材の状況等に応じ、広域連合企業団と各市対策本部で調整し、協力して行う。

7 広域連合企業団と各市の役割分担

(1) 応急給水に係る役割分担

千葉県地域防災計画に基づき、応急給水活動を、より迅速かつ的確に実施するため、別紙のとおり、活動内容ごとに広域連合企業団と各市の役割分担を定める。なお、災害時には、役割分担について、被害状況等により広域連合企業団と各市災害対策本部で、適宜、調整が出来るものとする。

(2) 応援水道事業体の割り振り及び指揮

ア 応援水道事業体の各市への割り振り及び各市の役割分担は、広域連合企業団と各市対策本部が調整し、行う。

イ 応援水道事業体に対する指揮は、広域連合企業団と各市が調整のうえ行う。

ウ 応援水道事業体の活動内容については、広域連合企業団と各市がそれぞれの分担に基づき整理し、最終的に広域連合企業団が取りまとめを行う。

(3) 車両基地及び宿泊場所等の確保

各市は、広域連合企業団及び応援水道事業体の必要とする車両基地、宿泊場所及び食料等の確保に協力する。

8 経費の負担

応急給水活動に要する経費の負担については、以下のとおりとする。

(1) 災害救助法の適用を受ける災害においては、災害救助法に基づき、国・県に負担を求める。

(2) 災害救助法の適用を受けない災害においては、広域連合企業団と各市で協議のうえ、決定する。

この確認書は令和2年4月1日から適用する。

木更津市長

君津市長

富津市長

袖ヶ浦市長

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長

52. 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

君津市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、君津市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧および事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、甲乙間で平成20年7月1日付け締結の「大規模停電発生時における君津市防災行政無線の活用に関する協定書」は、この協定締結をもって失効するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して停電復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（相互協力の範囲）

第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

(1) 乙から甲への主な要請

①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

②甲が保有する広報手段による停電情報の発信

(2) 甲から乙への主な要請

乙が保有する広報車による広報活動の要請

（停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有）

第4条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、君津市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

4 甲は、君津市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

5 乙は、君津市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

(1) 乙が甲に提供する情報

①停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

②知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況

③プレスリリースの内容

(2) 甲が乙に提供する情報

①知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報

②道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

③住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

（重要施設の優先復旧）

第5条 君津市内の停電復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は、優先すべき施設リストを乙に提供する。

- ・生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- ・指定避難所として開設されている施設
- ・災害対応の中核機能となる甲の災害対策本部が存在する施設
- ・上下水道施設などライフライン施設

2 乙は、停電復旧計画の策定にあたっては、前項に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、前項の施設リストに沿った停電復旧が困難な場合は、双方で調整を図る。

(広報活動)

第6条 乙は、君津市内において停電が発生した場合は、乙が実施可能な広報手段にて情報発信を行うとともに、乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定書に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年5月22日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 木更津市貝渕3丁目13番40号
東京電力パワーグリッド株式会社
木更津支社長

○災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

君津市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる樹木などの障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び回復旧に係る甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）並びに予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）及び道路法に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、相互協力を行うことを目的とする。

（対象区域）

第2条 対象とする区域は、道路法その他関係法令及び甲の条例などに基づき甲が管理している全ての道路、里道、農林道等に関連する区域とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第3条 乙は、応急措置を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行うこととする。

- 2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 3 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を依頼し、甲は同技術員の指示に基づき除去等を行う。
- 4 乙は、前項により甲からの技術員の派遣要請に基づき、速やかに乙の技術員を派遣する。
- 5 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 6 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 7 第1項又は第5項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。
- 8 災害などの状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第1項又は第5項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。

（費用負担）

第4条 第3条第2項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。

- 2 乙は、前項による請求を精査し適当と認められた時は、速やかに甲へ費用を支払う。
- 3 第3条第6項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項による請求を精査し適当と認められた時は、速やかに乙へ費用を支払う。
- 5 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

（障害物等の保管、土地の一時使用）

第5条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

- 2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用できる。

（連絡体制）

第6条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業及び啓開作業の連携等のため別図の「復旧作業および啓開作業における連携フロー」及び別表の「復旧作業、啓開作業の連絡体制」により連絡体制を確立する。

- 2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新のうえ、甲乙共有する。

(実施責任)

第7条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力の伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持つて行う。

(災害の予防)

第8条 甲及び乙は、電力設備への被害が想定される箇所の予防伐採について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じる。

(定めのない事項等)

第9条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年5月22日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 木更津市貝渕3丁目13番40号
東京電力パワーグリッド株式会社
木更津支社長

○災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書

君津市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、令和2年5月22日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、甲及び乙の情報共有に関して、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 本覚書は、基本協定に規定する災害の発生に伴う大規模停電の発生時において、乙は東京電力グループの社員（以下「連絡調整員」という。）を甲に派遣し、甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図ることを目的とする。

（連絡調整員の役割）

第2条 乙が派遣する連絡調整員は、必要に応じて、甲が開催する災害対策本部会議等の会議に出席し、甲乙間の情報連携と要請窓口としての役割を担う。

2 連絡調整員を通じ、甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

(1) 乙が甲に提供する情報

- ①停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- ②知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況
- ③プレスリリースの内容

(2) 甲が乙に提供する情報

- ①知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報
- ②道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- ③住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

3 連絡調整員を通じ、甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

(1) 乙から甲への主な要請

- ①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請
- ②甲が保有する広報手段による停電情報の発信

(2) 甲から乙への主な要請

- ①乙が保有する広報車等による広報活動の要請
（情報の共有）

第3条 甲及び乙は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、甲乙協議の上、乙は連絡調整員を甲の指定する場所に派遣する。

2 連絡調整員の派遣を行う場合は、乙は速やかに連絡調整員を手配し、甲は連絡調整員の受け入れに必要な執務スペースや休憩場等の準備を行う。

3 連絡調整員の派遣を行わない場合は、甲及び乙にて設定した連絡窓口を通じて、情報の共有および要請を行う。

4 連絡調整員の派遣の解除については、甲乙協議の上決定する。

（費用の負担）

第4条 本覚書に関わる費用の負担は、双方において発生しないものとする。

（定めのない事項等）

第5条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年5月22日

千葉県君津市久保二丁目13番1号
甲 君津市
市長

木更津市貝渕3丁目13番40号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
木更津支社長

○災害時における電源車の配備に関する覚書

君津市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、令和2年5月22日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、乙が管理する電源車（以下「電源車」という）に関して、必要な事項を定める。

（適用）

第1条 電源車の配備は、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生の恐れがある場合に適用するものとする。

なお、ここで言う長時間とは、内閣府より示された「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」に記載のある人命救助の観点から重要となる非常用電源の確保時間を目安とする。

（配備の手続き）

第2条 甲は、基本協定第5条に規定する重要施設を優先し、乙へ電源車配備の要請を行う。

2 乙は前項による甲からの要請と保有台数を勘案し、甲と協議のうえ電源車を配備する施設を決定する。ただし、複数の自治体で停電が発生した時には、乙は千葉県と協議のうえ、電源車を配備する施設を決定する。

3 乙が電源車の待機場所として、甲の所有地を必要とする場合は、甲は可能な限りその利用を認める。

4 電源車の配備に必要な電気主任技術者等の要員は、原則、電源車を配備する施設の管理者の責任において確保する。

5 要請等に関する双方の連絡先は別途定める。

（電源車の運転と取外し）

第3条 乙は、電源車の運転状態を監視するとともに、給油の手配を行う。

2 甲及び乙は、電力系統からの電力供給が再開した場合は、特段の理由がない限り、相互協力のもと速やかに電源車の取外しを行う。

（自衛措置）

第4条 甲は、災害の発生に伴う長時間停電に備え、平時から非常用発電機等の電力供給を確保する自衛措置に努める。

（定めのない事項等）

第5条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年5月22日

千葉県君津市久保二丁目13番1号
甲 君津市
市長

木更津市貝渕3丁目13番40号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
木更津支社長

53. 災害時における段ボール製品の調達に関する協定

君津市（以下「甲」という。）とコバシ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における段ボール製品等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、君津市の管轄地域内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要物資（以下「物資」という。）の調達について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲は物資を必要とするときは、書面により乙に対し、物資の供給、運搬等（以下「供給等」という。）について協力を要請することができる。ただし、書面を提出するいとまがないときは、口頭、電話、電子メール等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとし、甲と乙は協力の実施に必要な協議を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製間仕切りその他の段ボール製品
- (2) 前号に掲げるもののほか、乙が取り扱う商品

（物資の引渡し）

第5条 甲及び乙は、第3条の協議において引き渡し場所を決める。引き渡しは、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、引渡し終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

3 乙は最大限の努力をもって協定を履行するよう努めるが、履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

（費用）

第6条 乙が供給する物資の対価及び運搬等の費用については、相当額を甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、協力要請時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡体制等）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手側に通知しなければならない。連絡窓口を変更したときも同様とする。

2 前項の規定による通知は、連絡責任者届（別記様式）によるものとする。

（車両の通行等）

第8条 甲は、第2条の規定による要請に基づき乙が物資を運搬等する際は、「緊急通行車両」として、緊急又は優先的に通行できるよう、可能な限り配慮するものとする。

（協議等）

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について理解を深めるよう努力するものとする。

（実施細目等）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（他の協定との関係）

第11条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和2年9月30日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 東京都中央区京橋一丁目4番13号
セントラル京橋ビル3階
コバシ株式会社
代表取締役社長

○災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目

君津市（以下「甲」という。）と、コバシ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施に必要な事項を次のとおり定める。

（要請手続）

第1条 協定第2条に規定する甲の乙に対する要請文書は、「段ボール製品等供給要請書」（別記第1号様式）による。

2 乙は、前項の要請があったときは、供給可能な段ボール製品等の品目及び数量等について、「供給可能な段ボール製品等報告書」（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第2条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。連絡責任者等に変更があった場合も、同様とする。

（基本的条件の協議）

第3条 協定第3条に定める協力とは、製品の種類、数量、対価、引渡し場所、輸送費、遅延等に関すること、甲及び乙のいずれかから提起されたこと等とする。

2 自然災害その他やむを得ない事情により供給遅延等が発生した場合、甲は基本的条件を尊重するものとする。

（段ボール製品等の納入等）

第4条 乙は甲指定の場所に段ボール製品等を納入する場合、段ボール製品等の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者（以下「引取人」という。）に提出するものとする。

2 前項の納品書を受け取った引取人は、段ボール製品等の種類、数量等を確認し受領書を発行するものとする。

令和2年9月30日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 東京都中央区京橋一丁目4番13号
セントラル京橋ビル3階
コバシ株式会社
代表取締役社長

54. 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

君津市(以下「甲」という。)と株式会社デベロップ(以下「乙」という。)とは、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(要請の手続)

第2条 甲は、乙に対して移動式宿泊施設等の提供を要請するときは、要請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

(協力の内容)

第3条 乙は、甲から要請があったときは、特段の理由がない限り、乙が保有し、又は管理する移動式宿泊施設等を優先的に提供するものとし、報告書(別記第2号様式)により甲に報告するものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は、甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で移動式宿泊施設等を返還するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、かつ、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を、協定締結後速やかに連絡責任者届(別記第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月30日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 千葉縣市川市市川一丁目4番10号 市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役

55. 災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とは、君津市に大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲に渡る感染症等の発生（以下「大規模災害等の発生」という。）があった場合、感染症の拡大を防ぎ市民生活の安定を回復するための防疫業務について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害等の発生時に甲の要請により乙が行う防疫業務の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害等の発生に際し必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる業務（以下「防疫活動等」という。）の実施について、協力を要請することができる。

- (1) 市内公共施設及び指定避難所の消毒作業
- (2) 水害時における防疫活動
- (3) ネズミ・衛生害虫駆除活動
- (4) 前3号に掲げる活動に必要な消毒液その他の物品の調達
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認めた業務

（要請方法）

第3条 甲は、防疫活動等を要請するときは、感染症対策消毒業務要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（防疫活動等の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに要請された防疫活動等の実施場所に出動し、甲の職員の指示により防疫活動等を実施するものとする。

2 前項の場合において、防疫活動等に従事する者は、防疫活動等の実施場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動等を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により防疫活動等を実施したときは、感染症対策消毒業務実施報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）を防疫活動等完了の日から2週間以内に甲に提出するものとする。ただし、報告書を2週間以内に提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日、これを提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条の規定により乙が防疫活動等を実施するために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、甲が所有し、又は管理する施設以外の施設において、乙が、甲以外の者からの要請により第2条第2号及び第3号に掲げる業務を実施したときは、当該施設を所有し、又は管理する者が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条ただし書に規定する経費を甲に請求するときは、甲の指定する方法により請求するものとする。

（額の決定）

第8条 甲が負担する経費の額は、大規模災害等の発生の直前における市場の適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、防疫活動等に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、防疫活動等を実施する場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏洩してはならない。防疫活動等が実施した後も同様とする。

（連絡責任者の報告）

第11条 甲及び乙は、連絡責任者を定め、連絡責任者届（別記第3号様式）により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があったときも同様とする。

(協定の効力)

第12条 この協定の期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この当該期間が満了する日の30日前までに甲乙いずれからも相手方に対して協定を延長しない旨の申し出がないときは、協定を1年間延長するものとし、それ以後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は協定に変更若しくは疑義があるときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月11日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 千葉県千葉市中央区中央三丁目3番1号
一般社団法人千葉県ペストコントロール協会
会長

56. 千葉県君津市と日本郵便株式会社との包括連携協定書

千葉県君津市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもたちの育成に関すること
- (4) 災害時における協力に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地方創生及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前条各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的（少なくとも年1回以上）に協議を行うものとする。

3 第1項の規定による具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条第1項各号に掲げる連携事項を検討し、及び実施することにより知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項の規定による秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（附則）

本協定の締結をもって、平成12年5月24日に締結した「君津市と君津市内各郵便局とが行う安心ライフネットワーク事業に関する基本協定書」（以下この項において「旧協定書」という。）は、廃止する。

ただし、旧協定書第5条の規定により締結した各覚書は、当面の間、本協定第2条第1項第1号に規定する連携事項として決定したものとみなす。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年11月26日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 君津市久保四丁目2番29号
日本郵便株式会社
君津郵便局長
君津市内郵便局代表
亀山郵便局長

○災害発生時における協力に関する覚書

千葉県君津市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、千葉県君津市と日本郵便株式会社との包括協定書第2条第4号に定める連携事項について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、君津市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、君津市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が被災者の同意の上で作成した「避難者情報確認シート（避難先届）」（別記様式）の情報の相互提供

ただし、「避難者情報確認シート（避難先届）」の作成は、長期間の避難所滞在が見込まれる場合のみとする。

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実に行うための必要な事項

(6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(7) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 君津市 総務部危機管理課長

乙 日本郵便株式会社 君津郵便局長

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(附則)

この覚書の締結をもって、平成9年9月26日に締結した「災害時における君津郵便局、君津市間の協力に関する覚書」は廃止する。

この覚書の取り交わしを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年11月26日

甲 君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 君津市久保四丁目2番29号
日本郵便株式会社
君津郵便局長
君津市内郵便局代表
亀山郵便局長

57. 災害時における放送等に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム千葉（以下「乙」という。）は、災害及び防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、君津市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

（放送の要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して災害情報の放送を要請することができる。乙は、要請を受けたときは、積極的に発信するように最大限努めるものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲が前条に定める放送を要請する場合は、災害情報放送要請書（別記第1号様式）に定める内容をメールにて要請するものとする。

2 前項のほか、齟齬を防止するために相互の確認が必要な情報を発信する場合は、甲は、災害情報放送要請書を用いてファックスで提出するものとする。

3 甲は、メールやファックスでの要請が困難な場合は、電話により要請できるものとし、この場合において、甲は事後すみやかに乙に対して要請内容をメール又はファックスにより送付するものとする。

（情報の活用）

第4条 甲がインターネットや広報誌等で発信済の情報（災害情報、コミュニティー情報、施設情報、安全安心情報等）及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず、乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

（災害情報の放送）

第5条 乙は、第3条及び第4条に定める放送等を行うときは、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に規定する放送に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（協力体制の整備）

第7条 甲及び乙は、災害時における協力体制を整備するため、防災計画の状況、協力要請事項等について、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を、協定締結後速やかに連絡責任者届（別記第2号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の効力）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和3年8月31日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 千葉県浦安市入船一丁目5番2号
プライムタワー17階
株式会社ジェイコム千葉
代表取締役社長

別記第1号様式（第3条）（省略）

別記第2号様式（第8条）（省略）

58. 災害時等における施設及び機材等の提供協力に関する協定

君津市（以下、「甲」という。）と日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区（以下「乙」という。）は、災害時等における施設及び機材等の提供協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、君津市内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生する恐れがある場合及び災害対応準備時（以下、「災害時等」という。）において、必要な施設及び機材等（以下、「施設等」という。）の提供協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時等において、甲が施設等を必要とするときは、乙に対し必要な施設等を明示し、提供を要請する。

（協力の実施）

第3条 甲と乙は、協力の実施に必要な協議を行い、乙は、甲の要請に基づき施設等を提供する。

（施設等の種類）

第4条 乙が提供を協力する施設等は、次に掲げるものとする。

(1) 乙において保有する宿舍及び倉庫等の施設

(2) 前号に掲げるもののほか、乙が保有する大型発電機、照明機材及び車両等の資機材

（資機材等の引渡し）

第5条 提供を受ける資器材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 機材等の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。

（費用）

第6条 乙が提供する施設及び資機材の運搬に係る費用については、甲乙協議の上で決定するものとする。

（連絡体制等）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手側に通知しなければならない。連絡窓口を変更したときも同様とする。

2 前項の規定による通知は、連絡責任者届（別記様式）によるものとする。

（協議等）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了日の日の1か月前までに甲、乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

（秘密の保持）

第10条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の実施に必要な事項及び定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和3年9月1日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 千葉県君津市君津1番地
日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区
副所長

別記第1号様式（第7条）（省略）

59. 「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と一般社団法人助けあいジャパン（以下「乙」という。）とは、トイレトレーラー「みんな元気になるトイレ」（以下「本件トイレ」という。）の派遣協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における本件トイレの派遣要請及び派遣協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（登録）

第2条 甲は、乙に本件トイレの派遣要請及び設置協力を行うにあたり、別紙（トイレトレーラー派遣に関する事前設定・登録事項）に掲げる事項を事前に届けるものとする。

（要請）

第3条 甲は、本件トイレの派遣を要請する必要があるときは、乙に本件トイレの派遣要請をするものとする。

2 乙は、前項による要請を受けたときには、本件トイレを所有する自治体に情報を共有するとともに、派遣についての調整を行うものとする。

3 甲は、前項による派遣調整の結果に基づき、派遣協力側自治体に対し、ファクシミリ、電話又はメール等により派遣要請を行い、後日、遅滞なく文書により通知するものとする。

（協力）

第4条 甲は、本件トイレの派遣要請を受けたときは、派遣要請側自治体の情報等を確認後、速やかに当該派遣要請に応じるものとし、指定された場所に本件トイレの派遣を行うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、別に災害協定を締結する自治体へ本件トイレを派遣する必要がある等、やむを得ない理由で乙の派遣要請に応じることができないときは、速やかにその旨を乙に通知する。

（費用負担）

第5条 前条の派遣に係る経費の負担については、甲乙協議の上、別に定める。

（連絡責任者等）

第6条 甲及び乙は、連絡責任者等を定め、相手方に報告するものとする。連絡責任者等を変更したときも同様とする。

2 前項の規定による報告は、連絡責任者届（別記様式）によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和3年9月1日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 東京都大田区田園調布四丁目44番14号
一般社団法人助けあいジャパン
代表

別記様式（第6条） （省略）

60. 災害時における車両貸与に関する覚書

君津市（以下「甲」という。）とダイハツ千葉販売株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の所有する車両の災害時における貸与に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、君津市内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が、災害応急対策を実施するために必要とする車両の貸与に関し、その方法を定め、乙から甲への貸与を円滑に行うことを目的とする。

2 車両貸与方法の詳細については、別に定める災害時における車両貸与に関する実施要領によるものとする。
（守秘義務）

第2条 甲及び乙は、本覚書に基づく取組に係る活動において知り得た情報のうち、第三者への公開を禁止する旨を明示された情報については、第三者に公開し、又は漏洩してはならない。本覚書が終了した後も、同様とする。

（覚書の有効期間及び更新）

第3条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも書面により特段の申出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本覚書は更新されるものとし、その後も同様とする。

（覚書の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本覚書の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

（協議）

第5条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年12月1日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 千葉県千葉市中央区末広一丁目17番7号
ダイハツ千葉販売株式会社
代表取締役社長

○災害時における車両貸与に関する実施要領

(目的)

第1条 本要領は、君津市（以下「甲」という。）とダイハツ千葉販売株式会社（以下「乙」という。）とが令和3年12月1日付けで締結した「災害時における車両貸与に関する覚書」第1条第2項に基づき、災害対応における車両貸与の方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 覚書の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象に起因したもの。
- (2) その他、甲乙協議の上、災害と認めるもの。

(貸与車両の種類)

第3条 乙が、甲に対して貸与する車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 乗用車
- (2) 貨物車
- (3) その他、乙が貸与可能と判断する車両

(貸与車両台数)

第4条 乙が甲に貸与する車両の上限は3台とする。ただし、災害の状況等により、甲がこれを超える車両の貸与を要請する場合は、甲乙協議の上、台数を決定するものとする。

(貸与期間)

第5条 車両の貸与期間は原則15日間以内とし、期間を延長する場合は、甲乙協議の上、決定する。

(車両の貸与要請と承諾)

第6条 甲は、乙に対して車両の貸与を要請する場合は、車両貸与依頼書（別記第1号様式）を提出する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請した後、速やかに車両貸与依頼書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障のない可能な範囲で、甲に対して車両を貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、甲に対して車両の貸与を決定した場合は、速やかに車両貸与承諾書（別記第2号様式）を提出する。

(貸与車両の引渡し)

第7条 乙は貸与車両を運行可能な状態に点検・整備し、甲は乙が指定する場所において貸与車両の引渡しを受ける。ただし、甲において車両の受取が不可能な場合は、甲乙協議の上、引渡しの方法を決定するものとする。

2 貸与車両の引渡しの際は、甲乙双方で車両の状況を確認する。

(貸与車両の運行・管理)

第8条 貸与車両の運行及び管理は、甲が行う。

2 甲は、貸与車両の状況に関する情報を乙から求められた場合は、当該情報を乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、車両に不具合が生じた場合等、災害対応に当たり問題が発生した場合は、速やかに乙に連絡し、甲乙協議の上、対応を決定する。

(貸与車両の整備)

第9条 車両の点検やタイヤの交換等、貸与車両の運行上必要な整備については、必要に応じて乙の責において行うこととする。

(事故報告)

第10条 甲は、貸与車両が関係した事故が生じたときは、事故の大小、内容にかかわらず、電話等により速やかにその状況を乙に報告した後、事故等報告書（別記第3号様式）を乙に提出しなければならない。

(貸与車両の返却)

第11条 甲は、乙が指定する場所に貸与車両を返却する。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、返却方法を決定するものとする。

2 貸与車両の返却の際は、甲乙双方で車両の状況を確認する。

(費用負担)

第12条 乙は、貸与車両の自賠償保険及び任意保険(対人賠償:無制限、対物賠償:無制限 免責0万円、人身傷害:1名5,000万円、車両保険:協定保険価格)に加入し、保険に加入するための費用を負担する。

2 使用車両をその原因とする第三者に与えた物的又は人的損害、及び使用車両の損害について、前項の規定

を超える損害の補償が発生した場合は、その損害の責めに帰すべき理由のある者が、補償責任を負うものとする。ただし、責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとする。

3 甲が貸与車両を使用する際に必要な燃料費は、甲が負担するものとする。

4 前各項以外に発生した費用については、原則として甲が負担する。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合は、この限りでない。

(使用上の留意事項)

第13条 貸与車両の使用に当たっては、次の各号に定めるところとする。

(1) 災害対応以外の目的に使用してはならない。

(2) 原則として、君津市内で使用するものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、車両貸与に関する連絡責任者を定め、連絡責任者届出書(別記第4号様式)により甲乙相互に報告し、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、甲乙相互に報告する。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項及び要領に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条) (省略)

別記第2号様式(第6条) (省略)

別記第3号様式(第10条) (省略)

別記第4号様式(第14条) (省略)

61. 災害時等におけるレンタル資機材の提供等に関する覚書

君津市（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社千葉営業部（以下「乙」という。）は、災害時等におけるレンタル資機材（以下「資機材」という。）の提供等に関する覚書を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、君津市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する資機材の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙が協力をを行う内容は次のとおりとする。

- (1) 資機材の提供
- (2) 資機材の運搬、設置及び撤去
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲及び乙が協議し、決定した事項

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等における応急活動のため、資機材が必要となった場合は、要請書（別記第1号様式）をもって乙に要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに資機材の提供に関する協力をを行うものとする。

（費用負担）

第5条 乙が資機材の提供を行った場合に要する次に掲げる費用は、災害の発生した直前の適正な価格を基準として、乙が算出し甲が負担するものとする。

- (1) 資機材のレンタル費用
- (2) 資機材の運搬、設置及び撤去等に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請に応えるために乙が要した費用

（契約方法）

第6条 契約方法は、前条により算出した金額に基づく、単価契約を基本とする。

2 災害時に必要となる資機材の調達については、緊急を要するものであり、入札を実施する時間的余裕がないため、本覚書に基づく契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び君津市財務規則第138条第1項第5号による随意契約とする。

（報告）

第7条 乙は、資機材の提供を行ったときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により甲に報告し、後日、速やかに報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

- (1) 提供した機材名、数量及び場所
- (2) 資機材の提供日時
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

（補償）

第8条 協力に基づく作業中に乙の従業員が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（平常時の活動）

第9条 この覚書に定める事項を円滑に推進し、災害の発生に備えるため、甲及び乙は、平素から情報交換を行うとともに、乙は、甲が行う防災訓練への参加等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任し、連絡責任者届（別記様式第3）を作成の上、これをお互いに通知するものとする。

2 連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、変更した名簿を相手先に速やかに提出するものとする。

（協議）

第11条 甲及び乙は、この覚書に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この覚書の有効期間は、締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも覚書解除の申出がないときは、本覚書は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

この覚書の成立を証するため、本覚書書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和4年1月26日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 千葉県千葉市稲毛区山王町351番1号
西尾レントオール株式会社 千葉営業部
部長

別記第1号様式 (第3条) (省略)
第2号様式 (第7条) (省略)
第3号様式 (第10条) (省略)

62. 旧坂畑小学校及び旧亀山中学校の災害時における指定避難所及び指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と株式会社運動会屋（以下「乙」という。）は、災害時における指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、君津市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が、乙に貸付する旧坂畑小学校及び旧亀山中学校の施設（以下「貸付施設」という。）を住民等の指定避難所等として甲が使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 本協定で対象とする貸付施設は、別表に掲げる施設とする。

（指定避難所の開閉時期）

第3条 指定避難所の開閉時期は、甲が判断する。

（指定避難所の開設通知等）

第4条 甲は、貸付施設を指定避難所として開設する場合、乙に対し、その旨を口頭で通知し、事後速やかに指定避難所の開設に係る施設使用届（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 災害の発生等により、貸付施設を指定緊急避難場所として使用する必要が生じた場合、乙は、貸付施設を指定避難場所として提供するものとする。

（指定避難所等の管理・運営）

第5条 指定避難所等の管理・運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、指定避難所等の管理・運営について、可能な範囲で協力することとする。

（指定避難所の閉鎖通知）

第6条 甲は、指定避難所を閉鎖する際は、乙に対し、その旨を口頭で通知し、事後速やかに指定避難所閉鎖届（別記第2号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第7条 本協定に基づく貸付施設の使用料は、無償とする。

2 指定避難所等の管理・運営に係る光熱水費は、甲が負担するものとする。

3 指定避難所の開設等により、乙の事業が停止したことに伴い、損害が発生した場合においても、乙は甲に対し、その損害を請求することはできない。

（指定避難所等の周知）

第8条 甲は、貸付施設を指定避難所等として使用することについて、住民等に周知するものとする。

（施設変更の通知）

第9条 乙は、貸付施設の増改築等により使用施設の面積に変更が生じるとき、又は施設被害等により指定避難所等として使用ができないときは、甲に通知するものとする。

（備蓄品の保管）

第10条 甲は、備蓄品を使用施設の一部に保管することができるものとする。なお、備蓄品の管理は、甲の責任において行うものとする。

（防災倉庫の設置）

第11条 指定緊急避難所等に設置する防災倉庫の管理は、甲の責任において行うものとする。

（施設及び物品の破損時等の対応）

第12条 指定避難所等として使用した場合の貸付施設及び物品の人為的破損については、甲がその復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第13条 乙は、貸付施設を指定避難所等として使用しているときに発生した事故等について、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負わないものとする。

（連絡責任者）

第14条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者届出（別記様式3号様式）により甲乙相互に報告し、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、甲乙相互に報告する。

（協定の解除）

第15条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、甲と乙が別途契約する旧坂畑小学校及び旧亀山中学校に係る市有財産貸借仮契約及び市有財産使用貸借契約の期間とする。

(訓練の参加)

第17条 乙は、本協定による避難所運営等が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年2月28日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
千葉県君津市
市長

乙 東京都渋谷区代官山町9-10 3階
株式会社運動会屋
代表取締役

別表 (第2条関係) (省略)

別記第1号様式 (第4条関係) (省略)

第2号様式 (第6条関係) (省略)

第3号様式 (第14条関係) (省略)

63. 君津市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

君津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人君津市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、君津市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、君津市災害時応急活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害情報等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議のうえ、被災自治体の実施する救助とボランティア活動の調整に係る事務等に関する委託契約（以下、「本委託契約」という。）を締結し、センターを設置するものとする。

（契約方法等）

第4条 災害時におけるボランティア活動及びその調整については、緊急を要するものであり、入札を実施する時間的余裕がないため、本委託契約にかかる契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び君津市財務規則第138条第1項第5号による随意契約とする。

2 業務委託料は、実績に応じて支払うものとする（参考様式）。

（センターの設置場所）

第5条 センターは、君津市保健福祉センターに設置するものとする。ただし、君津市保健福祉センターへの設置が困難な場合は、甲が管理する施設のうち、支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や、地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第6条 センターの運営は、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、地区社会福祉協議会、災害対策コーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等と協力して行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第7条 乙は、センターの円滑な運営を行うことが困難であると認めるときは、甲に対し必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第8条 センターは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続き
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 君津市災害対策本部との以下の情報の共有
 - ア 被災情報・避難所等に関する情報
 - イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ウ ボランティアによる支援活動の状況
 - エ その他、災害ボランティア活動に必要なと甲・乙が認める情報

(10) 関係機関・団体との連絡・調整・仲介等

(11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第9条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第10条 センターの拠点設置や整備に係る費用については、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 センターの運営に係る人件費及び応援職員の旅費については、第3条に規定する委託契約書に基づき、甲の負担とする。

3 乙は、前項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(損害の補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制の整備)

第14条 乙は、平常時から、災害時に備えたセンターの機能整備・保持に努めるものとし、甲は必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、防災訓練及び災害ボランティアセンター運営訓練等を実施するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による協定解除の申出がないときは、有効期間を1年延長するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年3月31日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長

乙 千葉県君津市久保三丁目1番1号
社会福祉法人 君津市社会福祉協議会
会長

64. 災害時等における施設利用の協力に関する協定

君津市（以下「甲」という。）と千葉県立君津青葉高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における避難所等の施設利用等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、君津市内において、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の管理する学校施設（以下「乙の施設」という。）を避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第2条 甲は、災害が発生したため乙の施設に避難所等を開設する必要があるときは、乙に対し、乙の施設の利用等及び乙の教職員の協力（以下「施設利用等」という。）を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用等を要請するときは、電話等により要請を行うものとする。

3 乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。

（施設利用等の内容）

第3条 乙が甲に対し行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。

(1) 避難所として利用する施設

体育館

(2) 指定緊急避難場所として利用する施設

グラウンド

(3) 避難所等として利用する施設に付随する乙の学校設備、備品、機器類等

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、千葉県教育庁発行の「震災時における実働計画（実働マニュアル）」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

（避難所配備職員の派遣）

第4条 甲は、施設利用等を行う場合には、避難所等に避難所配備職員を派遣するものとする。

2 甲及び乙は、避難所等の円滑な運営を行うため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

（避難所等の開設等）

第5条 避難所等の開設は、乙の教職員の協力を得て、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。

2 避難所等の管理及び運営は、甲の派遣した避難所配備職員、乙の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。

3 避難所等の運営については、乙は甲にできる範囲で協力するものとする。

4 緊急時を想定し、避難所として利用する乙の施設の鍵を事前に甲の担当部署に預けるものとする。

（乙の施設等の返還）

第6条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設及びこれに付随する乙の学校設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所の集約を図り、段階的に乙の施設及び乙の学校設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。

3 甲は、被害が解消され、避難所を閉鎖する時は、速やかに、乙の施設及び乙の学校設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合においては、甲は、可能な限り、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。

4 乙の施設及び乙の学校設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

（経費の負担）

第7条 施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（施設の重要な変更）

第8条 乙は、避難所等に指定された施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を加えようとする場合は、甲に対し事前に届け出るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれかからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申し出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自1部を保有する。

令和4年6月24日

甲 君津市久保2丁目13番1号
君津市
君津市長

乙 君津市青柳48
千葉県立君津青葉高等学校
校長

○協定書の一部変更に係る覚書

君津市（以下「甲」という。）と千葉県立君津青葉高等学校（以下「乙」という。）は、両当事者間で締結された令和4年6月24日付け災害時等における施設利用の協力に関する協定（以下「原協定書」という。）に関し、以下のとおり一部を変更する覚書を締結する。

（原協定書の変更）

第1条 原協定書を次のとおり改める。

- 2 原協定書第3条第1項第1号中、「体育館」を「屋内運動場（体育館、格技館）」に改める。
- 3 原協定書第3条第1項第3号の次に次の1号を加える。
 - (4) 乙は、甲の所有する災害備蓄品を常備するために、施設を利用させることができる。
- 4 原協定書第3条第1項第3号及び第6条第2項中の「付随」を「付帯」に改める。
- 5 原協定書第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（連絡体制等）

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手側に通知しなければならない。連絡窓口を変更したときも同様とする。

2 前項の規定による通知は、連絡責任者届（別記様式）によるものとする。

（原協定書の適用）

第2条 この覚書に定めのない事項については、原協定書のとおりとする。

（効力発生日）

第3条 この覚書の効力は、令和5年3月27日より発生する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自1部を保有する。

令和5年3月27日

甲 君津市久保2丁目13番1号
君津市
市長

乙 君津市青柳48
千葉県立君津青葉高等学校
校長

65. 旧松丘小学校及び旧松丘中学校の災害時における指定避難所及び指定緊急避難場所としての使用に関する協定

君津市（以下「甲」という。）と株式会社テラ（以下「乙」という。）は、災害時における指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次のことを目的とする。

- (1) 君津市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が、乙に貸付する旧松丘小学校及び旧松丘中学校の施設（以下「貸付施設」という。）を住民等の指定避難所等として甲が使用すること。
- (2) 前号の場合において、貸付施設の使用に必要な事項を定めること。

（対象施設）

第2条 本協定で対象とする貸付施設は、甲と乙が別途契約する旧松丘小学校及び旧松丘中学校に係る市有財産賃貸借契約書及び市有財産使用貸借契約書で定める施設とする。

- 2 使用場所及び方法については、あらかじめ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。
- 3 前項の場合において、甲は、乙の事業に与える影響が過大なものとならないよう、配慮するものとする。

（指定避難所の開閉時期）

第3条 指定避難所の開閉時期は、甲の責任において判断する。

（指定避難所の開設通知等）

第4条 甲は、貸付施設を指定避難所として開設する場合、乙に対し、その旨を口頭及び電子メール等の通信媒体により通知し、事後可及的速やかに指定避難所の開設に係る施設使用届（別記第1号様式）を提出するものとする。

- 2 災害の発生等により、貸付施設を指定緊急避難場所として使用する必要が生じた場合、乙は、貸付施設を指定緊急避難場所として提供するものとする。

（指定避難所等の管理・運営）

第5条 指定避難所等の管理・運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 乙は、指定避難所等の管理・運営について、可能な範囲で協力することとする。

（指定避難所の閉鎖通知等）

第6条 甲は、指定避難所を閉鎖する際は、乙に対し、その旨を口頭及び電子メール等の通信媒体により通知し、事後可及的速やかに指定避難所閉鎖届（別記第2号様式）を提出するものとする。

- 2 甲は、指定避難場所を閉鎖するときは、避難の用に供した備品等を撤去し対象施設の清掃（塵芥の処分等を含む。）を行う等、指定避難所開設直前の原状に回復したうえ、明け渡す。

（費用負担）

第7条 本協定に基づく貸付施設の使用料は、無償とする。

- 2 指定避難所等の管理・運営に係る光熱水費は、甲が負担するものとする。
- 3 指定避難所の開設等により、乙の事業が停止したことに伴い、損害が発生した場合においても、乙は甲に対し、その損害を請求することはできない。

（指定避難所等の周知）

第8条 甲は、貸付施設を指定避難所等として使用することについて、住民等に周知するものとする。

（施設変更の通知）

第9条 乙は、貸付施設の増改築等により面積に変更が生じるとき、又は施設被害等により指定避難所等として使用できないときは、甲に通知するものとする。

（備蓄品の保管）

第10条 甲は、備蓄品を貸付施設の一部に保管することができるものとする。

- 2 保管場所及び方法については、乙の事業に支障を来すことがないよう、あらかじめ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。
- 3 備蓄品の管理は、甲の責任において行うものとする。

（防災倉庫の設置）

第11条 指定避難所等に設置する防災倉庫の管理は、甲の責任において行うものとする。

（施設及び物品の破損時等の対応）

第12条 指定避難所等としての使用に関連して発生した貸付施設及び物品（乙が設置、付加したものを含む。）

の破損については、甲乙間で別途締結する旧松丘小学校及び旧松丘中学校に係る市有財産賃貸借契約書又は市有財産使用貸借契約書の規定に関わらず、甲がその復旧に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定に関わらず、指定避難所等として使用している間に発生した余震等、自然災害に起因する貸付施設及び物品（乙が設置、付加したものを含む。）の破損については、乙がその復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第 13 条 乙は、貸付施設を指定避難所等としての使用に関連して発生した事故等について、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負わないものとする。

2 甲は、前項に定める事故等について、自己の責任と負担において処理するものとする。

（連絡責任者）

第 14 条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者届出（別記様式 3 号様式）により甲乙相互に報告し、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、甲乙相互に報告する。

（協定の解除）

第 15 条 甲は、乙が本協定に定める事項の一部を履行しない場合、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除できるものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、次のいずれかに該当する場合、催促をすることなく、直ちに協定を解除することができるものとする。

(1) 甲が貸付施設に係る指定避難所等の指定を解除したとき。

(2) 甲乙間で別途締結する旧松丘小学校及び旧松丘中学校に係る市有財産使用貸借契約書が解除されたとき。

(3) 本協定に定める事項の全部の履行が不能であるとき。

(4) 乙が本協定に定める事項の全部の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。

(5) 本協定に定める事項の一部の履行が不能である場合又は乙が本協定に定める事項の一部の履行を拒絶する意思を明確にした場合において、残存する部分のみでは本協定の目的を達することができないとき。

(6) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ、本協定の目的を達することができない場合において、乙が履行をせず、その時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本協定に定める事項の履行をせず、甲が前条の催告をしても本協定の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（協定の有効期間）

第 16 条 この協定の有効期間は、甲と乙が別途契約する旧松丘小学校及び旧松丘中学校に係る市有財産賃貸借契約書及び市有財産使用貸借契約書の期間とする。

（訓練の参加）

第 17 条 乙は、本協定による避難所運営等が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（貸付施設への立入）

第 18 条 甲は、防災倉庫等の管理のため、乙に対し事前に通知のうえ、平時においても貸付施設へ立ち入ることができるものとする。

2 前項の場合において、甲は、乙の事業に支障を来さないよう、配慮するものとする。

（協議）

第 19 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定書は、2 通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 5 年 2 月 2 7 日

甲 千葉県君津市久保二丁目 1 3 番 1 号
千葉県君津市
市長

乙 神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目 2 番 3 7 号
株式会社テラ
代表取締役社長

66. 災害時における応急対策の協力に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と千葉土建一般労働組合かずさ支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、君津市内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請により乙が実施する応急対策について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、「応急対策協力要請書」（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、協力要請を受けたときは、応急対策に必要な人員、資機材等を出動させ、甲の指示に従い応急対策を実施するものとする。

（応急対策の内容）

第3条 協力要請する応急対策は、次に掲げる業務とする。

- (1) 避難所等の公共施設の応急補修
- (2) その他、甲が必要と認める業務

（協体制度の整備）

第4条 乙は、協力要請を受けた場合において、速やかに応急対策を実施できるよう、常に乙の組合員の出動体制及び被害状況に応じた資機材の供給体制について、整備するものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力要請に基づく応急対策を完了したときは、「応急対策完了報告書」（別記第2号様式）を、遅滞なく甲に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 協力要請に基づき乙が実施した応急対策に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法等については、千葉県積算基準及び君津市財務規則等に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害補償）

第7条 協力要請に基づき応急対策に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発活動事業及び防災訓練への参加
- (2) その他、甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者届出（別記様式3号様式）により甲乙相互に報告し、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、甲乙相互に報告する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲、乙、いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年5月23日

- 甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
千葉県君津市
市長

- 乙 千葉県君津市空師三丁目2番5号
千葉土建一般労働組合かずさ支部
執行委員長

3 市関係様式

○君津市様式1 災害即報票

災害即報票

受信日時	年 月 日 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>午前</td> <td>時</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>時</td> <td>分</td> </tr> </table>										午前	時	分	午後	時	分
午前	時	分														
午後	時	分														
受信者																
発信者	住所								電							
	氏名								話							
被害名称	人的被害	死者・行方不明者・重傷者・軽傷者														
	住家被害	全壊・半壊・一部破損・床上(下)浸水														
	その他	非住家・()														
被害場所																
被害内容	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟						
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟						
被害内容	(火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・ガス・水道の状況等)															
対応																
県報告	有 無															
その他																

③被害状況記録連絡票

被害状況記録連絡票

○参集後に各自で記入すること

整理番号

■報告者氏名	■災害対策班名	班
■参集報告		
○参集日時	年 月 日 時 分	
■見聞情報（参集時に見聞きした情報）		
<p>○自宅付近の状況 ○道路の状況 ○建物被害の状況 ○救助者の有無 ○火災の発生状況 ○その他気づいたこと</p>		
■地図・略図	→火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する	

危機管理班へ提出

勤務時間外（夜間・休日等）の非常災害時職員動員連絡表

		所掌部班名	部	局	課・室・所
	(部長)				
	(主管課長)				
	(次長)				
	(所属長)				
	(副課長)				
第 1 配備	名	第 1 配備			
第 2 配備	名	第 2 配備			
第 3 配備	名	第 3 配備			
第 4 配備	名	第 4 配備			
第 5 配備	名	第 5 配備			
合 計	名				

義 援 金 品 領 収 書

No.

金 額 ¥

以上のとおり受領いたしました。

ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

君津市災害対策本部長

君津市長

印

整理番号	No.
------	-----

<h1>り 災 証 明 書</h1>	
君津市長	様
	年 月 日
	住所
	氏名
	印
下記事実に相違ないことを証明願います。	
り 災 年 月 日	
り 災 場 所	
り 災 原 因	
り 災 状 況	
証明書提出先	
上記事実に相違ないことを証明します。	
	年 月 日
	君津市長
	印

ひ 災 届 出 書

年 月 日

君津市長 様

住 所

届 出 者 氏 名 印

電話番号 ()

年 月 日の () により、下記の被害を受けたことを届出します。

記

1 被害状況

り災場所等	
被害状況	

2 証明書の提出先及び使用目的

提 出 先	
使 用 目 的	

君危第 号

ひ災届出証明書

上記のとおり、届出があったことを証明する。

年 月 日

君津市長 印

4 災害救助法様式

○災害救助法による救助の内容等

(災害救助法事務取扱要領より 令和5年12月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	【基本額】 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内。	①費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ②避難に当たっての輸送費は別途計上3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	【基本額】 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間。)	①費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ②避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。	○建設型応急住 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 その他 建設型応急住宅	災害発生の日から20日以内着工。	①費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 ②同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		③高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ④供与期間は2年以内。
		○賃貸型応急住 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額。	災害発生の日から速やかに借上げ、提供。	①費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ②供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	①避難所に収容された者。 ②住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者。	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内。	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)。	当該地域における通常の実費。	災害発生の日から7日以内。	輸送費、人件費は別途計上。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者。	①夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 ②下記金額の範囲内。	災害発生の日から10日以内。	①備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 ②現物給付に限ること。

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費。 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内。 3 施術者 協定料金の額以内。	災害発生の日から14日以内。	患者等の移送費は、別途計上。
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者。）。	①救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費。 ②助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額。	分べんした日から7日以内。	妊婦等の移送費は、別途計上。
被災者の救出	①現に生命、身体が危険な状態にある者。 ②生死不明な状態にある者。	当該地域における通常の実費。	災害発生の日から3日以内。	輸送費、人件費は、別途計上。
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり50,000円以内。	災害発生の日から10日以内。	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	①住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者。 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者。	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯706,000円以内。 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯343,000円以内。	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内。）。	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀	①教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用し	災害発生の日から 【教科書】 1ヵ月以内	①備蓄物資は評価額。 ②入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	<p>ている教材、又は正規の授業で使用している教材実費。</p> <p>②文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内。</p> <p>小学生児童 4,800円</p> <p>中学生生徒 5,100円</p> <p>高等学校等生徒 5,600円</p>	【文房具及び通学用品】 15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給。	<p>1体当たり</p> <p>大人(12歳以上) 219,100円以内</p> <p>小人(12歳未満) 175,200円以内</p>	災害発生の日から10日以内。	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。	当該地域における通常の実費。	災害発生の日から10日以内。	輸送費、人件費は、別途計上。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	<p>【洗浄、消毒等】 1体当たり3,500円以内</p> <p>【一時保存】 ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり5,400円以内</p> <p>検案、救護班以外は慣行料金。</p>	災害発生の日から10日以内。	<p>①検案は原則として救護班。</p> <p>②輸送費、人件費は、別途計上。</p> <p>③死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</p>
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者。	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均(138,300円以内)。	災害発生の日から10日以内。	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	<p>①被災者の避難に係る支援</p> <p>②医療及び助産</p> <p>③被災者の救出</p> <p>④飲料水の供給</p> <p>⑤死体の捜索</p>	当該地域における通常の実費。	救助の実施が認められる期間以内。	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	⑥死体の処理 ⑦救済用物資の整理配分			
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援。	当該地域における通常の実費。	救助の実施が認められる期間以内。	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内。	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	①時間外勤務手当 ②賃金職員等雇上費 ③旅費 ④需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 ⑥通信運搬費 ⑦委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記①から⑦までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内。	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10
ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9
ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8
ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7
ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6
ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5
ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○災害救助法様式

様式 1 救助の種類別実施状況

様式1

救助の種類別実施状況

区分		避難所		応急仮設住宅		炊出し		飲料水		被服復具等			医療及び助産			学用品			埋葬		死体の処理		障害物の除去				
		収容 人員数	人員	設置 戸数	完成 戸数	給食 人員	人員	給水車 台数	世帯数	被服 数	復具 数	その他 点	救護 班数	患者 数	医療機関 数	患者 数	小学生 数	中学校 数	高等学校 数	埋葬 数	埋葬 体数	処理 数	処理 体数	対象 世帯数	対象 世帯数		
月	日	時	分	発	・	受	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在
月	日	時	分	発	・	受	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在
月	日	時	分	発	・	受	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在
月	日	時	分	発	・	受	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在
月	日	時	分	発	・	受	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在
月	日	時	分	発	・	受	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在
月	日	時	分	発	・	受	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在	日	月	時	分	現在

市町村名 君津市

様式2 救助の種目別物資受払状況

様式2

救助の種目別物資受払状況

救助の種目別	年月日	品名	単位呼称	摘要	市町村名			対象経費
					受	払	残	
避難所用								
炊出しその他による 食品給与用								
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被服、寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械 器具燃料								
燃料及び消耗品								
学用品の給与								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受払先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額並びに払出数量(使用数量)に対する金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において県よりの受入分及び市町村調運分がある場合は、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

様式6 飲料水の供給簿

様式6

飲料水の供給簿

供給対象箇所の名称	供給期間		市町村名	君津市
	月	日	実支出額	備考
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
計				

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式 8-2 救護班活動状況

別紙8-2

救 護 班 活 動 状 況

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)人件費			0	
・賞金職員雇上費			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・時間外勤務手当			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(イ)旅費等			0	
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)薬剤費等			0	
・医薬品, 治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
合計			0	

※ 人数は延べ人数。
 ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。

別紙8-3関係(DMAT関係)

DMAT活動時間調査票

※ 留意事項

- 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。
- 調査票は、活動日別に記入してください。
- 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

職種:	氏名:		活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外勤務手当	旅費	宿泊費等	備考
月 日				～	0:00					
月 日				～	0:00					
月 日				～	0:00					
月 日				～	0:00					
月 日				～	0:00					
月 日				～	0:00					
合計					0:00	0	0	0	0	

様式19 (1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

(実費弁償)
様式19
(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名		備考
	実人員 人	延人員 人			日当 円	旅費 円	時間外勤務手当 円	計 円	算定基準による算定額 円	君津市	
医師及び歯科医師											
薬剤師											
保健師・助産師・看護師											
土木技術者											
建築技術者											
大工左官及びとび職											
計											

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式20 (2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

様式20
(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額 円	備考
業種	数	実人員 人	延人員 人				
土木建築業者							
地方鉄道業者							
軌道経営者							
自動車							
運送事業者							
船舶運送業者							
港湾運送業者							
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式 2 3 救助事務費対象経費支弁内訳

様式23

救助事務費対象経費支弁内訳

市町村名

君津市

(単位:円)

支出費目		所要額	摘要(内訳等)	
救助事務費内訳	職員手当	時間外勤務手当		
	賃金			
	旅費			
	需用費	消耗品費		
		燃料費		
		食糧費		
		印刷製本費		
		光熱水費		
		修繕費		
	計		0	
	使用料及び賃借料			
	委託料			
	役務費	通信運搬費		
	合計		0	

備考

対象経費は、救助の事務を行うのに要した経費及び災害救助費の精算の事務に要した経費とし、「災害救助事務取扱要領」の第5 救助事務費に関する事項のうち、「1(2)救助事務費として認められる経費」のア～シ各号に掲げる内容に留意して計上すること。